

平成 27 年第 1 回定例会

企画産業常任委員会
会 議 録

自 平成 27 年 3 月 9 日 (月)
至 平成 27 年 3 月 10 日 (火)

場所：大曲庁舎 互助会館第 1 会議室

平成 2 7 年 3 月 9 日 (月曜日)

(第 1 日)

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 平成27年3月9日（月曜日） 午前10時00分 ～ 午後3時41分

会 場 大仙市役所 3階 互助会館第1会議室

出席議員（7人）

1 番 富 岡 喜 芳 8 番 藤 田 和 久 11 番 茂 木 隆
13 番 古 谷 武 美 14 番 武 田 隆 16 番 高 橋 幸 晴
20 番 佐 藤 清 吉

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

企 画 部 長	小 松 英 昭	次長兼総合政策課長	相 馬 幸 則
総合政策課参事	高 橋 正 人	総合政策課主幹	富 樫 真 司
総合政策課副主幹	佐々木英樹	総合政策課副主幹	伊 藤 ひ ろ み
総合政策課主席主査	木 村 慎 吾	情報システム課長	加 賀 勘 悦
情報システム課主幹	久 米 啓 之	情報システム課主席主査	大 隅 寿 範
男女共同参画・交流推進課長	佐々木繁隆	男女共同参画・交流推進課副主幹	高 橋 直 美
男女共同参画・交流推進課主査	伊 藤 桂 子	重点政策推進室主査	畑 山 由 美 子
重点政策推進室主査	小 笠 原 潤		

議会事務局職員出席者

主 査 佐 藤 和 人

審査案件

- 1 議案第19号 大仙市地域中核病院整備支援基金条例を廃止する条例の制定について
- 2 議案第27号 新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の変更について
- 3 議案第28号 大仙市過疎地域自立促進計画の変更について

- 4 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 5 議案第38号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）【説明・質疑】
 - 6 議案第69号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第13号）【説明・質疑】
 - 7 議案第49号 平成27年度大仙市一般会計予算【説明・質疑】
-

午前10時00分 開 会

○委員長（高橋幸晴） おはようございます。

時折、白鳥が上空で叫んでいる声が聞こえてきました。なんかこう、北の方へ帰るあいさつの様に聞こえられる気がいたしますが、高校、中学校と卒業式が終わりました。出席して、この卒業する子どもたちが、県外へほとんど、特に高校ですけれども、出ていくということは、大変悲しいような気持ちにもなったところです。私たちの大仙市の郷土を如何に魅力ある郷土にしていって、その県外へ流出していった子どもたちが、またふるさとへ白鳥のように帰ってくるような、そういうふるさとづくりが必要ではないかなというふうに感じております。今日は27年度に向けての予算審議、補正もありますけれども、重要な審議になると思います。そういう意味で、この企画という部門は大仙市のふるさとづくりにとって、要の部署であると思いますので、どうかそういうことで、各委員の皆様方には、十分な審議をよろしく願います次第であります。

只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

今次定例会の委員会審査の日程につきましては、お手元に配付の日程表にしたがって審査してまいります。第1日目は企画部、2日目は農林商工部・農業委員会事務局所管の議案審査を行います。

予算案は課ごとに説明・質疑を行い、討論・表決につきましては、2日目の農業委員会事務局の審査終了後に一括で行うことといたします。

正確な会議録作成のため、発言の際はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（高橋幸晴） それでは、日程表に従って順次審査してまいります。

はじめに、小松企画部長からごあいさつがあります。小松企画部長。

○企画部長（小松英昭） みなさん、おはようございます。

高橋委員長を始め企画産業常任委員会委員の皆様には、日頃から格別のご指導とご協

力を賜っております。厚くお礼を申し上げます。

今次定例会におきましては、病院改築事業が完了したことに伴います廃止条例案1件、合併特例債の活用年次延長に伴う新市建設計画の変更など単行案3件、平成26年度の補正予算2件、平成27年度当初予算の合計7件についてご審議をお願いすることといたしております。

このあと、各担当課長から説明をさせていただきますが、よろしくお願いを申し上げます。また、審査終了後に協議会の開催をお願いいたしております。内容は、第2次男女共同参画プランについてご説明いたしたいと考えておりますので、合わせましてよろしくお願い申し上げます。

さて、来たる、合併後11年目にあたります、平成27年度におきましては、重点政策推進室にあつては、継続しておりました市街地再開発事業南街区4棟が9月に完成ということで、現在順調に工事が進められております。11月1日を予定しておりますけれども、大曲ヒカリオ（北街区、南街区）がグランドオープンするというような年になってございます。

また、男女共同参画・交流推進課におきましては、この後ご説明申し上げますけれども、第2次男女共同参画プランの初年度にあたるということで、様々計画に盛られた事業が出てくるという年になっておりますし、また平成27年度におきましては、結びサポート事業が拡充されての事業実施を予定しているということになってございます。

また、情報システム課にあつては、マイナンバー制度が本格的に始動するという年になってございます。

総合政策課にあつては、盛りだくさんでありますけれども、次期総合計画の策定作業が本格化いたします。また自治基本条例制定作業も終盤を迎えると、また、まち・ひと・しごと、地方創生法の絡みであります、地方版総合戦略の策定の年にもあたってございます。

さらには、第3期地域公共交通計画の策定もあるということでありますし、コミュニティFMが8月をもって本開局を迎えるというような状況になってございます。

また、花火産業構想についても、これまでも議員の皆様にも概要についてご説明申し上げてのわけですが、平成27年度からは先行型の予算を使っての事業が本格的に始まる予定であるというようなこともあります。

なお、当部担当の施策1の花火伝統文化継承資料館（仮称）については、先週木曜日

(5日)にコンサルから基本的な考え方をまとめた成果品が上がってきてございます。今後この内容を精査いたしまして、教育委員会、あるいは建設部等関係部署と協議し、市長協議を経て市としての考え方をまとめた上で、改めて議員の皆様にご説明申し上げたいと考えてございます。3月17日の議会最終日に、27年度の花火産業構想のアクションプランについて、全体の細かい事業の説明会をお願いしておりますけれども、この花火伝統文化継承資料館の説明については、おそらくそれまでには作業的には間に合わないということでもありますので、改めまして施策1についての説明会を4月当初辺りになると思っておりますけれども、ぜひお願いしたいというふうに考えてございます。

最後になりますが、来たる3月21日には座間市との友好交流都市協定締結式、また終了後には新作花火コレクションに座間市の皆様をお迎えするという事業もあります。また翌日22日には、大仙市誕生の10周年記念式典がございまして。現在、当総合政策課が中心となって準備作業を進めております。最後の追い込みを行っているところでございます。これまで議員の皆様からの様々なご意見やご指導をいただきました。この場をお借りいたしまして感謝申し上げたいというふうに思います。成功に向けて、もう一頑張りいたしますので、どうぞ引き続きよろしくようお願い申し上げたいというふうに思います。

以上で、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いたします。

○委員長（高橋幸晴） ありがとうございます。

○委員長（高橋幸晴） それでは、議案審査に入ります。

議案第19号「大仙市地域中核病院整備支援基金条例を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） それでは、資料No1、議案書の37ページ及び38ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第19号「大仙市中核病院整備支援基金条例を廃止する条例の制定」につきましてご説明申し上げます。

本条例は、秋田県厚生農業協同組合連合会が行う仙北組合総合病院の改築を支援するため、平成23年3月23日に制定したものでありますが、平成26年5月1日の大曲厚生医療センター開院に合わせ、本基金を活用し、来院者の利便性向上と入院患者の療養環境の充実を図るための施設整備を行い、事業が完了し本条例の目的を達成したこと

から、平成27年4月1日をもって廃止するものであります。

なお、基金（1,071万8千円）の活用内容でありますけれども、待合室等への映像機器整備として、テレビ19台、記録再生機器5台など286万7千円、4階屋上の緑化整備として、バラ苗やプランター、収納庫、管理用備品、屋外ベンチなど724万7千円、このほか車イス10台、待合室ソファ2台分として41万7千円などとなっております。

以上、大仙市中核病院整備支援基金条例の廃止についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第27号「新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 次に、資料No.1、議案書58ページから66ページの、議案第27号「新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の変更」につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、新市建設計画について概要を説明させていただきたく、A4版1枚両面刷りの資料を配付させていただきましたので、この資料からご説明をさせていただきます。

まず、1、新市建設計画とは、であります。

今から12年前の平成15年4月、市町村合併に向けた協議を行うための大曲仙北合

併協議会が設置されました。この協議会は、合併特例法の規定に基づき設置されたもので、法律では、協議会は、新市建設計画の作成と、その他市町村の合併に関する協議を行うとされております。

この新市建設計画では、（１）に記載のとおり、合併後の大仙市のまちづくりについての基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定して、８市町村の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示したものであります。

つまり、合併後の将来ビジョンというものでありまして、平成１６年４月に開催された第１３回目の合併協議会で最終的に決定されております。

次に、（２）新市建設計画の構成、内容であります。これも合併特例法の規定によりまして、新市を建設していくための基本方針、基本方針実現のための施策や主要事業、公共施設の適正配置と整備、財政計画、これらを中心に内容が構成されております。

（３）計画の期間は、合併後の平成１７年度から平成２６年度まで、今年度末までの１０年間というふうになってございます。

次に（４）として、大仙市総合計画との関連性ということであります。

総合計画は、総合的かつ計画的な行政運営のために、合併後の大仙市において策定した基本構想、基本計画及び実施計画のことをまとめてこのように呼んでいるものであります。地方自治法では、当時、市町村が総合計画を定めることが義務付けされておりました。このことから、合併後に、大仙市総合計画の策定に取りかかり、平成１８年３月に、計画期間を平成１８年度から２７年度までの１０年間とする総合計画を策定しております。

合併前に策定した新市建設計画との関係ですが、資料に記載のとおり、「大仙市総合計画が策定されるまでは、この建設計画をベースにまちづくりを展開し、大仙市総合計画の内容は、建設計画の内容を引き継ぐこととする」としていることから、新市建設計画の内容を引き継ぎ、これらの内容を含めた形で、改めて、合併から１年後に大仙市総合計画を策定したものであります。

現在、市の施策は、この総合計画が大元となって実施されておりますが、いわば、新市建設計画は、大仙市の設計図として合併後の大仙市が策定した総合計画の基礎となったものであります。

なお、この総合計画も、来年度には計画期間の最終年度を迎えることとなります。平成２３年８月の地方自治法の改正により、総合計画の策定の法律上の義務付けはなくな

りましたけれども、今後も、市政運営の基本方針として総合計画は策定するとの考えから、平成28年度から平成37年度までを計画期間とする次の総合計画の策定に向けて現在準備を進めているところであります。

(5)の合併特例債ですが、これは、合併した市町村への国からの財政支援のひとつとして、国の財源補てんであります地方交付税の合併算定替の制度とともに、市の財政運営に大きな役割を果たす制度であります。

なお、地方交付税の合併算定替は、合併特例法の中で規定されているものでありますが、旧8市町村が受け取っていた交付税の合計額を、合併後も10年間保障するというものでありまして、11年目となる来年度からは5年間をかけて上乗せ分が削減されることとなっております。

本題の合併特例債でございますけれども、これも合併特例法で定められている制度であります。合併した市が、新市建設計画に基づいて実施する事業の経費に対し、合併から10年の間、特例的に認められる市債であります。

これは、対象事業費の95%を合併特例債として賄うことができまして、その後、市が支払うべき元利償還金に対しては、国がその70%を負担するという、他の市債とは異なり、市にとっても大変有利な制度となっております。

この合併特例債の制度を踏まえまして、裏の2ページをご覧ください。

2、計画変更の理由を記載しております。

平成23年3月に発生した東日本大震災を受けまして、その年の8月、地方債の特例に関する法律が成立・施行され、被災した合併市町村については、合併特例債の発行可能期間が、それまでの10年から15年に延長されました。

その後、国では、この法律の一部を改正し、平成24年6月、被災した合併市町村については、合併特例債の発行可能期間を15年から更に20年に、そして、大仙市のように直接の被害を受けなかった合併市町村についても、10年から15年に、それぞれ特例債の発行可能期間が5年間延長されることとなっております。

このことを受けまして、大仙市でも合併特例債を今後5年間活用していくため、活用の根拠となります新市建設計画についても、計画期間を5年間延長したいとします。

先程も申し上げましたように、現在、新市建設計画は、総合計画にその内容を引き継いだものであります。合併特例債を発行するためには、法律上、新市建設計画の計画

期間を延長する必要があることによるものであります。

合併特例債といえども、市の借金でありますので、どんどん活用するということには一定の歯止めをかける必要があることは当然であります。同じ借金をするにしても、合併特例債は元利償還金の7割を国が負担する、市にとっては有利な制度でありますことから、これを必要に応じて活用するためには、計画変更という手続きを事前に済ませておく必要があるものでございます。

そこで、計画の変更内容について、3の(1)として記載してございます。

現在、総合計画が新市建設計画の内容も含めて施行されているという状況であることから、新市建設計画については、合併特例債の発行のために最低限必要な変更のみにしたいと考えており、①計画期間を平成31年度までの5年間延長すること、それから、②現在の計画には10年間の財政計画を載せてありますが、これを15年間分の財政計画に見直すこととしておりますが、これに加えて、合併特例債の活用を今後予定しているものの、現在の計画では、その活用予定事業の登載を計画書の文言から読み取ることが難しく、はっきりと計画書にうたうようにとの県からの指導を受けた2つの事業について、追加をするものが③であります。

1つが、社会福祉法人水交会が改築を計画している、障害者の入所支援施設である「かわ舟の里角間川」への支援を予定した「障がい者、障がい児福祉施設整備事業」、もう1つが、歴史資料として重要な公文書等の保存・調査研究を行うため、旧双葉小学校を改修する「公文書館整備事業」であります。

なお、次の(2)ですが、計画の変更については、昨年11月から今年1月にかけて各地域協議会にご説明申し上げまして、それぞれ了承を得ているほか、合併特例法に基づく県との協議については、先月23日に協議を終了してございます。

以上が、資料の説明であります。

それでは、計画の具体的な変更の内容につきましては、議案書により説明させていただきます。

議案書の59ページをご覧いただきたいと思います。

変更の内容が分かりやすいよう、新旧対照表形式としており、表の左側が現行の計画、右側が変更後の案で、下線部分が変更箇所であります。

最初の、計画の表紙については、現行のものに、変更年月と市名を入れます。

次の「計画の期間」の項は、平成31年度までの15年間に変更いたします。

次の「障害者」については、現在、市の方針として「害」の文字を原則ひらがな表記とすることとしておりますので、計画書の中で漢字表記になっている箇所を全てひらがな表記とするために、59ページと60ページにわたり、関係箇所を同様に変更しております。

このページの下から2段目、「障がい者、障がい児福祉」の項、及び60ページの「主要事業等」の欄については、先程ご説明いたしました今後の施設整備に対する支援にあわせ、現行の障害福祉施策の目的や制度に沿った文言に変更しております。

次に、61ページをご覧ください。

このページにつきましては、公文書館の整備を予定した所要の文言追加を行っております。

次に、62ページから66ページであります。

この5ページ分につきましては、財政計画の部分であります。

最初の3ページ分が、歳入、歳出の項目ごとに財政計画の内容を文言として記載したもの、65、66ページが、現行と変更後の歳入歳出の推移を、数値として表にしたものであります。

66ページの表については、平成17年度から25年度までが実績額、26年度が実績見込額、27年度から31年度までが推計、シミュレーションの数値であります。

なお、この財政計画はもちろんでありますが、新市建設計画の変更内容につきましては、県の関係課との協議を踏まえてのものとなっております。

また、変更後の新市建設計画は、今月下旬に議員の皆様にお渡しする予定としております。

以上、新市建設計画（大仙市まちづくり計画）の変更につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 一般質問でも質問させていただきましたけれども、市長の答弁で、合併協議会の時の各市町村から持ち寄った建設計画、それについて、当初の建設計画、それから総合計画に移行した際の理由、削られたとか、無くなったとか、無くしたというやつが半分くらいあるはずなんだけれども、その整理をするという市長の答弁だったけれども、そういうことはやられるんだっしょな。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 質問にお答え申し上げます。

次の総合計画の策定に向けて、10年間を検証する必要がありますので、そこはきちっと整理をさせていただきたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 武田委員。

○14番（武田 隆） いずれまだ旧町村の人方、当時合併協の委員だった人どがって、合併協の時持ち寄ったそれというのがまだ頭にあるんだっしょな。それが全然手をかけていられないとか、あの時こういう約束だったねがというやつを、そういう気持ちでいるわけっしょな。それをきちっと、これはこういう理由でやめました、これにうつしたとか、そういうきちとしたものを1回、それを10年目に整理してださねば、いつまでもその合併協の話が引きずられてくると思うんだっしょ。だからそれを市長にお願いしたらやると言うっけがら、なんとかきちっと整理したもので一般市民に公開できるようなかたちにして、情報提供をお願いしたいということで終わります。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 質問にお答え申し上げます。

いま申し上げましたとおり、きちんと検証いたします。総合計画は構想と、それから実施計画も作るわけですので、当然、その実施計画の部分において、そこを検証しながら次に向けてやっていきたいと思っておりますし、当然市民にも、どうかたちで公表できるか分かりませんが、当然公表していかなければならないと思っておりますので、その辺をきちんと進めてまいりたいと思っております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。藤田委員。

○8番（藤田和久） 66ページの表見れば、予算額は年々少しずつ減っていますよね。

26年度辺りからこう減っていています。それ以前は合併特例債をある程度使ってきているので、予算も膨らんだのかなと思ったんですけど、来年度以降は合併特例債を使う事業はそんなに多くないということなんでしょうか。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 66ページに記載の、平成17年度からずっとこう、かなり事業費、普通建設事業費も多かったんですけども、合併後いろいろ事業もやってきましたので多かったんですけども、この後それに伴う合併特例債を活用した事業も多かったんですけども、段々その合併特例債を活用する事業、なんでもかんでもいい

という訳にはいきませんので、いろいろ精査をしながらやってきまして、この後もう5年間使えるわけですが、その5年間の部分でやっていく事業というのは、それほど大きい、盛りだくさんあるわけではなくて、限定された、先ほども申し上げましたけれども、例えば公文書館の整備とか、そういった限られた事業しか残っていませんし、他の部分でもきちっと行財政改革とあわせてやっていますので、結果としてみれば歳入歳出の予算が段々こう減ってきてるといような状況になってます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第28号「大仙市過疎地域自立促進計画の変更について」を議題といたします。当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 次に、資料No.1、議案書67ページ及び68ページの、議案第28号「大仙市過疎地域自立促進計画の変更」につきまして、ご説明申し上げます。

過疎計画の変更につきましては、交付税措置の有利な「過疎対策事業債」いわゆる「過疎債」ですが、起債充当率原則100%、交付税算入率70%というこの有利な起債を活用するために、その前提となる手続きとして、現在の計画に登載のない部分について、今回計画の変更を行いたいというものであります。

なお、計画の変更につきましては、従来計画に具体的な事業内容が入っていない部分に、新たに事業を加える場合は「重度変更」と呼ばれ、計画変更に関する単行議決を必要とするものであります。今回の変更は、これに当たるものが1件あることから、議案として上程させていただいたものであります。このほか、「議会の議決を要しない

変更」、いわゆる「軽微変更」もありますので、両方あわせてご説明させていただきたく、議案書とは別にA4版4枚ものの資料を配付させていただきましたので、この資料に基づいてご説明させていただきます。

資料1ページをご覧ください。

はじめに、計画の根拠となっております「過疎地域自立促進特別措置法」いわゆる「過疎法」について記載しております。この部分については、昨年9月にも説明をさせていただいておりますが、改めて概要を説明させていただきます。

過疎対策に関する法律は、昭和45年4月に「過疎地域対策緊急措置法」が10年の時限立法として施行されたことに始まり、以後、失効期限を迎える際に新たな法律が制定され、現在の過疎法で4つ目の法律となっております。

現在の過疎法も、当初、平成12年4月1日から10年間の時限立法として制定されたものでありますが、平成22年3月に議員立法により成立した改正過疎法により、失効期限が6年間延長され、平成28年3月31日までとなっております。

現在、市が策定・保有しております過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年の9月議会において平成27年度末までの計画を議決いただいたものであります。

なお、この法律改正の中で目玉とも言えるのが、それまでハード事業に限られていた過疎債の充当が、一定の基準の下ではありますが、ソフト事業に対しても可能とされたことであります。これを、法律上では「過疎地域自立促進特別事業」と記載しているものであります。

また、その後、東日本大震災の影響を鑑み、平成24年6月に再び過疎法が改正されまして、平成33年3月31日までと、さらに5年間延長されております。

さらに、平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加と、過疎債の対象施設の追加を内容とした過疎法の一部改正法が昨年3月成立し、4月1日に施行されております。なお、県内の過疎関係市町村数は、昨年4月に八郎潟町が新たに加わり21市町村となっております。

次に、資料2の(1)、計画変更の内容であります。

①が議案として上程しております、過疎計画上、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に区分される「障害者福祉施設」に係る事業の追加が1件であります。

「障害者福祉施設」については、昨年3月に過疎法が改正された際、新たに対象施設として追加されたものでありますが、今年度、社会福祉法人柏仁会が、刈和野地区に介

護保険と障害福祉の複合施設を整備することから、障害者施設に係る部分の整備に市が助成するための財源を過疎債に求めようとするものであります。

②が、議会の議決を要しない変更ということで、過疎計画上、「産業の振興」に区分されるものとして事業の追加が8件、「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」に区分されるものとして事業の追加が2件、「生活環境の整備」に区分されるものとして事業名称の変更が1件と事業の追加が2件、そして、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」に区分されるものとして事業の追加が1件の、計14件であります。

1ページから2ページにわたって記載しております「産業振興」の「基盤整備」につきましては、8件すべて県営事業に係る負担金でありまして、新規採択3地区のほ場整備のほか、頭首工や水路工などの整備に係る事業5件の追加であります。

次に記載の、「市町村道」及び「林道」につきましては、神岡地域の坊ヶ沢戸月線の整備の追加と、南外地域の県営北田山田ヶ沢線の整備に係る負担金の追加であります。

また、次に記載の「水道施設」の「簡易水道」につきましては、事業名称を「仙北東部地区」から「仙北中央地区」とする変更と、老朽化に伴い施設改修を行う半道寺地区の整備の追加、及び水源の新設を行う淀川地区の整備の追加であります。

最後に記載しております過疎地域自立促進特別事業、いわゆる「過疎ソフト事業」として、買い物空白域解消対策事業の追加が1件であります。これは、近隣の商店の撤退や高齢化等の進展から、日常の買い物に不便を感じる「買い物弱者」と言われる方が増えている現状を踏まえ、買い物機会を提供する取組として、移動販売車の運行委託事業を実施するものであり、高齢者の日常の見守りといった効果も期待できるものと考えております。

次に、(2)であります。今回の計画変更につきましては、県との協議を2月6日までに済ませており、議会からの可決をいただいた後の今月下旬に、県知事あての正式な報告を予定しております。

次に、3ページをご覧ください。

(3)であります。今回の計画変更に係る事業と、予算との関係、予算での計上状況を記載しております。

はじめの、平成26年度一般会計の歳入予算「障がい者施設整備事業債」2,500万円につきましては、歳入予算としては未計上であります。過疎計画への登載と県からの起債同意を受け、歳入予算への計上を行う予定でありますことから、予算補正は年度

末に専決処分をさせていただきたいと考えているものであります。

次からが、平成27年度の当初予算に計上しているものであります。

歳入予算「県営土地改良事業債」につきましては、予算書上では、農業の基盤整備に係る事業を包括した予算額となっておりますが、各事業の個別の予算額を括弧書きとして記載しております。

なお、「戦略作物生産拡大基盤整備促進事業」の「中仙地区」につきましては、平成27年度での実施工種（暗渠工）が起債の対象外であることから、市債を計上せず、28年度での計上を予定しております。

その下の、「道路整備事業債」及び「高能率生産団地路網整備事業債」についても、予算書上では他路線の分を含めた形での予算額であります。計画変更に係る事業の予算額をこれも括弧書きで示してございます。

その下、「買い物空白域解消事業債」につきましては、南外地域での実施に係るもので、120万円が計上されております。

「簡易水道整備事業債」につきましては、予算書上、これも他の地区での整備分も一括で予算計上されておりますことから、地区ごとの予算額を括弧書きとして記載しております。

過疎計画の変更に係る説明は以上であります。資料の別表といたしまして、計画の新旧対照表を4ページから7ページに添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、変更後の過疎計画につきましては、今月下旬に議員の皆様にお渡しする予定としております。

以上、大仙市過疎地域自立促進計画の変更につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） ちょっと分からなくて聞きたいんですけども、障がい者施設、柏仁会の2,500万の件というのは、これは補助金として出すことなんですか。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） ご質問の件につきましては、補助金として出すということですけども、その部分を起債で充てるということでもあります。

○14番（武田 隆） これ今まではなんにも出てなかったっしょな。今はじめて出てきたっしょな。2,500万。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 歳出で、当初一般財源で見ているそうです。

○14番（武田 隆） 当初、1億4千万だが、貸すやつあったよな。それとはまた別に、貸すやつは貸すやつ、してこの補助金として2,500万というやつ出したんだ。

それから、1件。ちょっと場所分からなくてだんしども、坊ヶ沢戸月線という道路整備事業債あるんだけど、これって、戸月はわがるども、坊ヶ沢ってどごだ。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 私もあまり神岡詳しくないんですけども、八石から八石新明社というお宮があるみたいですけども、その道路の辺りから宇留井谷地の方に向かって伸びる道路のようです。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第29号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 次ぎに、資料No1、議案書の69ページから75ページをご覧くださいと思います。

議案第29号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定」につきましてご説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設

の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に規定されております。

その内容として、この法律によって公共的施設の整備をしようとする場合は、財政上の計画（総合整備計画）を作成し、県知事との協議を踏まえた後、議会の議決を経て、総務大臣に提出しなければならないと定められております。

平成27年1月末日現在、本市には、29（大曲1、神岡1、西仙北11、中仙8、南外5、太田3）の辺地があります。辺地人口は4,229人、辺地面積は136.2㎏となっております。

このうち、中仙地域の栗沢辺地では、平成22年度から5ヵ年の総合整備計画を策定し、事業を実施しておりますが、平成27年度以降も継続して事業を予定していることから、あらためて平成27年度から31年度までの5ヵ年の計画案を作成し、本年2月10日付けで県知事と協議が整いましたので、今次定例会に本計画書を提出し、議会に議決をお願いするものであります。

今回議決をいただきます栗沢辺地の整備計画の事業内容は、議案書の70ページに記載のとおり、市道中仙17号線の改良舗装事業となっております。

市道中仙17号線は、栗沢辺地と国道105号線を結ぶ最短経路の基幹道路でありますけれども、路面の損傷や修理を繰り返している箇所が多く、また幅員も5.5mと狭隘であることから、本計画によって拡幅、改良舗装工事を実施いたしまして、地域住民等の交通の安全、安心を確保しようとするものであります。

平成27年度から31年度までの5ヵ年の事業費は、1億3,990万円となっております。全額を辺地対策事業債で手当てするものであり、また、年度別事業計画については、72ページから73ページに記載のとおりとなっております。

以上、栗沢辺地に係る公共的施設の整備計画等についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いします。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 質問ではないんですけれども、資料の提出をお願いしたいんですけれども、大仙市で辺地認定になってる地区別の数と場所を、もし出来れば後で資料で提出願いたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(高橋幸晴) つぎに、議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算(第12号)」を議題といたします。

はじめに、総合政策課所管の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長(相馬幸則) それでは、議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算(第12号)」のうち、総合政策課所管の歳入並びに歳出予算につきましてご説明申し上げます。

途中、歳入が伴う事業説明の際には、歳入説明のためページを行き来することとなりますが、あらかじめご容赦願います。

議案書別冊の「資料No.3 補正予算書〔3月補正②〕」の17ページ、上段をご覧くださいと存じます。

はじめに、歳出2款1項10目企画費15事業「コミュニティFM」開局準備経費は、448万5千円の減額補正であります。

本事業は、地域の活性化及び防災対策等を目的としたコミュニティFM局のアンテナやスタジオ等の設備を整備するとともに、運営会社となる株式会社TMO大曲への支援を行い、平成27年8月の開局を目指すものであります。

補正の内容であります。コミュニティFM局の開局に必要な親局及び中継局の設計委託をはじめ、スタジオ設計業務やイベント放送支援等の業務委託、及びコミュニティFM放送のアンテナ、放送機器等の整備工事の事業費が確定したことから、委託料において412万9千円、工事請負費において35万5千円、合わせて448万4千円を減額補正するものであります。

次に、65事業「人材育成基金積立金」は、1千円の補正であります。

これは、人材育成事業補助金の原資である人材育成基金に預金利子が生じたことにより、当該利子1千円を同基金に積み立てるものであります。

なお、これにあわせ歳入につきましても補正が必要でありまして、予算書14ページ、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の上から6つ目となります、「人材育成基金預金利子」として1千円の補正を行うものであります。

再び、17ページに戻っていただきたいと思えます。

次に、11目地域振興費14事業「地域交通対策事業費」につきましては、7,466万1千円の補正であります。

なお、「資料No.3-1の3月補正②の主な事業の説明書」では、4ページとなります。

はじめに事業の目的であります。生活バス路線は、隣接する市町村や市内通院・通学・買い物などの日常生活を支える重要な交通手段として運行されていますが、少子高齢化が進む本市においては、その利用者数が減少の一途をたどっており、路線の存続が危ぶまれております。こうした現状を踏まえ、最低限必要な路線の維持に対して必要な措置を講じ、交通弱者等の日常の足の確保に務めているものであります。

また、この基幹路線に連結する形で、循環バスや乗合タクシー等を運行し、各地域における移動手段を確保するものであります。

はじめに生活バス路線補助金につきましては、国・県との協調により実施している生活バス路線の運行維持に対する補助といたしまして、バス事業者である羽後交通株式会社に対し補助するものであり、事業サイクルの関係から、毎年この時期に予算の補正をお願いしているものであります。

この補助金につきましては、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの運行実績を対象に、県が決定した補助金を市が一旦受け、その後、市の補助金分と合算してバス事業者に拠出するという協調補助形式となっております。

補助金の内訳につきましては、国庫補助対象路線分として大曲角館及び横手大曲の2路線で合わせて1,640万7千円、県単独補助対象路線分として長信田線ほか5路線で合わせて3,771万1千円、市単独補助路線分として杉山田線及び稲沢線の2路線で合わせて1,787万円となっております。

次に、乗合タクシー及び循環バス運行経費につきましては、大曲地域における乗合タクシー利用者の増加による負担増として154万4千円、また、循環バスについては、

再編により利用者の増加にはつながったものの、当初想定した見込みよりも少なく、加えて、割引率の高い回数券の販売を行ったところ、その利用が多く、結果的に利用料金収入が当初見込みを下回る可能性があり、これらにかかる経費の負担増として112万9千円であります。

このことから、生活バス路線補助金として7,198万8千円、乗合タクシー及び循環バス運行経費負担金として267万3千円、合わせて7,466万1千円の補正をお願いするものであります。

なお、歳入についてであります。予算書12ページの一番下、歳入15款2項1目「総務費県補助金」の「秋田県生活バス路線等維持費補助金」として592万1千円の補正をお願いするものであります。

再び、17ページに戻っていただきたいと思っております。

次に、同じく11目16事業「がんばる集落活性化支援事業費」は、549万5千円の減額補正であります。

本事業は、自治組織が自ら行う維持・活性化に向けたリーディングケース（先例となる案件）となり得る取り組みに対しまして支援措置を講じ、持続可能な自治組織の形成に資する主体的な活動と自治意識の醸成を促進することによりまして、自治組織の振興と発展を図ることを目的として、平成23年度に創設した制度であります。過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎ソフト事業債を財源としておりまして、平成27年度までの時限で、実施しているものであります。

制度の内容でありますけれども、「小規模集落・地区振興モデル支援」、「地区ビジョン策定支援」及び「集落支援員導入集落活動支援」の3つの支援区分を設定し、自治組織が自主的に展開する維持・活性化活動に対し支援するものとなっております。

本年度の活用状況につきましては、申請件数が4件、補助金額が346万8千円となっておりますが、他に1件の申請が予想されておりまして、今年度採択となった事業については、今後の変更申請に対応するための補助上限額を確保したうえで、不要見込みとなる549万5千円の減額補正をお願いするものであります。

なお、歳入につきましては、予算書15ページ、下段、歳入21款1項1目「総務債」の「集落活性化支援事業債」について、360万円を減額補正するものであります。

再び、17ページに戻っていただきまして、次に、同じく11目17事業「町内集落会館整備事業費」は、5千円の補正であります。

これは、町内集落会館整備事業の貸付原資であります「貸付基金」に預金利子が生じたことによりまして、当該利子5千円を同基金に積み立てるものであります。

なお、これにあわせまして歳入につきましても補正が必要であり、予算書13ページとなりますけれども、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の下から2つ目の「町内集落会館整備費貸付基金預金利子」に5千円の補正を行うものであります。

再び、17ページに戻っていただきまして、次に、中程から少し下の48目90事業「地域振興基金積立金」は、82万1千円の補正であります。

これは、市民の連帯意識の強化及び協働のまちづくりを推進し、地域の振興及び市民の一体感の醸成を目的とした事業を実施するために設置されました「地域振興基金」に預金利子が生じたことにより、82万1千円の補正をお願いするものであります。

なお、歳入につきましてもは、予算書14ページ、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の上から3つ目の「地域振興基金預金利子」として82万1千円の補正を行うものであります。

再び、17ページに戻っていただきまして、次に、49目90事業「ふるさと応援基金積立金」は、852万4千円の補正であります。事業説明書は5ページとなります。

これは、「ふるさと納税制度」に基づいて寄附をいただく「ふるさと応援寄附金」について、本年1月末までに寄附をいただいております55件851万4千円と、当該寄附金を積み立てております「ふるさと応援基金」に係る預金利子1万円を、今回同基金へ積み増しするため、25節の積立金に852万4千円を補正するものであります。

なお、歳入につきましてもは、予算書14ページ、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の上から7つ目の「ふるさと応援基金預金利子」として1万円、同じく14ページの一番下、歳入17款1項5目「ふるさと応援寄附金」として851万4千円をそれぞれ補正するものであります。

再び、17ページの下段をご覧ください。

次は、当課所管事業の最後でありますけれども、54目90事業「地域中核病院整備支援基金積立金」は、3千円の補正であります。

これは、大仙仙北地域の中核病院であります仙北組合総合病院の改築整備を支援しようとしてくださる方々からいただく寄附金の受付は、平成25年度で終了しておりますが、当該寄附金を積み立てている「大仙市地域中核病院整備支援基金」に預金利子が生じたことによりまして、当該利子3千円を同基金に積み立てるものであります。

なお、歳入につきましては、同じく予算書14ページ、歳入16款1項2目「利子及び配当金」の下から3つ目の「地域中核病院整備支援基金利子」として3千円を補正するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。武田委員。

○14番（武田 隆） 大変恐縮ですけれども、地域公共交通対策の中で、長野から立石、それから土川杉沢までという、そういう乗合タクシーの運行できないかという要望あげたんですけども、それはどのようになってるか教えてもらえますか。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 新年度予算の方でご説明申し上げようかと思っておりますけれども、今説明させていただきます。要望を踏まえまして、この後、今アンケートを取っております、利用者ニーズを踏まえて実現の可能性があれば、早ければまず今年の夏ごろからスタートしたいなというふうなことで準備を進めております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩したいと思います。再開は11時15分といたします。

午前11時 5分 休 憩

.....
午前11時15分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

つぎに、情報システム課所管の説明を求めます。加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勤悦） 情報システム課の加賀です。

それでは、議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、情報システム課所管にかかる補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料No.3「3月補正②予算書」の17ページ、上段をご覧いただきたいと存じます。

初めに、2款1項10目30事業「超高速情報通信基盤設備管理費」につきましては、光ブロードバンドサービス、高速、大容量な通信回線提供のため、IRU契約、関係当

事者の合意がない限り、破棄したり、終了させることができない永続的な回線使用权による契約によりNTT東日本に貸し出している光ファイバ通信網の維持管理に要する経費であります。

本年度、県営農地集積加速化基盤整備事業、及び県単道路補修事業等において、本市の光ファイバケーブルの移設が必要になり、その移設工事に伴う物件移転補償費として324万7千円が歳入に見込まれるため歳入に増額し、これを当事業に充当し、一般財源から同額を減額するもので、いわゆる財源振替をお願いするものであり、補正後の歳出予算額については増減がありません。

次の事業をご覧願いたきたいと存じます。

2款1項10目62事業「地上デジタル放送再送信施設基金積立金」につきましては、歳入歳出とも6千円の増額補正をお願いするもので、補正後の額はどちらも6千円の増額となっております。

利息の元本となる基金の「大仙市地上デジタル放送再送信施設管理運営基金」は、再送信施設が自然災害や老朽化等により修理等のため支出が増えた場合、基金を取り崩し、管理運営事業に充当し、地上デジタル放送波を安定的に利用者へ供給することを目的とした基金であります。

今回、この基金の預金利息にあたる収入が見込まれるため補正するものであり、平成25年度決算時の基金残高1,214万773円を元本に、本年度の4月から12月末までに確定した利息と、1月から3月16日までの見込み利息を一旦歳入に繰り入れ、歳出で基金に積み立てるためのものであります。

次に、説明の最後になりますが、「補正予算書」の中段をご覧願いたきたいと存じます。

2款1項13目15事業「社会保障・税番号制度システム整備費」につきましては、370万5千円の減額補正をお願いするもので、補正後の額は2,358万2千円となります。

国が進めております社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上、給付や負担の公平性確保を目指すものであり、平成28年1月からの利用開始が計画されており、本年10月から個人番号の通知が始まり、平成29年7月から国や他の地方公共団体等とのデータ連携が出来るよう、各種システムの改修などを行い、国のスケジュールに沿って関係する業務システムが稼

動することを目標にしております。

今回の減額の理由につきましては、9月補正で予算措置をしていただきました総務省分のシステム改修経費2,022万9千円につきましては、当初は早期の事業着手が必要なことから、総務省の情報の少ない中でシステム改修の予算措置を行ってしまいましたが、その後国から最新の情報が届きましたので、本市にとって必要な改修部分に絞り内容を見直し、それを元に改修業者と契約したことで、全体の事業費から370万5千円の差額が発生しましたので、減額補正をお願いするものであります。

これに伴い、歳入については財源として、国県支出金の269万7千円の減額、及び一般財源の100万8千円の減額をお願いするものであります。

以上で、情報システム課所管にかかる説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、どうぞお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、これで議案第38号にかかる企画部所管の質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第69号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） それでは、議案第69号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」のうち、総合政策課所管にかかる歳出予算につきましてご説明申し上げます。

はじめに、議案書別冊の「資料No.5 補正予算書〔3月補正③〕」の8ページをご覧くださいと思います。併せて、「資料No.5-1 3月補正③の主な事業の説明書」の1ページをご覧ください。

2款1項10目企画費22事業「総合戦略策定経費（地方創生先行型）」につきましては、1,010万円の補正であります。

国では、人口減少・超高齢社会を打開するため、昨年11月に「まち・ひと・しごと

創生法」を成立、人口維持に関する「長期ビジョン」とこれを実現するための「総合戦略」をとりまとめ、閣議決定したところでありますけれども、併せて、全ての都道府県及び市町村に対しても、平成27年度中に「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定することを求めています。

本事業は、去る2月3日に成立いたしました国の補正予算により、総合戦略策定経費が助成されることから、この交付金を活用いたしまして、大仙市版の総合戦略の策定を進めるものであります。

事業の概要であります。はじめに、地方人口ビジョンにつきましては、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて、効果的な施策を企画立案する上で基礎となるもので、本市の人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものであります。

また、地方版総合戦略については、この人口ビジョンを踏まえまして、本市の実情に応じた今後5年間の目標や施策の基本的方向、それから具体的な施策をまとめるものでありまして、国の総合戦略を勘案して策定するというものであります。

具体的には、人口の現状分析としては、人口動向分析、将来人口の推計及び分析、人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察について。

また、人口の将来展望としては、住民の結婚・出産・子育てに関する意識・希望の調査・分析や地方移住の現状や希望状況の調査・分析などの人口の将来展望について。

加えて、総合戦略成果指標設定助言及び経済波及効果計測について、専門のコンサルタント会社等に委託して実施するものであります。

このほか、総合戦略策定にかかる外部審議委員報酬、これにつきましては、総合計画審議委員会委員の兼務を検討してございます。加えて、印刷製本費など、本市の人口ビジョン及び総合戦略の策定に要する経費として、合わせて、1,010万円の補正をお願いするものであります。

これまでの成果と今後の方向性でありますけれども、地方版総合戦略は、本市自らが客観的な分析に基づいてその課題を把握し、地域ごとの「処方せん」を示すものでありますけれども、28年度からスタートいたします次期総合計画の策定作業と並行して、来年度中の策定を目指すこととしております。

なお、財源内訳でありますけれども、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金として1,000万円を充当しております。

また、本事業につきましては、予算の全額を平成27年度に繰り越して実施することとしておりました。このことから4ページ、第2表の繰越明許費補正の一番上、2款1項「総合戦略策定経費（地方創生先行型）」として1,010万円を掲載しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、議案第62号にかかる企画部所管の質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。はじめに、総合政策課所管分について、当局の説明を求めます。相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） それでは、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、総合政策課所管の歳出予算について、お手元の企画部「主な事業の説明書」に基づいて、ご説明を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

事業説明書の2-1ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、歳出2款総務費1項総務管理費3目広報費10事業「広報活動費」についてであります。

本事業は、広報活動を推進し、市民の理解と信頼に基づく公正で開かれた市政の発展に資することを目的に、市民に親しまれる質の高い広報紙の発行や、また本年8月に開局予定であるコミュニティFMラジオの活用により、市民に対し市の施策・事業等に関する情報を正確かつ分かりやすく提供することを目標としております。

事業の概要であります。広報紙（広報だいせん「だいせん日和」）につきましては、毎月1日発行号のカラー版、及び16日発行号のお知らせ版のほか、予算特集号の合わせて25回の発行を予定しております。また、昨年度に引き続き、各地域の予算に関する話題に特化した「地域別予算特集号」の発行も予定をしております。

加えて、本年8月に開局を予定しているコミュニティFMラジオ「FMはなび」を活

用した行政情報番組「毎日がだいせん日和」を放送することとしておりまして、これら事業の実施に要する経費として、26年度より345万7千円増の3,845万円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。市広報紙は市民におおむね好意的に受け止められている認識しております。また、平成26年全国広報コンクールでは写真の部で入選を果たすなど、市内外で高い評価をいただいております。今後も市民に親しまれ愛される広報紙づくりに努めてまいりたいと考えております。

なお、特定財源として、広報広告掲載料168万4千円を見込んでおります。

次に、事業説明書は、2-2ページとなります。

歳出2款1項10目企画費11事業「非核平和都市宣言経費」についてであります。

本事業は、平成17年6月に本市が行った「非核平和都市宣言」を体現する事業を実施し、平和を願う精神を後世に受け継ぎ、非核平和の実現を目指していくことを目的としております。

事業の概要であります。被爆地・広島に中学生・高校生をレポーターとして派遣する「非核平和レポーター派遣事業」をはじめ、より一層の市民の関心を集め、非核平和事業への市民参加を促進していくために、「平和標語コンクール」や「非核平和ポスター展」を実施するほか、非核平和レポーターとして参加した中高生が同世代に向けて学習成果を発表し平和へのメッセージを伝える集会や講演などを内容とする「仮称、平和祈念フォーラム」を実施することとしておりまして、これら事業の実施に要する経費として117万1千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。「非核平和レポーター派遣事業」は本市の独自性の高い事業であり、「学習成果を伝える」という側面を重視しながら継続してまいりたいと考えております。また、標語コンクールやポスター展の実施など、発信手法を検討しながら広く市民から平和について考えていただく機会の創出に努めてまいります。

なお、26年度まで実施していた「市民平和の集い」については、非核平和レポーターとして参加した中高生が学習成果を発表し、平和へのメッセージを同年代の生徒に向けて伝える集会として再編することとしております。

事業説明書は、2-3ページとなります。

次に、12事業「行政評価推進経費」についてであります。

本事業は、市民の行政に対する意見や意識を調査・分析し、市民目線で客観的に施策を検証することで、効果的な市政運営を行うとともに、市の施策を多くの市民に対し周知・説明することを目的に実施しております。

事業の概要であります。地域・年代・性別などの条件により抽出した市民1,000人と希望者を対象に「市民評価アンケート」を行い、総合計画の体系に基づき設定した設問項目について、その満足度や重要度、それから、今後さらに推進すべき取り組み等を調査・集計し、報告書としてまとめるものでありまして、これに要する経費として21万9千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。市民の市政に対する意識や評価の経年変化を探り、施策の効果や方向性等を確認・検討することにより、今後の事業立案や事業見直しをするための重要な資料として活用しているほか、調査の実施や調査結果の公表により、市民の市政への関心を高めていくことも期待できる有用な事業と認識しておりまして、今後も所要の見直しを図りながら継続してまいりたいと考えております。

なお、結果報告書につきましては、これまで同様、議員各位に対して配付するほか、定例記者会見や市広報・ホームページ等を通して市民に公表してまいります。

事業説明書は、2－4ページとなります。

次に、13事業「ふるさと納税制度関連経費」についてであります。

本事業は、平成20年度の地方税制改正により導入された「ふるさと納税制度」を活用し、本市を応援しようとしてくださる方々から広く寄附金を募ることを目的としております。

事業の概要であります。PRパンフレットの印刷や首都圏ふるさと会等でのPR活動、「大曲の花火」公式プログラム等への掲載、寄附者への報告などのほか、新たに1万円以上寄附していただいた方に対する感謝の気持ちとして、寄附金額に応じたお礼の品を送付することとしておりまして、これに要する経費として、65万円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。これまでの寄附件数は病院分を除き、300件以上、金額は4,600万円を超えており、秋田県内の市町村でも上位に位置しております。ふるさと納税への関心の高まりによって、より多くの方がふるさと納税を知る機会が増え、26年度は目標を上回る寄附が寄せられておりますが、今後もさらなる寄附者増を目指して、PR方法の検討などを進めてまいりたいと考えております。

また、平成27年度から実施する寄付者へのお礼につきましては、寄付者を「大仙市サポーター」と位置づけ、市のオリジナルカレンダーのほか、平成25年度からブランド化をめざし観光物産協会が実施している特産品開発コンクールにおいて、入賞した作品を感謝の気持ちとしてお贈りし、寄付者が家族や友人などへの紹介を通じ、大仙市を広くPRするきっかけにさせていただきたいと考えているものであります。

事業説明書は、2-5ページとなります。

次に、14事業「桜守プロジェクト事業関連経費」についてであります。

本事業は、市民と行政による協働のモデルケースとして、市内の桜の保全と活用を図るしくみを確立することで、地域の桜を後世に残し伝えていくことを目的に、平成21年度から実施しているものであります。

事業の概要であります。平成26年度まで実施していた「八乙女公園周辺の桜再生事業」を全市的な視点で桜環境保全に取り組む「市民協働による桜環境保全事業」に統合しまして、地域の身近な桜を保全するための協働作業を実施してまいります。また、桜の保全と活用に関する講習会の実施のほか、ゼロ予算事業として大仙市さくらマップの情報充実及び活用促進を実施するほか、新たに桜環境保全団体に対する高所作業車操作資格取得助成を行うこととしておりまして、これらの取り組みに係る経費としまして258万3千円の予算計上であります。

これまでの成果と今後の方向性であります。過去5年間（平成21～25年度まで）の桜環境保全事業において、合計29カ所で、のべ219人の市民と共に、651本の桜に対してテング巣病駆除作業を行っております。なお、平成26年度は中仙地域での44本に加え、南外・仙北・太田地域の3カ所で48本を駆除する予定であります。

これによって桜の保全に関する気運の醸成が図られておりますが、依然として市内各地でテング巣病の発生が見られることから、継続的に事業を実施し再生に努めるとともに、桜マップに関しても内容等を充実させ、市民の桜への関心を醸成してまいりたいと考えております。

なお、特定財源として、全額、地域振興基金繰入金を充当することとしております。

事業説明書は、2-6ページとなります。

次に、17事業「自治基本条例策定関連経費」についてであります。

本事業は、地方分権の進展に伴い、これまで以上に自治体の自己決定と自己責任に基づく主体性を持った市政運営、市民本位の施策の推進が求められる中で、いわゆる「自

治基本条例」を策定し、本市における自治の基本理念や行政運営の基本原則を明確にするるとともに、市民との協働による市政の推進を図ることを目的としております。

事業の概要であります。条例素案の検討段階から市民の意見を取り入れるため、市民等で構成する「大仙市自治基本条例策定委員会」と、策定委員会から求めのあった事項を庁内で協議する「大仙市自治基本条例庁内検討会議」を開催するほか、条例素案について広く市民から意見を募るためのパブリックコメントの実施、また広報紙による特集やリーフレット等による市民への周知を行い、市民意識の醸成や職員の意識改革に努めていくこととしておりまして、これらの取り組みに係る経費として、72万5千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性につきましては、策定委員会は昨年3月から毎月1回のペースで開催されておりまして、まちづくりや市政運営のあり方、市民・議会・行政の役割などについて様々な立場からご意見をいただき、条例内容の方向性が固まりつつあります。今後は条例の章立てや条文の検討など、より具体的な作業を進めまして、議会のご意見もいただきながら平成28年4月の条例施行を目指してまいります。

事業説明書は、2-7ページとなります。

次に、19事業「総合計画策定経費」についてであります。

本事業は、現行の大仙市総合計画の計画期間が平成27年度までとなっていることから、今後10年間の市の重点的な取り組みやまちづくりの基本方針を明らかにする次期計画を策定することを目的としております。

事業の概要であります。計画策定にあたっては、庁内策定会議の開催や条例の規定に基づく「大仙市総合計画審議委員会」を開催し、計画策定に向けた必要な調査・審議を行うほか、各地域協議会への説明・意見聴取、パブリックコメントなども実施することとしております。

また、次期計画に反映することを目的に、地域交流や地域支え合いの多機能型の拠点を形成し、持続可能な地域づくりを推進するためのビジョンの策定や、30代・40代職員等で構成する人口減少問題に関する庁内勉強会を開催することとしており、これらの取り組みに係る経費として、26年度より244万9千円増の360万2千円を予算計上するものであります。

今後の方向性であります。計画の策定にあたり、これまでの市の取り組みに対する総括、また総括を踏まえた今後の市の在り方を見据えた計画とするため、市民の声を十

分に反映させるための工夫・配慮に努め、平成28年3月の策定を目指してまいります。

事業説明書は、2-8ページとなります。

次に、22事業「コミュニティFM関連事業費」についてであります。

本事業は、地域の活性化及び防災対策等を目的としたコミュニティFM局について、平成27年8月の開局を目指して必要な準備を進めるものであります。

事業の概要であります。大曲地域の太平山（姫神山）に親局を設置するほか、昨年のイベント放送の結果から、難聴が見込まれる南外地域と協和地域船岡地区にそれぞれ中継局を整備することとしております。また、スタジオについては、市街地再開発事業の健康福祉棟1階に設置することとしておりますが、健康福祉棟が完成するまでの間は、現在の準備事務所で仮開局を行い、完成後にスタジオを移設し、11月には「FMはなび」のグランドオープンを予定しております。

また、運営会社となる株式会社TMO大曲に対しては、開局前の収入が見込まれない期間に生じる経費について支援を行うこととしており、その経費については、開局にかかる経費としてコンサルタント業務委託費や中継局免許申請手数料など197万5千円、親局・中継局及び演奏所等の整備にかかる経費として、親局及び非常用電源設備等の整備費と維持管理費、及び中継局2カ所の整備費と維持管理費として1億878万4千円、運営会社となる株式会社TMO大曲に対する開局までの補助金として1,013万5千円、合わせて1億2,089万4千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性につきましては、昨年8月に行ったイベント放送では、まちのにぎわいを伝えるとともに、イベント情報や大曲の花火の交通情報等、有益な情報をリスナーに伝えることができました。また全国花火競技大会の生中継の際には、臨場感あふれる放送に努め、多くの方から好評をいただくことができました。

なお、イベント期間中に発生した豪雨の際には、災害情報を即時、的確に伝えるなど臨機応変な対応を行ったことで、市民の安全安心に関するツールとしての有用性や有効性を示すことができたものと考えております。

今後はこうした経験を通じて、習得した技術のさらなる研鑽に努めるとともに、地域密着の番組製作を念頭に、8月の開局に向け準備を進めてまいります。

なお、特定財源として、コミュニティFM施設整備事業債7,060万円のほか、TMO大曲から光回線使用料としていただく施設管理費負担金132万3千円を計上しております。

次に、少し飛びまして、事業説明書は、2-19ページとなります。

11目地域振興費10事業「地域協議会関連経費」についてであります。

本事業は、市民との協働のまちづくりを一体的に推進するため、各地域自治区における地域協議会の開催と、その委員活動が共通した認識のもとに行われるよう委員研修等を実施し、地域協議会の一層の活性化を図ることを目的としております。

事業の概要であります。8地域の地域協議会委員が一同に介する地域協議会委員全体研修事業や、各地域単位で研修等を実施する地域協議会委員活動事業、地域協議会開催に係る委員への費用弁償、各地域協議会会長及び副会長による連絡会議の開催など、これらに要する経費として資料に記載のとおり全体研修事業を除き、地域ごとに予算措置するものでありまして、合わせて267万2千円の計上であります。

これまでの成果と今後の方向性であります。地域協議会をはじめ各地域委員研修、全体研修については市長の諮問機関として、枠にとらわれない多様な活動が図られておりまして、特に、全体研修を実施することによって、共通した認識のもと、協働のまちづくりが一体的に推進されております。

また、平成25年度から会長・副会長による地域協議会連絡会議を開催し、地域枠予算の活用事例の検討や、研修会実施に向けた意見交換と情報の共有を図っております。

なお、27年度は地域枠予算創設から10年目の節目を迎えることから、制度の検証と活用方法、各種研修会の実施方法などを検討していただくため、連絡会議の開催回数を増やし対応してまいりたいと考えております。

事業説明書は、2-20ページとなります。

次に、11事業「地域振興事業費（地域枠）」についてであります。

本事業は、各地域自治区に設置された地域協議会との連携により、市民と行政との協働によるまちづくりを推進するとともに、地域資源の活用や地域課題の解消により地域の活性化を図ることを目的としております。

事業の概要であります。地域ボランティアの育成、地域住民との協働事業、緊急を要する施設等の小規模修繕など、事業内容によりまして、I型、II型、III型に区分して、事業実施あるいは申請団体に補助金を交付するという内容となっております。

この地域枠予算の具体的な中身についてであります。大曲地域にはこれまでと同様、1,000万円を配分するほか、大曲地域を除く7地域には500万円をベースとして、残る1,000万円を人口割により配分することとしており、総額で5,500万円の

予算計上となっております。

これまでの成果と今後の方向性であります。地域枠予算の活用については、各地域において工夫を凝らした特色ある事業が実施されているところではありますが、平成18年度に創設以来27年度で10年目の節目を迎えることから、各地域において継続されている事業がマンネリに陥っていないか、予算の執行がガイドラインに合致しているかなど、制度の検証、評価を行った上で、地域協議会連絡会議での意見も参考に、場合によっては予算の増額も視野に入れながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

なお、特定財源として、全額、地域振興基金繰入金を充当することとしております。

事業説明書は、2-21ページとなります。

次に、14事業「地域交通対策事業費」についてであります。

本事業は、平成22年度に策定した第2期地域公共交通計画に基づき、各地域の実情に沿った交通システムの運行を行うとともに、これまで実施してきた交通対策事業の検証を行い、その結果を基に平成28年度から5ヵ年を計画期間とする第3期地域公共交通計画を策定し、引き続き交通弱者の足の確保、及び市民生活の利便性の向上に結び付く地域公共交通体系の確立を目的としております。

事業の概要であります。引き続き乗合タクシーをはじめ、循環バスや市民バスの運行、免許返納者優遇制度などの各事業を実施することとしております。

また、新規事業として路線バスのうち、市内完結型といわれる長信田線・杉山田線・南外線を市営委託バスとして、利用料金の値下げなど利便性の向上を図りつつ運行してまいります。加えて、太田地域でこれまで実施しておりましたコミュニティバスの運行を廃止し、新たな試みとして、太田全域をカバーする区域型乗合タクシーの運行を実施することとしております。

このほか、平成28年度から32年度までを計画期間といたします第3期地域公共交通計画を策定することとしており、これらの取り組みに係る経費として、市営委託バスにかかる経費が、これまでの路線バスとしての補正対応から当初予算措置となったことなどによりまして、26年度より3,868万3千円増の8,358万9千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。市ではこれまで、路線バスを基幹路線と位置付け、これを維持するとともに、この基幹路線に連結する形で各地域の交通シス

テムを運行し、シビルミニマムに対応した交通弱者を含む市民の足の確保に努めてきたところでもあります。

人口減少・高齢社会が進展する本市の将来を見据えますと、公共交通は今後とも市民生活を支える重要な役割を担うものと考えられることから、既存交通システムの検証を行い、多様化する利用者ニーズへの対応策を盛り込んだ新たな計画を策定し、28年度以降の地域公共交通対策を実施してまいりたいと考えております。

なお、特定財源として、秋田県生活バス路線等維持費補助金270万9千円のほか、市町村有償運送（市民バス）使用料収入88万円を見込んでおります。

事業説明書は、2-22ページとなります。

次に、15事業「小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業費」についてであります。

本事業は、人口減少・少子高齢化等を背景に、集落のコミュニティ機能が急速に失われつつあることを踏まえ、小規模集落、高齢化集落等の現状や課題を把握するとともに、コミュニティ機能の再生・活性化につながる支援策の検討・実現を図るものであります。

事業の概要であります。はじめに集落支援員による小規模・高齢化等集落支援については、集落支援員導入地域を倍増し集落支援員を3名から6名に増員するほか、新たに、都市部の人材を地域社会の新たな担い手として取り入れ、地域の活性化と併せて定住・定着を図ることを目的とした地域おこし協力隊の募集や次世代地域リーダー育成研修会を実施してまいります。

また、引き続き、事業の進捗確認や集落支援策の検証・評価を検討していただく小規模・高齢化集落等コミュニティ対策会議を開催することとしておりまして、これら一連の取り組みに要する経費として、26年度より239万6千円増の492万2千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。平成20年度の事業開始以来、小規模・高齢化集落等の現状把握に努め、集落支援員の導入や「がんばる集落」活性化支援事業の創設などに取り組んできたところでもあります。

昨年11月に、小規模・高齢化集落等コミュニティ対策会議からいただいた提言を基に、集落支援員の拡充をはじめ、地域を引っ張っていくリーダーの育成支援などの新たな事業を創設し、引き続き、地域の維持・活性化とコミュニティ機能の再構築に努めてまいりたいと考えております。

なお、特定財源として、小規模集落コミュニティ対策事業債（いわゆる過疎対策事業債ソフト分）を充当することとしておりまして、440万円を計上しております。

事業説明書は、2-23ページとなります。

次に、16事業「「がんばる集落」活性化支援事業費」についてであります。

本事業は、人口減少や高齢化が進み、地縁により構成された自治組織の活力が低下していることから、自治組織が自ら行う維持・活性化事業の模範的な取り組みに対して支援措置を講じることにより、持続可能な自治組織の形成に向けた主体的な活動の促進と自治意識の醸成を図り、もって自治組織の振興と発展に資することを目的としています。

事業の概要であります、「小規模集落・地区振興モデル支援」、「地区ビジョン策定支援」及び「集落支援員導入集落活動支援」の3つの支援区分に加え、新たに地域住民による公益的な収入を得るためのコミュニティビジネスの維持・活性化を支援するための「地域コミュニティビジネス支援」を設定し、自治組織が自主的に展開する維持・活性化活動で、他の模範となるような取り組みに対して支援するものであり、当該支援に要する経費として1,292万7千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります、本事業は平成23年11月に新設された事業であり、平成27年度末を事業終期と予定しております。既に事業を実施した集落に後押しされ近隣集落が申請を行うなど、徐々に波及効果も現れておりまして、これまで20団体、のべ21件の申請をいただいておりますが、未だ執行率が低い状態であり、目標とする50団体の確保を目指して、様々な機会を捉えながら申請団体の掘り起こしや周知等に努めてまいりたいと考えております。

なお、特定財源として、集落活性化支援事業債（いわゆる過疎対策事業債ソフト分）1,000万円、及び地域振興基金繰入金288万4千円を充当することとしており予算計上しております。

○委員長（高橋幸晴） 説明の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、総合政策課所管分について、説明をお願いします。相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） それでは、午前中に引き続きまして、説明させていただきます。

事業説明書の方は、2－24ページからとなります。

17事業「町内集落会館整備事業費」についてであります。

本事業は、地域コミュニティの中核施設となる自治会館等の整備を支援し、当該会館を利用した活動の活発化を図ることにより、地域の活性化に資することを目的としております。

事業の概要であります。平成27年度は建設費等補助金に改修4件の申請が予定されており、この分の補助金として337万円の予算計上となっております。

また、貸付金につきましては、補助金の交付が決定した団体を対象に、自己負担部分に係る支援として市が無利子貸付を行うものであります。平成27年度は、改修1件の要望が寄せられており、新規貸付として20万円、加えて、貸付金の償還に伴い基金に繰り出す分として612万8千円、計632万8千円を予算計上するものであり、事業全体では969万8千円の予算計上となっております。

これまでの成果と今後の方向性であります。平成26年度は建設費等補助金が新築1件、改修13件と貸付金が改修1件交付されており、また、制度につきましては、広報等での周知とともに、補助・貸付の対象団体に対して説明を行っております。

なお、これまでに制度を利用した団体と今後制度を利用する団体との間に制度上の有利不利が働かないように努めてまいります。

なお、特定財源として、町内集落会館整備費貸付基金繰入金及び貸付金の償還による貸付金元金収入として合わせて632万8千円を計上しております。

事業説明書は、2－25ページとなります。

次に、61事業「自治会育成支援事業費補助金」についてであります。

本事業は、市内自治会の組織化と住民主体による地域づくり活動、自主運営している自治会館等の維持管理経費について支援措置を講ずることにより、自治会活動の推進、地域活性化の推進を目的とするものであります。

事業の概要であります。自治会の組織化及び住民主体の地域づくり活動への助成、並びに会館維持管理費への助成として、521自治会、392会館分について、地域ごとに予算措置するものであり、総額で2,715万3千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。本事業により自治会内の自主事業が増え、地域住民の交流が盛んになり、地域全体の活性化に結びついております。自治会が担う役割は多岐にわたり、今後も本事業の必要性は大きいため、引き続き実施していくこととしております。

なお、特定財源として、自治会育成支援事業債（いわゆる過疎対策事業債ソフト分）を充当することとしており、2,670万円を計上しております。

事業説明書は、1つ飛びまして、2-27ページとなります。

次に、14目諸費「11事業「首都圏等ふるさと会関連経費」についてであります。

本事業は、首都圏ふるさと会を通じた情報交換や人脈形成により、地域間の交流と連携を推進し、交流人口の拡大を図ることを目的としております。

事業の概要であります。ふるさと会の活動支援として活動費助成や総会及び懇話会開催への支援、希望者への広報「だいせん日和」の発送を行うこととしており、これらに要する経費として214万3千円を予算計上するものであります。

これまでの成果と今後の方向性であります。首都圏ふるさと会に対する助成や総会への参加を通じ、情報交換や人脈づくりを行うことによって、市と首都圏ふるさと会との交流や連携が図られております。今後においては、会員の高齢化や参加者数の減少といった各首都圏ふるさと会共通の課題について、市としても支援を行っていく予定であります。

なお、特定財源として、広報「だいせん日和」購読希望者からいただく送料として、10万5千円を計上しております。

事業説明書は、2-28ページとなります。

次に、5項統計調査費1目統計調査総務費16事業「統計調査総務費 国勢調査経費」についてであります。

本事業は、国内の人口及び世帯数、産業構造等を把握し、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに実施されるものであります。

事業の概要であります。平成27年度においては、10月1日を調査期日として市内の全地域、全世帯を対象に実施するものであり、これらに要する経費として3,313万7千円の予算計上となっております。

これまでの成果と今後の方向性であります。「国勢調査」は、市内の人口、世帯数、年齢別人口、産業別就業者等の各種施策の基礎となる重要なデータを得るために実施さ

れる基幹調査でありまして、今後も継続してまいります。

なお、財源については、全額、国勢調査費委託金となっております。

事業説明書は、2-29ページとなります。

次に、7款商工費1項商工費2目商工振興費24事業「中心市街地活性化対策費」についてであります。

本事業は、平成22年11月に国の認定を受けた「大仙市中心市街地活性化基本計画」に基づいた各種事業の推進・フォローアップを行うことで、中心市街地に必要な都市機能の強化、求心力の再生を図り、まちの賑わいと活力を創出することを目的としております。

事業の概要であります。「大仙市中心市街地活性化基本計画」は、JR大曲駅を起点とした約120ヘクタールを計画区域とし、平成22年11月から28年3月までを計画期間とし、大曲通町地区第一種市街地再開発事業をはじめとする67事業について実施するものであります。平成27年度は、計画期間の最終年度にあたっており、東北経済産業局との協議のほか、最終フォローアップにかかる市民アンケートを実施することとしており、これらに要する経費として22万3千円の予算計上であります。

これまでの成果と今後の方向性であります。平成25年度のフォローアップでは、歩行者通行量およびまちなか交流施設利用者数が目標値を上回っており、各種ハード事業や各種イベント事業の効果が現れつつあり、中心市街地に新たな人々の交流・活動が生まれております。計画の核事業である市街地再開発事業が27年度で終了する予定であり、市民アンケートの結果を計画期間終了後の施策に活かし、さらなる活性化に努めてまいります。

事業説明書は、2-30ページとなります。

次に、同じく4目観光費48事業「花火伝統文化継承事業費」についてであります。

本事業は、「花火」に関する資料の収集・保存を行い、将来にわたる貴重な文化的財産として後世に確実に継承していくことで、花火文化のさらなる発展と花火伝統文化の継承による地域振興の実現を目的としております。

事業の概要であります。平成20年度からボランティアグループ「花火伝統文化継承プロジェクト」との協働により、全国から花火関連資料の収集を行い、適正に整理・保管に努めているところであり、昨年10月末で6,500点を超える資料が収集されております。

平成27年度は、全国の花火に関する古文書等の歴史資料の散逸や消滅を防止し、後世に継承していくため、これらの資料を中心に収集し、適正に整理・保存を図ってまいりたいと考えており、これらに要する経費および仙北地域にある花火伝統文化資料館の維持管理経費として、合わせて122万5千円の予算計上となっております。

これまでの成果と今後の方向性であります。平成20年11月の協定締結以来、ボランティアグループとの協働により目標を超える花火関連資料が収集されておりますが、引き続き、毎年度の目標を設定し収集活動を継続してまいりたいと考えております。

また、花火産業構想に掲げる施策を実現するため、現在、資料の保管・収集施設の移転新築について調査・検討等が進められておりますが、既存の産業展示館を展示施設として、収集資料の展示等を含めた有効活用策の検討についても、併せて進めてまいりたいと考えております。

事業説明書は、1つ飛びまして、2-32ページとなります。

最後に、9款消防費1項消防費5目防災対策費23事業「防災ラジオ関連事業費」についてであります。

本事業は、防災対策としてのコミュニティFMの開局にあわせ、自動起動装置など防災機能を併せ持つ高感度の防災ラジオ（いわゆる緊急告知ラジオ）の設計開発を進めるものであります。

市民の安全安心に関する情報を適時、的確に伝える放送を確実に受信できるよう、市販のラジオを購入するのではなく、メイドイン大仙の技術の粋を集め、大仙市オリジナル防災ラジオを開発しようとするもので、市内企業による防災ラジオの設計開発は、市民の防災意識の向上、地場産業の振興や雇用の創出にもつながるものと考えております。

事業の概要であります。今回設計開発する防災ラジオは、災害など緊急事態が発生した場合に、市役所または送信所の起動発信操作により、強制的にラジオの電源がONになり、住民に素早く確実に災害情報を伝えるなどの防災機能を有するラジオであり、市内の企業に設計開発の業務を委託するものであります。

また、緊急放送については、スマートフォンで受信できるサイマルラジオでも緊急告知を行うこととしており、緊急告知放送ならびにスマートフォンへの緊急告知の試験放送業務については、運営会社である株式会社TMO大曲に委託し、毎月1回防災ラジオが起動するか動作確認を実施するものでありまして、これらに要する経費として、合わせて220万4千円の予算計上となっております。

これまでの成果と今後の方向性であります。災害時におけるコミュニティFM放送の有用性については、昨年イベント放送で実証済みであり、今後は的確かつ確実に情報を受信する方法を確立しなければならないと考えております。

そのためには、高感度で確実に防災情報を受信可能な防災ラジオが必要であり、コミュニティFM開局後には、受信感度試験ならびに自動起動装置作動試験を重ね、高性能な防災ラジオの設計開発に取り組んでまいります。

スケジュールに従い、27年度は設計開発を行い、28年度には大仙市オリジナルラジオが配布できるよう努めてまいりたいと考えております。

主な事業説明書の方は、以上ですけれども、主な事業説明書以外の予算について、概要をご説明したいと思います。

「平成27年度当初予算概要 企画産業常任委員会」資料の1ページをご覧ください。
はじめに、項番2の広報費負担金は、公益社団法人日本広報協会への負担金として2万4千円の計上であります。

次に、項番3の企画管理費は、総合政策課が所管する業務等にかかる事務経費として83万8千円の計上であります。

次に、項番11の雪対策推進事業費は、新規事業として雪対策の取り組みの推進に要する経費として、38万円の計上であります。

次に、項番12の企画費負担金は、一般財団法人地域活性化センターなど6協議会に対する負担金として83万2千円の計上であります。

次に、項番13の大曲仙北広域市町村圏組合事務費負担金は、本年度より3,533万6千円多い8,880万2千円の計上であります。

次に、項番14の人材育成事業費補助金は、各分野の知識、情報技術等を習得するために行う研修事業費への補助として、100万円の計上ですが、特定財源として、全額基金からの繰入金を充当しております。

2ページ目をご覧ください。

次に、項番17の駅舎管理運営経費は、神宮寺駅、刈和野駅、峰吉川駅、羽後境駅及び羽後長野駅の運営及び維持管理に要する経費として、1,746万8千円の計上であります。

次に、項番18のコミュニティセンター等管理費は、羽後境駅東集会施設、それから南外コミュニティセンター及び南小学区コミュニティセンターの運営及び維持管理に要

する経費として、1, 231万8千円の計上であります。

次に、項番23の地域振興費補助金は、協和財産区域内の地域活動団体への活動費補助として169万円の計上ですが、特定財源として全額各財産区からの繰入金を充当しております。

次に、項番25の集落連携・交流活動支援事業費補助金は、集落連携による地域づくり活動等の事業費及び活動拠点施設の維持管理費への補助として55万円の計上であります。

次に、項番27の統計調査事務費は、統計調査事務にかかる事務経費として5万8千円の計上であります。

項番28の学校基本調査経費は学校基本調査にかかる事務経費として2万7千円。

3ページの項番29の工業統計調査経費については、工業統計調査終了後の事後調査に要する経費として1万3千円の計上。

項番30の秋田県年齢別人口流動調査経費は、毎月の人口流動調査にかかる事務経費として9万円の計上。

項番31の経済センサス調査経費は、経済センサス調査区の管理にかかる事務経費として1万2千円の計上。

それから、項番32の農林業センサス経費については、農林業センサス終了後の調査検討等にかかる事務経費として4万円の計上であります。

最後に、項番34の荒川鉱山跡地保存活用事業費は、荒川鉱山跡地の環境整備等に要する経費として256万5千円の計上であります。

以上、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、総合政策課所管部分に係る主な事業につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 事業説明書の2款1項11目地域で支え合う交通システムの運行及び第3期交通計画の策定についてということで、去年も副市長さんから説明を受けたんだけど、それから先ほど中仙と土川の話もあったけども、私の方の角間川では、木内とか布晒は公共交通ないし、それから藤木からも、私のところに3通手紙が来て、この要望出されてるんですよ。それで、六郷に行く旧国道と、角間川へ行く通りは良いん

だけでも、本藤木とか、一本木とか、乙板杭とかってのな、公共交通機関さ何キロも離れるので、その辺を順次、追って検討をするということになっていたはずなんですけれども、来年度以降の計画とか、その辺の見通しをちょっと説明してもらえればありがたいです。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） ただいまのご質問について、お答え申し上げたいと思います。今年度、26年度において、公共交通空白域と言われます、今藤田委員がおっしゃられました地域等について、住民アンケート、また説明会等をやっております。藤木、角間川、それから角間川の布晒とか、そういったところのほかに大川西根の辺りも空白域となっておりまして、それから先ほどありました中仙の立石とか、そちらの方もありましたけれども、こちらの方でいろいろやりまして、意向調査を伺っております。それから説明会、座談会にも行っております。それで、それぞれの地区について、この後どうしていくかということの、ある程度の方向性が今かたまりつつありまして、藤木地区につきましても、先ほどの西仙北の杉沢から中仙の長野の町を通過してショッピングセンターへ向かう部分と同様に、乗り合いタクシーの実験実証を、利用者のニーズがあればやるということで準備に入っております。早ければ来年度年度途中で実施したいと思っておりますけれども、それも含めましてトータルで第3期の交通計画の方にこの後のいろいろな事業、計画等を盛り込んでいきたいなというふうに考えております。

○委員長（高橋幸晴） 武田委員。

○14番（武田 隆） まず1点ですけれども、行政評価の推進の件ですけれども、行政評価やってるんだけど、トータル的に我々にも示してもらって、どの部分がい良かったが、悪かったというが、この部分はちょっとあれだという、そういう整理はいいんだけど、要するにその、なんていうかトータル的にみれば、経済対策みでんたやつが遅れてる、雇用とかそういう面が遅れてるっていうやつ、もう何年って同じながれだよな、そうすれば市としてどういうふうに対応していくかという返事がねんだよ。評価して、アンケート調査とって、これはまあまあだとか、これはちょっと遅れてるんでねがという、そういう、それを集計するだけではなんも意味ねんだよな。やっぱりそれを返してやらねば、こういう状況だから市としてはこういう面さ力いれるどが、こういうことをやるどが、なにがかにがそういう市民さ返すやつがねば、ただ単にこう、アンケート集めで、これはい良かった、わりがった、その連続だとすれば、なんも意味ねえ行政評価

だというふうに感じておりますんで、そこらへん少し、だからこういうことを今、市としては検討してるどが、こういうことをやろうどしてるどがというやつを、市民さ返してやらねば、これいっつも同じなねが、アンケート取って集計して、これはAどが、Aランク、Bランク、Cランクとかっていうパターンでやったって、市民はなんも、別にそんたいじだば聞かねったってというパターンになると思うんだよな。我々だって、ただその評価したやつよりも、しからばその遅れてる部分をなんとするかということをしてやらねば、なんもこの評価の意味ねえど思うんで、そこら辺をちょっと検討してもらいたいということで、返事、回答ねえべ。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） そういうことで、今年度も市長が施政方針の中の、今年度の重要課題ということで、例えば産業振興とか、就業支援とか、そういったことで、今年はこのようにやっていきますよということで、個々に重要施策を出してきてる。それから、公共交通についても、そういったことを踏まえて、27年度からこういうふうにやっていきますよというふうに、個々には動いていきますけれども、この市政評価に対して、こういうふうにやっていきますよということはしていなかったものです。

○14番（武田 隆） だがら市民さ、こういうことはやって、もっと活性化に繋げていくとか、雇用の問題を解決していくとかというやつがねば、なんも意味ねぐって、それでいったったって、確かに市長が言うたって、せば具体的に何たことやるかというやつがなんも見えねべ。そういうことをお願いしたいと。返答はいらねっし。

それがら、もう1点。

自治基本条例の策定、28年の4月までやることなんだけど、確かに市民の策定委員会、民間委員で構成する策定委員会とか、多分地域の協議会とか、そういう人方が参画するというのは、そういうことだと思うんだけど、要するに、自治基本条例を今検討して、策定してるよということを市民の方々に伝達しておがねば、これ出来てからハイということで市民の方々さ、自治基本条例、こういうふうに作りましてやっても、市民の人方って感心ねえがら、実は我々会派で小樽さ行ったんだっしよ。小樽は去年作ったんだっしよな。確かにこういう委員制度設けて策定して、今現在、去年我々行った時に、そうすれば自治基本条例を市民の方々に周知して分かってる人方ってどのくらいなのやって、15%くれだって言うわけっしよな。せば、なんも意味ねえ話であって、

やはり5割以上、6割くらいの人がある程度自治基本条例作って、うち方はこういう条例の下で市民の方々を大事にしてるんだよということを認識してもらわねば、なんも意味ねごとであって、その前段として、ただ策定員会の人方はわがることなんだけど、それ以外の一般市民の人方さ、今現在平成28年度に向かって自治基本条例、要するに自治基本条例とはこういうことを条例化してやる条例だよということも知らしめて、今これの策定準備中だということも知らせておがねば、いきなり出来たから、ハイ4月にということで、自治基本条例ハイどうぞ、市民の皆さんこういうパターンで出来ましたとやっても全然関心度が違うと思うんだっしょ。だから、事前に、例えば今年27年の中間あたりにでも市民の方々に今現在こういう作業をしていて、自治基本条例とはこういうものを目指して条例化しようとしてるんだ。それについては、4月に出来た段階で、きちっと市民の皆様方にこうするからというような前段の、市民の方々にお知らせするというか、啓蒙するというか、そういうことをやっておがねば、結局出来たは良いが、関心度はゼロなんだ。そういうパターンになりかねね、こういう条例とかっていうのは、だからそういう面で、ちょっと気を付けていただきたいというのが私、回答する。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） これにつきましては、昨年の3月からほぼ1年をかけて、3月の末にもありますけれども12回目になります、策定員会の方々から大きなテーマごとに、例えばまちづくりの主体とその役割、責務等だとか、まちづくりを進めていくためにルール化すべきことだとか、こんな自治基本条例にしたいとか、市民参画と協働のまちづくりについてとか、こういった大きいテーマごとにいろいろと検討をいただいております、まもなくその部分がまとまる予定です。予定でいきますと、このあと1回、2回かけて審議をいたしまして、6月ころには中間発表的な部分で、今武田委員からもご指摘ありましたとおり、整理をして広報等で、こういう段階でこれくらいまで進んでいますよというようなことを説明しながら、今度は先ほども申し上げましたけれども、条文の方作っていかなければなりませんので、そういった部分では当然議会とも協議をさせていただきながら、まず目指すところは年度中ということなんですけれども、それまでに1、2回協議をさせていただきながら進めていきたいと思っています。そのあいだには、もちろん広報での住民への周知、それからパブリックコメントもありますので、そういったものを通しながら、あと地域協議会もありますので、そう

いった部分を諮りながら、それこそ自治基本条例ですので、その名に恥じないようにやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 要するに、市民主体の自治基本条例なんだから、市民の方々さ、前段として周知しておけば、ああんだが、自治基本条例ってこういうものがというやつも分がるべし、そうすれば出来ましたということで、皆さんもなんとがっていうパターンになった場合、関心ねどがっていうことはねぐなると思うんで、そういうパターンでやっていただきたいというふうに思います。

それからあど、もう1点は、防災ラジオの件なんだんしども、確かに地元の企業さんから大仙オリジナル版のラジオ作ってもらおうというの非常に良いことだと思し、やっぱりよそでもこういうかたちで、地元でできるものは地元で作るといようなパターンで進めているところが結構あるんだっしよな。それが牽いては地元の経済さも繋がっていくことだから、こういうこと、もっともっとやるべきだと思し、ところでこのラジオを作る企業さんどがっていうのは、もう選定済みなんですか。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） いろいろ模索しておりまして、なかなか最初手を挙げてくれなかったところなんですけれども、ようやくと昨年の、是非やらせてくださいと手を挙げている、太田に本社がある会社なんですけど、そこが是非作らせてくださいと、それからいろいろ部品とか、そういったものについても市内の5割とか6割ぐらいのところから、いろいろ協力をいただけるということで、それをやれば市内にも半分くらいのお金が落ちるよといった部分もありまして、今かかっています。お願いしています。早々に、できれば、議決いただければ4月にはそこの会社と委託契約をして進めていきたいなと思っております。

○委員長（高橋幸晴） 武田委員。

○14番（武田 隆） もう1点。このオリジナルラジオに関して、前もお願いしてるんだけど、このラジオを全戸配布していただきたいということで、これやっぱりFMラジオ持ってる人さは配らねどが、例えば母子家庭どがさ、そういった偏った配り方すれば、実際的に使う、この防災で緊急事態発生した時に、今ラジオ聞いている人ってほとんどいねっしべ。どこでもスイッチ入るといことは、FMの緊急版が入ってくるっていうのは、まず限られた、この作ったやつを全戸さ配付するような仕組みを作らねば防災

ラジオにならねという感じ、前から話してるんだけども、そこら辺も検討していただければありがたいです。せっかくの防災ラジオなんだから、やっぱり全戸で同じような私たちのラジオを作って、やっぱりいざっていう時にスイッチ、市役所でも、そのFM局でも、スイッチ入れれば全部ラジオがオンになるというようなパターンにしなければ、片一方では、例えば音楽聞いてれば、その防災緊急のあれって入ってこねっしべ。例えば俺が（市販の）FMラジオ持ってるとする、例えば山さ行くとき持って行ってラジオ聞いてると、もしかすればFMでねぐAM聞いているがもしれねし、そんいんたものさは緊急だどって入ってこねっしべ。当然周波数も違うべし、それではなんも緊急事態に全市民さ周知にならねべということだわけっしよ。だから、やっぱり同じものを準備して、全戸配布するというような考え方で行政として、せっかく防災ラジオ作るんだがら、そういうかたちで進めていただけないかなということです。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） この件につきまして、答弁申し上げますけれども、一方で先進事例として全戸配布したところもあったんですけども、結果として物置きそのまま仕舞われているとか、そういった例もありまして、今若い方々は結構スマートフォンを持っていますので、スマートフォンでラジオ、若い方々はFMラジオというのはスマートフォンからFMに入ることにもなると思っております。そこらへんも含めて検討することにしております。

○14番（武田 隆） そうすれば、そのスマートフォンさは緊急入るの。

（「入ります。」という発言あり）

○14番（武田 隆） 要するに、だまってても入ってくる。持ってる人さは入ってくる、我々みたいになんも持ってね人さは、なんも情報入ってこねというごどだべ。その辺り、若い人と高齢者と中間いるがら、若い人方は当然スマートフォン、我々そんたやづ持ってねっしべ、例えば携帯電話さ入ってくるわけでねっしべ。携帯電話さ入ってくるようにしてければ、なんもあれだがもしれねったって、そういった面で、せっかくこの防災ラジオ作るんだとすれば、なんぼかかるかわがんねけども、せっかくして地元で作って、かなり安く作らせるはずなんだっしよ、そういったものを行政として配るというようなパターンでいってもらったら、要するに火災警報器のあれと同じよ、あれさは半額助成とかやってるべ、警報器の半額助成より安いはずだよこれ、絶対。ということで、金にかかることだべども、結局最終的に災害あった時に、なんも活躍さねがったっていえば、

なんも意味ねべど思っというかたちで、市民の方々に捉えられることにしかなさね、艇を成さないと、せっかくFMラジオだどって、それこそ大仙市大々的にFMはなびだどってやるっというときにっしよ、市としては防災だっしべった。というお願いをして終わります。

○委員長（高橋幸晴） 暫時休憩します。

午後 1時35分 休 憩

.....

午後 1時38分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

ほかにございませんか。茂木委員。

○11番（茂木 隆） 事業説明書の2-7の総合計画策定経費についてでありますけれども、28年の3月には策定するということで、10年間、中長期的な観点から当然策定することだというふうに思いますけれども、今誰もが感じているように人口減少対策、これが総合計画の中でも、もっとも重点を置くテーマでなくてはならないというふうに思いますけれども、市長はあんまり重点的にやるというような腹構えがないのが残念であります、この中に人口問題に関する庁内勉強会とあります。これは一般質問とか、市長もそういうふうな答弁やってるといふようなことでしたが、やはりこの位置づけといますか、その勉強会の位置づけがはっきりしない、我々はプロジェクトチームみたいな、そういうような性格の勉強会であればいいんでありますけれども、この勉強会というあれがあまりにも貧弱だといふか、我々からみれば、やる気に少しかけるような気がするっしおんな。勉強会は勉強して終わりなんでねっしべ。それを政策に活かしていくのが目的なんだっしべった。その辺、まず庁内の30代、40代の職員が中心になっていふような先ほどの説明ありましたけれども、然らばそういう、どういうポジションの、どういう各分野、各課の、どういう方々、何人ぐらいで、月にとか、年に何回ぐらい、ひとつのテーマを持って恐らくやってるといふ思いますけれども、その主導といふのは、それは企画部長ですか。

○委員長（高橋幸晴） 小松企画部長。

○企画部長（小松英昭） 茂木委員のご質問にお答えいたします。

人口問題に関する庁内勉強会につきましては、プロジェクトチームということでスタートしたものではありません。市長が施政方針、それから以前の茂木委員の一般

質問に対してご答弁申し上げたとおり、若手職員の意見を聞いてみたいというようなところから、とりあえずは出発しますよというようなお話をさせていただきましたけれども、その具体的な動きとして、ある意味自発的な人口問題というのが共通認識ということで、もちろん研修会もすでに行っておりますので、これからは人口減、人口問題に対してやはり相当なウェイトを占める施策課題になるだろうというのが職員に対しても共通認識としてあるということで、これに対して実は男女4人ずつにリーダーが1人いて、合計9名で、本庁が中心でありますけれども、メンバーがとりあえずは集まって月2回、執務時間内に2時間くらいの会合を持っているということで、すでに1回目が終わって、今日2回目だそうです。自主的なその勉強するということで、私どもも実は辞令を用いておりません。市長の決裁はもらっておりますけれども、執務時間内にやるわけですから普通の同好会みたいな位置づけでは上手くないということで、市長の決裁をいただいておりますけれども、ややサークル的な活動を通じて職員による提言なり、レポートなり、こういったものが提出されてくるだろうということで、市長は期待してるというような言葉を使っておりましたけれども、次の次期総合計画の中に反映できるような、そういったアイデアがでてくればいいというようなお話で、今やっているということでもあります。これについては、4月以降もちろん人事異動が伴うわけで、これについてもそれにはとらわれないで、人が手を挙げて実際に活動してるということでもありますので、これには4月以降も同じメンバーでやるというような位置づけでございます。レポート的な主な総合計画の策定の終末あたりに合わせて出てくれば、私どももいいかなというふうに思っておりますし、彼らの活動の中には、もうちょっと若い人方の公的な機関に所属している職員などに対して、アンケート調査をやるということが活動内容の中に入っていますので、その質問内容だとか、そういったものの検討だとか、そういったやつも含めてやって、アンケート調査をすると、今の若手の意向みたいなものがある程度数値として出てくるということだと思いますので、そういったものがとっかかりとしながら、これからの方向性を見出していこうとするのが今のこの勉強会ということでもありますので、今茂木議員が言われたプロジェクト対応で、きちっとした組織対応にするべきだというようなお考えだと思うんですけれども、今現在はこの勉強会がそれに代わるものだということではなくて、残念ながらまだそこまでは話には出ていないと、組織対応するということまではいってないということだと思います。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番(茂木 隆) 県内でも他市の状況など、新聞に出ているのがありますけれども、ものすごく人口減少問題には皆危機感を持って取り組んでいるように私は見えております。大仙市は毎年1千人も人口が減少している中で、市長にしてみればあまり危機感が薄いなど、この問題はやっぱり、もう時間は争われね、本当に緊急事態の中にあるっしべった。そういう中でただ勉強会でなくて、してメンバーが自主的にリーダーを含めて9人というのは、果たして総合計画のこれさ、反映できるのか、間に合うのかなど。やっぱりもっとそういう点では、それに特化したような、一生懸命時間外でやる勉強会でなくて、やっぱり執務時間の中で取り組むべき問題だというふうに私は思いますけれども、そうは思いませんか。

○委員長(高橋幸晴) 小松部長。

○企画部長(小松英昭) 今のこの人口問題の件、人口問題に関しての庁内勉強会につきましては、さきほども申し上げましたけれども、執務時間内にやるということで、それで市長の決裁を受けてるわけですがけれども、ただ、ある程度の世間を持ったというふうなことではなくて、やはり特定勉強会にしかなくて、それをいわゆる組織的な対応として生活指標みたいなものを求めていくというものでもないわけですので、それで、今茂木議員がおっしゃったような要請にそれを答えにするというつもりはなく、これはとっかかりだろうなというもので、今まち・ひと・しごと創生法の中でも国で言う人口ビジョンというか、そういったものを出していますので、1億人を維持するということから始まっての国の政策もようやく表に出てきたという状況でありますので、今後のまち・ひと・しごと総合戦略だとか、そういったものを策定をしている中で、やはり組織的な対応が必要だろうというようなそういうふうな流れになってくれば、それはもちろんそういうふうな対応になっていくだろうなと思います。ただ、今現時点では市長の意向とすれば、すべての政策がその人口問題というもので、大仙市はその下に立ち位置を取ってるよということでもありますので、これ以上の答弁は、私的にも個人的な思いということではなくて、組織人としてはここまでぐらいしか答弁は出来ないわけですがけれども、今後の検討次第によっては、いわゆる組織的な専門チームといいますか、そういったものが、県も作ってるし、横手も作ってるみたいな話からすると、相当組織対応してるところが今の今後のトレンドになるんだとすれば、例えば県の主導により、そういった協議会なりができて、各市町村にも組織対応が必要だというような要請があれば、今後もちろん検討材料になっていくということでもありますので、今現在県の方が

らもそういった要請もとりあえず来ておりませんので、今後の検討に委ねさせていただければなというふうに思います。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） すべての大仙市の施策は、すべて人口減少問題を当然考えながらやってるといふような、そういう答弁でありますし、市長は当然そういうふうな話されてましたけれども、子育てであれ、いろんな面で大仙市は頑張っていると思いますよ。だけれども、近年であっても、その好転というか、とても増やすまでいかななくても、人口減少を少しでも抑えていくような、そういう施策というものはやっぱり独自に、総合的、すべての分野でやってるといふ中で、やっぱりそれはそれでまた別になければ、なんだかこの問題というのは私は改善されないというか、好転に結びついていくような簡単な問題ではないというふうに思いますので、部長の立場も分かりますけれども、例えば大曲、花火産業、これも地方創生のひとつのあれで全国的にまず一早く国の方からも認められながらやっていくわけでありましてけれども、だけれどもやっぱり、私はもっと、例えば重点政策推進室、そこでやるぐらいの、やはり市の、大仙市の気持ちが無ければ駄目だというふうに私は思うんで、なんとかまず、この件についてはこれでいいんでありますけれども、やっぱりこの勉強会というのは、立ち位置をもう少し、抜本的に職員が本当にやりがいがあるような、そういう一つの組織みたいなものにこれから変わっていくようであればいいなと思って、なんとか、その辺一つ、そういう気持ちを含んで、その辺を部長として、あるいは総合政策課長として、一つ捉えていってほしいというふうをお願いをしまして、質問を終わりたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） この件に関して、暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休 憩

.....
午後 1時54分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。小松部長。

○企画部長（小松英昭） ただ今の人口問題に関する組織対応が必要ではないかというようなお話でありました。これにつきましては、今現在はこのような予算上では勉強会の立ち上げということでありましてけれども、やはり今後の検討の段階で組織的な対応が必要かどうかということ为主要としたような検討をしてみたいと思いますし、またその議員がおっしゃられたような周辺部と、それから町部というか、大曲地区ですか、こうい

ったものの人口の差と申しますか、こういったところも意識にいった対策というものを視野に入れて今後検討してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。それから、もう1点でありますけれども、まち・ひと・しごと創生法に絡む、これからの国からの注文とか、そういったものがいろいろあるわけですが、それに対して、国からの応談が来てから考えるということではなくて、前倒しで市独自の施策、こういったものが出る、国レベルのものも当然ありますので、これに対してはもちろん意識はしていかなければいけない。国、県と歩調を合わせなければならないという部分も当然でてくると思いますけれども、それよりもなによりも対策としては当然市としての考え方をきちっと持つておかないと、国に流されて終わりというような話になりますので、こういったことも考慮の中に入れて検討していきたいというふうに思います。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございせんか。富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 2-4のふるさと納税制度についてですけれども、26年度に一番多く寄付された金額というのは、どれくらいなのかと、27年度から特産品開発コンクール入賞作品をお返しにやるということですが、これに決めた理由とかは、どういう理由でこの商品に決定したのか、その2点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 1番大きい額は、200万です。100万以上の方が数人おられまして、お返しの品の決定については、前々からいろいろと寄付者へのお礼の品について、いろいろなご意見をいただきながら検討を重ねておったんですけれども、総務省からの指導等もありまして、あちこちでやっています過度な返礼といいますか、そういったことでなくて、寄付していただいた方への感謝の気持ちということを主眼にして、いろいろと検討を重ねてきました。それで、昨年12月にたまたまオリジナルカレンダーを配布したところ、大変好評がよかったということで、それと併せて特産品開発で一昨年からやっているコンクールで入賞した作品の中から、（寄付額を）10万円未満と10万円以上において、10万円未満の方には2千5百円くらいで、10万を超えた方については5千円、お礼をいただけるのであれば寄附しないというくらい言われる方々が結構おありまして、そういった方々の気持ちも十分考慮した上で、このぐらいだったらいいんじゃないかなと、そしてまずコンクールの入賞作品を送って、これ特産品ですので、これから観光物産協会を通して、これを市の特産品としてPRしていきたい

いという部分もありますので、そういう方々にも大仙市のサポーターということで応援していただきたいというような気持ちもありまして、その特産品開発の入賞作品を贈って食べてみてくださいと、よかったら買ってください。また、いろんな方々にもPRしてみてくださいというようなことをやって、少しでもその辺を含めてふるさとを応援してくださる方々を増やしていきたいなということで、まずやってみようということで27年度からスタートしたいということでもあります。

○委員長（高橋幸晴） 富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 言っている意味は大分分かりますけれども、ただ大仙市といえば、やっぱり米とか、そういうところに一番ピンと来るとは思いますけれども、この開発商品を知ってる人って大仙市民の中で何パーセントいると思うっしか。もらったからというって、それがすごく大仙市がら来たというような感動を受けるようなことってあるもんだっしか。

それからもうひとつ、例えばこの商品というのは、どういう商品があって、数っているのは揃うんですか、なんとなく、お返しすることは良いことですが、この商品に絞ること自体ちょっと疑問ありますけれども、その辺についてお答え願えれば。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） 確かに大仙市の基幹は米ということですが、米はどこへ行ってもあるわけであって、ふるさと納税してくださる方のほとんどは県外の首都圏ふるさと会の方々がほとんどでございまして、ほとんど大仙市と馴染みのある方々であります。観光物産協会が市のブランド品として、今まであまり大きい特産品という有名な、例えば大館どが、他の方みたいに有名なブランド品というのはない、ブランド品開発として2年くらい前から進めてきておりまして、そういった中で、入賞した作品について、2千5百円相当分を詰め合わせて、その中には数種類入っております。5千円分についても数種類入っているということで、こういったものを開発したんですけども、どうでしょうかと、ご意見をくださいということで、ご意見をいただきながら、もしよかったらなんとか買ってください、それから広くPRしてくださいと、大仙市のサポーターとしてお願いするというような意味を含めてやってみようということでもあります。ただ、これで決まったわけじゃなくて、このままやってみて検証しながら、また次年度以降もいろいろ検討していくということにはしております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございせんか。はい、古谷副委員長。

- 副委員長（古谷武美） 今の2-4のふるさと納税の部分でお伺いしたいんですけども、こういうPRのパンフレットなんですけれども、首都圏でやるいろんなイベントの時、多分出してると思うんですけど、その時に誰か担当者なりがその場で頭を下げてお願いするということはないんですか。ただ、パンフレットを出してるだけですか。
- 委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。
- 次長兼総合政策課長（相馬幸則） ふるさと会の総会の際に、担当者がPRをして、なんとかお願いしますということでやっています。それで結構、その日のうちに集まる額もありますし、今ちょっと持ち合わせないから後でという方もおります。
- 副委員長（古谷武美） あと、この実績というか、今報告ありましたけれども、そういう、今年は、今年度はいくら集まったとか、そういう報告はされてますか。
- 次長兼総合政策課長（相馬幸則） もちろん、寄付者の方々には出しております。
- 副委員長（古谷武美） 寄付者の方ばかりじゃなくて、ふるさと会とかで。
- 次長兼総合政策課長（相馬幸則） 個人名称は出しませんが、2月末現在で55人の方々から851万4千円をいただいておりますので、そういったのは全部周知しております。
- 委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、茂木委員。
- 11番（茂木 隆） 2-22の小規模・高齢化集落等コミュニティ対策事業費と、関連のあるがんばる集落活性化支援事業費についてでありますけれども、これは良い事業だということは十分わかってるし、やっぱり頑張ってもらいたいという思いがありますが、先ほど補正予算でがんばる集落活性化支援事業費が549万5千円減額補正されたわけです。実績見込みが26年度で4団体ということで、ここに書いてありますけれども、増やしたいというようなことでありますが、集落支援員、現在3名が27年度の計画としては倍の6名にするというようなことでありますが、まず26年度でも減額補正した中で、ここに今年度より大幅な予算計上されてるということに対しての単純に説明をお願いしたいと思います。
- 委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。
- 次長兼総合政策課長（相馬幸則） 来年度までの事業ということで、全体計画の期間中に50団体から活動していただきたいということでやっておりますけれども、なかなか思うように実績が上がってこないということで昨年度もそうでしたけれども、今年度も減額補正をさせていただいておりますけれども、目標としては毎年1,000万円の予

算等を盛って、その中で活動していただきたいということで進めておりまして、昨年も春の自治会育成の補助金を申請する際に各自治会の方の会長さん方に説明したり、それから自治連とかの総会とかにも機会あるたびに何とか活用してくださいということでお願いをして、その気持ちがあれば集落に行って座談会で説明をしたりしてきたケースも何回もありますけれども、やはり、リーダー的存在がいなくて、途中で挫折する集落もあつたりして、実績としてはこうなってますけれども、来年度最後ですので、なんとか目標をクリアできるように頑張っていきたいなと思ってます。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 申し込んでる団体が少なかった、最終的に50団体を目標にするわけですが、やっぱり集落支援員が足りないことも一つの要因になってるんですか。

○委員長（高橋幸晴） 相馬総合政策課長。

○次長兼総合政策課長（相馬幸則） これまで集落支援員が3名ということで、南外、協和、西仙北、この地域の、戸数が少なくて高齢化率が高いところ（の集落）に入っただいて、集落連携も含めて地域の活性化等に頑張っ、助言をしていただいて、この方々が入っている地域については、このがんばる集落の方は活用させていただいております。それ以外の部分については、やっぱり高齢化の集落とか、集落連携をしなければならぬとか条件もありまして、そこまで至らなかったということもありまして、そこら辺は27年度検証をして、この事業は非常に良い事業でございますので、28年度以降は使い勝手の良い制度に向けて考えてございます。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） これからいろいろな過疎的な集落、大仙市はまだまだあると思えますけれども、そういう集落に行政としてある程度働きかけをしながら、この事業の効果というものを出していただきたいなというふうをお願いをしまして質疑を終わります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

ここで、暫時休憩いたします。再開を2時20分といたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時18分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

情報システム課所管分について、当局の説明を求めます。加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） 情報システム課の加賀です。

それでは、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、情報システム課所管にかかわる予算につきまして、資料No.4黄色表紙の予算書、及び企画部の主な事業の説明書等に基づいて説明をさせていただきます。

進行の都合でまずは、主な事業の説明書にあります事業からはじめさせていただきます。記載の無い事業はA3横の企画部の「当初予算概要」で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、黄色表紙の予算書では54ページ下段にあたりますが、主な事業の説明書では2-9ページをご覧くださいと存じます。

2款1項10目30事業「超高速情報通信基盤設備管理費」につきましては、光ブロードバンドサービス、高速、大容量な通信回線提供のため、IRU契約、関係当事者の合意がない限り、破棄したり、終了させることができない永続的な回線使用权による契約により、NTT東日本に貸し出している光ファイバ通信網の維持管理に要する経費として、5,512万1千円を予算計上するものであり、前年度比較1,067万6千円の増額であります。

事業の目的及び目標については、平成22年度に「超高速情報通信基盤整備事業」により、市で敷設した光ファイバケーブルの維持管理が目的であり、光ファイバケーブル断線等の事故等が発生した場合は早期復旧に努め、また、電柱建替等による光ファイバケーブルの移設依頼についても、適正な対応に努めることを目標にしております。

事業の概要であります。光ブロードバンドサービス提供のために、サービス利用者が安定して利用できるよう、設備の維持管理を行う事業であり、維持管理地域は、大曲地域においてはNTT内小友局や角間川局管内、西仙北地域においてはNTT刈和野局管内の一部を除く地域、中仙地域においてはNTT豊川局管内、協和地域や南外地域、仙北地域及び太田地域においては地域の全域が管理地域となっております。

また、維持管理の内容及び経費は、市で敷設した光ファイバケーブル約611キロメートルの保守委託料1,437万6千円、次に、NTT柱や電力柱、約14,530本の添架料や、地下管路18区間約2.4キロメートルの使用料、及び9局のNTTビルへの接続賃借料、これら合わせて使用料及び賃借料として2,057万6千円、このほか、光ファイバケーブル移設や修繕等の費用、また災害保険に要する費用であります。

本文には書いておりませんが、前年度比較で予算が増額している理由は、光ファイバケーブルの移設について、国土交通省湯沢河川国道事務所施工の築堤工事に伴う南外地域西板戸地内の移設、つぎに、地権者要望による協和地域上淀川地区の移設、3つ目として仙北地域振興局施工の大曲田沢湖線古館橋補修工事に伴う太田地域東今泉地区の移設などの工事で、前年度に比べ増額となってしまったものであります。

これまでの成果と今後の方向性について、本文にはこれまでの経過を記載しておりますのでご覧いただきたいと存じますが、利用率の推移については、市が整備したエリア内でのインターネット等の利用率について、事業の当初目標として平成27年度末の利用率32%といたしましたが、平成25年9月末時点で34.5%の実績となり目標を達成したため、今後は更なる普及を目指し、平成25年3月末時点の全国平均44.0%を目標に変更しております。

今後の方向性については、全国平均の44.0%を目標に更なる普及を目指し、インターネット入門教室を2回程度開催する他、新たにタブレット端末教室の開催を予定しており、これによって、市民のインターネットに関する知識を啓発し、更なるサービス利用の普及を図ってまいりたいと考えております。

また、防災、福祉、教育、地域経済の活性化など、市民への有効な行政サービス提供の手段として各課と調整を図りながら、光ファイバ通信網を使った各種アプリケーション、ソフトの導入を支援していくこととしております。

次に、財源内訳についてであります。その他の4,027万5千円につきましては、IRU契約によりNTT東日本から納入される光ファイバ網の使用料3,613万9千円と、光ファイバケーブル移設工事に伴う補償金見込額413万6千円で、残りが一般財源となっております。

次に、黄色表紙の予算書では54ページ下段にあたりますが、主な事業の説明書の2-10ページをご覧いただきたいと存じます。

31事業「地上デジタル放送再送信施設管理運営費」につきましては、地上デジタル放送難視聴地域解消のために整備をした再送信施設の維持管理に要する経費として516万8千円を予算計上するものであり、前年度比較22万7千円の減額となっております。

事業の目的及び目標については、市内の地上デジタル放送難視聴地域解消のため、平成22年度に「超高速情報通信基盤整備事業」により整備した地上デジタル放送再送信

施設の光ファイバケーブル等を管理運用し、地上デジタル放送波の安定供給を目的とし、施設の適正な維持管理を行うため、光ファイバケーブル断線等の事故等が発生した場合は早期復旧に努めるとともに、計画停電や保守作業時を除いて地上デジタル放送の安定した再送信ができるよう、再送信施設の管理運営に努めることを目標にしております。

事業の概要についてであります。対象世帯は、西仙北地域や協和地域、南外地域、太田地域内の地上デジタル放送難視聴世帯934世帯であります。

施設の概要については、受信点として2箇所あり、旧峰吉川小学校敷地内に高さ10メートルと太田地域関根市有林内に高さ8メートルのアンテナを設置し、大曲中継局からの地上デジタル放送波を受け、次にアンテナからの地上デジタル放送電波を、電気信号から光信号に変え、その受信設備から光ケーブルを通じ伝送された光信号を、途中で増幅や分岐し、木の枝分かれのように分かれた光ファイバケーブル網を通じ、各家庭に光信号を伝えています。

各家庭では光電変換装置を利用し、光信号を電気信号に変え、その先にテレビのアンテナ線を接続することで地上デジタル放送が見れる仕組みであります。

経常的な管理費等については、受信設備や伝送設備の電気料、設備の災害に対する保険料、本事業に係わる光ファイバ通信網の保守料、NTT柱や電力柱への電柱添架料、光ファイバケーブル移設に伴う修繕料などが主な内容となっております。

また、維持管理にあたり主な財源といたしましては、加入者1世帯あたり年間3千700円の使用料をいただいておりますが、不足分等については、整備当初にNHKからの助成金を積み立てた基金、「大仙市地上デジタル放送再送信施設管理運営基金」から一部を取り崩し、施設の適正な管理運営に努めております。

これまでの成果と今後の方向性につきましては、本文に加入者の推移を記載しておりますのでご覧いただきたいと思います。現在は934世帯に地上デジタル波の安定供給を行っております。

今後の方向性については、職員の努力で徴収率100%が達成出来ておりますが、引き続き再送信施設使用料徴収率100%を目指します。

事務事業評価の見直し内容についてであります。本事業は地上デジタル放送波の安定供給が目的であることから、地上デジタル放送が終了するか、又は代替手段により放送波を受信することが可能な状態にならない限り、事業を継続する必要があります。

しかし、財源面では施設の管理運営について毎年度基金からの繰入を見込んだもので

あり、将来的には基金の枯渇が避けられない状況にありますので、基金の状況を見ながら、事業の継続ができるよう施設使用料の見直しや管理運営の改善を継続してまいりたいと考えております。

財源内訳についてであります。その他の485万3千円は、新規加入者からの接続工事費負担金見込み額47万円のほか、加入者世帯からの使用料310万9千円、及び基金繰入金見込み額127万4千円であります。

なお、使用料の減免世帯に対しては一般財源を充当しております。

次に、黄色表紙の予算書では58ページ中下段にあたりますが、主な事業の説明書では2-26ページをご覧くださいと存じます。

2款1項13目15事業「社会保障・税番号制度システム整備費」につきましては、国が進めています社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の運用にあわせ、電子計算システムの改修や制度運用の環境整備を年次計画で進める経費として8,549万円を予算計上するものであり、前年度比較同額の8,549万円が増額となっております。

増額となった理由につきましては、本事業が前年度途中から開始したため、前年度当初に額が無かったためであります。

本文には書かれておりませんが、前年度補正後の額が2,358万2千円ありますので、これに比較しますと6,190万8千円の増額となります。

増額の理由は、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始することから、主なシステム改修が平成27年度に集中したためであります。

事業の目的及び目標につきましては、3月補正でもご説明いたしましたが、あらためてご説明いたしますと、国が進めている社会保障・税番号制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上、給付や負担の公平性確保を目指すものであり、平成28年1月からの利用開始が計画されております。

この国の利用開始にあわせ本市では、平成27年10月の個人番号いわゆるマイナンバーの通知や、平成29年7月から国や他の地方公共団体等とのデータ連携が出来るよう、各種システムの改修などを行い、国のスケジュール通りに関係する業務システムが稼動することを目標にしております。

次に事業の概要につきましては、社会保障・番号制度にあわせ、各種システムの必要な改修等や既存連携システム改修、及び特定個人情報保護評価を行い、国のスケジュール

ルに沿って、業務システムが稼働できるよう作業を進める内容であります。

具体的には、総務省分と厚生労働省分に係わる大きく2つのシステム群があり、総務省分としては、住民基本台帳システム、地方税務システムの改修費用、統合利用番号連携サーバーの構築費用、中間サーバーの整備経費、また特定個人情報保護評価ツールの利用料や、影響度調査、宛名整理などの費用があります。次に厚生労働省分としては、生活保護システムをはじめ障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、健康管理の6システムと、国民年金システムの改修費用や文字コード変換作業に要する費用があります。

これらの業務システム等については、補助対象となるものと補助対象とならないものがあり、また補助対象でも10分の10補助と3分の2補助の違いがあったり、さらには業務システム毎に補助限度額があるなど複雑でありますので、整理をいたしますと事業費8,549万円に対し、国の補助額は3,505万1千円の歳入見込みとなります。

なお、米印の2番目の後段にありますように、総務省は関係するシステム改修へ26年度補正予算として409億5千万円を追加措置したことで、今後本市への補助金の増額が見込まれますが、それでも一般財源の持ち出しが多い状況なので、無駄が無いように改修を行い経費の増加抑制に努めます。

次に、これまでの成果と今後の方向性につきましては、昨年6月にプロジェクト推進会議を開催し、全庁的な推進体制の整備を行い、10月からは住民基本台帳システムや税務システムなどの改修、基本設計に着手し、本年1月からは生活保護システムや障害者福祉システムなどの改修、基本設計に着手しております。

4月からの次年度はマイナンバー利用機能に関するシステム改修を行い、平成28年度は国や他自治体との連携に関するシステム改修を行う予定であります。

財源内訳につきましては、現時点におきましては先ほどご説明いたしました国県支出金が3,505万1千円で、残りが一般財源となっております。

なお、当初予算の内容は、マイナンバー法に関するシステム改修であります。住民基本台帳や地方税務等の基幹系システムを改修することにより、他の業務連携システムにも影響が出て来ますので、他の関係するシステムの改修等が必要になる場合には、国のスケジュールに間に合うよう、補正で対応していく予定であります。

ここからは、主な事業の説明書に記載が無いため、A3版企画部の当初予算概要4ページ情報システム課でご説明いたします。

黄色表紙の予算書では54ページ下段にあたりますが、A3版の当初予算概要の項番3をご覧いただきたいと存じます。

2款1項10目32事業「地域イントラネット設備管理費」についてであります。本事業は、廃止事業になります2款1項13目「地域イントラネット基盤施設管理費」の内、光ファイバケーブルの設備管理部分のみを10目の企画費へ事業を移動したものであります。

経費の概要についてであります。平成15年度の地域イントラネット基盤施設整備事業で整備した施設や設備の内、光ファイバケーブルの維持管理に要する経費1,565万2千円を予算計上したものであります。

前年度比較では、同額の1,565万2千円が増額となっております。これは事業科目を移動したことによるものでありますので、廃止事業の前年度予算2,066万5千円と比較しますと、501万3千円の減額であります。

具体的な経費につきましては、光ファイバケーブルの地下管路や電柱添架等の使用料、また光ファイバケーブルの移設等にかかる修繕料や工事請負費の経費であります。

なお、財源は全額一般財源となっております。

次に、項番4をご覧いただきたいと存じます。

2款1項10目61事業「地上デジタル放送難視聴対策事業費補助金」につきましては、地上デジタル放送再送信施設管理運営事業の新規加入者に対する補助金であり、接続工事費負担金が3万5千円を超える場合、その超える部分に対して20万円を限度として助成するものであり、それに要する経費40万円を予算計上するものであります。財源につきましては全額一般財源となっております。

ちなみに、本年度の実績は6件で、37万7千円の助成となっております。

なお、ここには書いておりませんが、最近西仙北地域土川字心像西野地内の方で、今回予算で予定している2世帯以上に、地上デジタル放送が見えにくい方々12世帯から相談を受けております。

見えにくくなった原因は、アンテナの位置や、降雪の影響、山の木の成長に伴い電波障害が増えて来たものと推測しております。

難視聴対策につきましてはNHK秋田放送局技術部と相談をしながら、また本市の光ケーブルが付近を通過していることもあり、地上デジタル放送再送信施設管理運営事業に加入を要望される方々が多くおりますので、要望者と費用等を検討し、今後の補正予

算対応で難視聴対策を進めていきたいと考えております。

次に、A3版の当初予算概要の項番5をご覧くださいと存じます。

2款1項13目10事業「電子計算管理運営経費」につきましては、住民記録・税等基幹系システムをはじめとする各種電子計算システム、ネットワークシステムなどの維持管理、運用等に要する経費として1億6,556万2千円の予算計上であります。

前年度比較214万5千円の増額となっておりますが、理由につきましては14事業の「電子計算システム更新事業費」で稼働したシステムの保守委託が始まったことや、廃事業となります2款1項13目「地域イントラネット基盤施設管理費」の内、光ファイバケーブルの設備管理以外を本事業に組み入れたこと、また本事業へ統合し廃事業となります2款1項13目「業務・システム全体最適化事業費」を組み入れたことなどにより、増額になってしまったものであります。

経費の概要についてであります。地域情報化推進委員会の年2回開催のための委員報酬、データエントリーにかかるキーパンチャーの臨時職員賃金、サーバー等電子機器の故障に対応するための修繕料、電子計算システム印刷時に必要な帳票及び各種消耗品の経費、各種システム及び機器等の維持運用に必要な保守委託料、各種電子計算システムやネットワークシステム機器、また職員用情報機器、パソコン等の賃借料、地方公共団体の「地方公共団体情報システム機構」への年会費、秋田県の情報集約配信システム、情報の架け橋運用のための市町村負担金、業務・システム全体最適化に向けたITコンサルタントへの委託料が主な内容であります。

なお、財源内訳のその他、特定財源は、大曲仙北広域市町村圏組合からの職員給与計算に伴う給与システム管理費負担金として143万9千円、及び職員等が講師となって開催するパソコン教室開催時のテキスト代1万9千円であり、残りが一般財源となっております。

次に、A3版の項番6をご覧くださいと存じます。

2款1項13目11事業「総合情報センター管理費」につきましては、神岡情報センターで開催するパソコン教室等に要する経費136万9千円を予算計上するものであり、前年度比較3千円の減額であります。

事業の概要についてであります。「初めてのパソコン」や「ワード・エクセルの基礎」など、定員12人の講座を年間22回開講する予定となっております。

また、経費の内訳はパソコン教室の講師賃金と、プリンタートナー等の消耗品の経費

であります。

なお、財源内訳のその他、特定財源は、パソコン教室開催時のテキスト代4万8千円で、残りが一般財源となっております。

つぎに、説明の最後になりますが、項番7をご覧いただきたいと存じます。

14事業「電子計算システム更新事業費」につきましては、合併時に統合した主な電子計算システムが老朽化したことによる機器等の計画的な更新に要する経費として、1億4,915万円を予算計上するものであり、財源は全額一般財源であります。

前年度比較1,562万4千円の増額となりました理由につきましては、平成23年度から段階的に電子計算システムの更新を行ってまいりましたが、昨年9月に通信ネットワーク機器等の整備が完了し、10月からその支払いが始まったことで増額となったものであります。

なお、昨年9月に通信ネットワーク機器等の整備が完了したことで、合併時に統合した主な電子計算システムの更新計画が終了いたしましたので、今後は債務負担設定の年度別支払い計画により、リース料等を支払って行くこととなります。

以上、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、情報システム課所管部分につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はどうぞお願いいたします。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 2-26の社会保障・税番号制度システム整備費、これは国の制度で、テレビ、新聞の報道によりますと、その番号制について、分からないというのが8割だそうです。それから、分かるという人に聞いたら、情報の悪用、それから情報の漏れ、こういうのが心配されてるということで、テレビでも報道されていました。これを秋に実施するわけですので、早めに住民にやっぱり趣旨やシステムとか、時期とかそういうものをできるだけ理解得られるように徹底してもらいたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 加賀情報システム課長。

○情報システム課長（加賀勸悦） 分からないということは、結構新聞でも出ておられて、それで国では今日でしたけれども全国放送で3月中に放送するという内容をPRしておられて、自治体におきましても、番号を通知するのは10月ころなので、具体的にその2カ月ほど前までには市民の方に広報等で周知したいなということで考えており

ます。なお、今現在簡単ではありますが、大仙市のホームページにも上げております。今まで民間の業者の方からなかなか情報が入らないということで電話が1件ほどありました。その情報も含めて、具体的な、事業者の方がそれぞれ、商工会議所とか商工会を通じながら、またさらに通知するというような国からの情報も入っております。あと、悪用、漏れに関しましては、悪用につきましては、罰則を強化致しまして、国が強化致しております。漏れに関しましても、そこの部分が漏れたとしても、全体が分からないような仕組みを国で考えておりますので、ただ住民の方がそこが不安ということですので、まだ周知が十分ではないと思いますので、今後その点も含めながら市での周知については検討していきたいと考えております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、男女共同参画・交流推進課所管分について、説明を求めます。

佐々木男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） それでは、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち男女共同参画・交流推進課所管の予算についてご説明申し上げます。

予算書は資料No.4の53ページ中程からになりますが、主な事業の説明書により、順にご説明申し上げます。

主な事業説明書2-11ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費、40事業「男女共同参画推進経費」は、予算額68万4千円であります。

1事業の目的及び目標は2行目からになりますが、一人ひとりが男女共同参画の視点を十分に活かしながら家庭・地域・職場、それぞれの場において取組を実践し、共に協力し合いながら一人ひとりが輝くことができる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的としております。2の事業の概要としましては、①の男女共同参画に関する講座等として、企業向けイクボス研修や男女共同参画セミナーなどの開催。②として男女共同参画をテーマとしたコンクールの実施などにより、市民に男女共同参画についての学習の場を提供し、正しい知識の習得や普及を図ってまいります。

なお、26年度予算で27年度から5ヵ年の「第2次大仙市男女共同参画プラン」を

策定いたしましたので、後ほど常任委員会協議会で、その内容についてご説明させていただきます。

予算の減額は、男女共同参画プラン策定印刷製本費の減が主な要因であります。

財源内訳、その他1万円は講座受講料となっております。

続きまして2-12ページをお願いいたします。

41事業「DV防止及び被害者等支援事業費」は、予算額74万円であります。

1事業の目的及び目標は配偶者等からの暴力、いわゆるDVの防止啓発活動や被害者等への支援など、総合的な事業を実施することにより、DVを許さない大仙市、誰もが安全を確保され安心して生活することができる大仙市を実現することを目的とします。

2の事業の概要につきましては、①のDV防止啓発事業として、大仙市DV防止連絡会と共催で、人権をテーマとした講演会を実施する予定です。

また、昨今社会問題となっているデートDVやストーカー行為など、DVを未然に防ぐため、リーフレットの配布、また高校生向け出前講座を実施してまいります。

②の被害者等支援事業は一時的な保護や避難が必要なDV被害者への支援として継続してまいります。本年度は昨日までに支援を要する事案は発生しておりません。

予算の増額は、講演会開催費によるもので、財源は74万円すべてが、「DV等防止基金」からの繰入金となっております。

次に、事業説明書2-13ページをご覧ください。

42事業「むすび・サポート事業費」は、予算額256万3千円であります。

1事業の目的及び目標は、少子化対策としての結婚支援について、出会い・結婚支援を実施し当事者への複合的サポートの充実及び地域全体で応援する気運を高めることを目的とするものですが、事業を拡充して取り組むこととしております。

2の事業の概要としましては、7項目を記載しておりますが、①から③まで新規に取り組みます。

①は、大仙結婚を支援する会会員への活動費支給です。

目的目標にありますように、現在大仙結婚を支援する会会員は14名で、大曲地域6名、神岡地域3名、仙北地域を除く地域各1名となっており、毎月の定例相談会や会員同士の情報交換、イベント相談コーナーなどでマッチングを進めておりますが、会員の空白地域をなくし、また増員を図り20名体制で活動していただき、相談やお見合い調整等に要する交通費、電話代などの費用として、一人当たり月額5千円を支給するもの

であります。

また、②として、成婚報奨金を支給します。大仙結婚を支援する会会員によって成婚に至った場合、1組につき2万円を支給するものであります。

③として、イベント開催費用の一部助成については、出会いの場づくりとして街婚プロジェクトによる「ドンと恋」のほか、地域で自主的な取組を実施する団体も出てきており、その活動をサポートするイベント開催費用の一部、上限10万円を申請に応じ助成するものであります。

また、④から⑦までの事業で定例相談会や、街婚イベントなどは継続して実施しますが、⑤の拡充として婚活セミナーや研修会も開催してまいります。

これまでの成果と方向性については、各団体との協働による取組が定着し、効率的な事業展開が可能となっておりますが、相談会では当事者と親の意識の違い、男女相談数の差などお見合い等へ発展しづらいケースも多いわけですが、改善を図りながらマッチング支援、地域の応援者とともに出会い支援や出会いイベント等を実施することにより、脱少子化並びに地域の活性化、そして1組でも多くのカップル誕生を目指してまいります。

なお、この結びサポート事業は23年度にスタートしましたが、これまで大仙結婚を支援する会会員による成婚は3組、大規模街中婚活イベント（ドンと恋）では、関係者が把握しているもので5組であります。

財源の内訳は一般財源となっております。

続きまして、事業説明書2-14ページをご覧ください。

43事業「地域間交流事業費」は、159万8千円であります。

この事業名は、国内交流、国際交流事業の明確さを打ち出すため、これまでの交流推進経費を地域間交流事業費に変更しております。目的目標にありますように友好交流都市協定締結を予定している神奈川県座間市及び有縁交流提携を結んでいる宮崎県宮崎市との各分野における交流・連携の継続を図り、双方の地域活性化に資する取組を推進していくものであります。

2の事業の概要については、当課所管にかかる事業としては、神奈川県座間市との交流事業を実施します。この交流は、ご承知のとおり、来る3月21日に座間市と友好交流提携を結び、関係者の相互訪問等により交流事業の検討に入るもので、現時点では座間市大風祭りへの関係者訪問旅費と交流事業の検討にかかる職員旅費を計上しています。

また、協和支所市民サービス課所管として、宮崎県宮崎市佐土原との交流費を計上しています。公募による市民参加者と宮崎市民と今後も交流世代を拡大しながら交流事業を継続していくものであります。

財源の内訳は地域振興基金繰入金が144万8千円、宮崎市交流事業による参加者負担金15万円となっております。

続いて2-15ページをご覧ください。

44事業「国際交流事業費」は、予算額93万3千円であります。

この事業も、昨年まで韓国唐津市交流事業費としておりましたが、韓国唐津市との交流のみならず、海外派遣やグローバルな交流が展開された場合などに対応できるように変更しております。目的では、韓国唐津市との交流推進により国際化社会にふさわしい人材の育成を目指すとともに、大仙市国際交流協会の支援を行うこととしています。

2の事業の概要については、唐津市との交流が再開されたことにより、スポーツ交流を継続するもので、バドミントン選手の青少年男女各5人と引率を冬休みの4泊5日の日程で唐津市へ派遣し、両地域の青少年の異文化に対する理解を深めながら技術のレベルアップを図るものであります。

また、大仙市国際交流協会支援事業として、韓国ラボ青少年交流がこれまで11年間、夏は派遣、冬は受け入れの相互交流を実施しており、青少年派遣の引率に協会事務局の当課に依頼のあった場合は支援するものでその旅費を計上しております。

昨年は、協会員が引率できたことから職員派遣はありませんでした。

なお、説明書下段の平成26年度の実績見込みを踏まえた事務事業評価の見直し内容の中の3行目で、なお3月には大仙市長が訪韓し、今後の交流内容等について協議する予定と記載しておりますが、本定例会召集の市長挨拶にありましたように、唐津市長のヨーロッパでの国際会議出席により3月訪韓が叶わず、この部分は、削除させていただきたいと思っております。現在、4月9日からの招待が示されまして、訪韓の調整を図っておりますが、予算等においては急な日程であり新年度の既存予算、予備費等で対応させていただきたくご了承いただきたいと思います。

財源の内訳については、93万3千円すべて地域振興基金繰入金となっております。

続きまして事業説明書2-16ページをご覧ください。

46事業「国際教養大学交流事業費」についての説明の前に、交流実績の人数が確定しましたので、事業説明書の実績の数字を発表させていただきます。中程の交流実績の

表がありますが、右端の26年度分は通年で対応しておりますが50件を52件にカッコ内242人を257人とし、合計も同様となります。また、欄外米印は平成27年2月末と修正をお願いいたします。

それでは改めまして、46事業「国際教養大学交流事業費」は83万1千円でありませす。

1事業の目的及び目標は平成21年2月に公立大学法人国際教養大学と提携した「国際交流に関する連携プログラム協定」に基づき、市内の小中学校の児童・生徒並びに幼稚園保育園児と国際教養大学の留学生が交流を行い、交流を通して、異文化理解を深め、国際社会に対応できる次代を担う青少年を育成することを目的とするものであります。

2の事業の概要については、市内の児童・生徒並びに未就学児童を対象に国際教養大学の留学生に市内学校・園に来てもらっての交流、あるいは大学を訪問して交流するという双方向の交流プログラムで行ないます。

事業は国際教養大学に委託して実施し、留学生の派遣等にかかる費用を大仙市が負担し、市は学校からの取りまとめや大学との連絡調整などを行い、年間50回を越える交流回数となっております。

なお、昨年度から留学生の送迎はシルバー人材センターへ委託して、予算は管財課で計上しておりましたが、27年度より当課で計上することとなり増額となっております。

財源の内訳は83万1千円すべて地域振興基金繰入金となっております。

次に、事業説明書2-17ページをご覧ください。

47事業「健康文化活動拠点センター管理費」は、予算額1,116万9千円でありませす。

1事業の目的及び目標は「ペアーレ大仙」の施設維持管理と利用促進を図り、中心市街地の活性化を目指すものであり、2の事業の概要としましては、ペアーレ大仙は第3期の指定管理に入ります。指定管理者株式会社TMO大曲へ27年度から3ヵ年管理運営をお願いするものであります。

また、基本協定により10万円以上の修繕、備品は市が対応するということになっておりまして、修繕につきましては真空式温水ヒーター制御盤取替や、備品におきましてはランニングマシンなどを更新するものであります。

これまでの実績では受講生やフリー利用者が若干名ずつ減っているものの、新規講座

の開設や、アンケート結果からの改善を行い、あわせて26年度から、受講料を値上げして経営改善に努めており、今後も指定管理者と連携を図りながら、利用者が快適で安心して利用できる環境と生涯学習の場を提供してまいります。

財源の内訳は一般財源となっております。

次に、事業説明書2-18ページをご覧ください。

48事業「市民活動交流拠点施設運営管理費」は、予算額1,106万8千円であります。

1事業の目的及び目標は市街地再開発北街区複合商業棟2階の市民活動交流拠点センターにおいて、行政サービスの提供や市民活動の拠点となるコーナーやオープンスペースを設け、市民活動や交流のサポートをすることを目的とし、市民の交流・活動の機会を創出する新しい感覚の拠点施設として利活用を図るものであります。

また、ボランティアやNPOを支援するため、市民活動交流拠点センター機能である会議室や印刷機等の機器を提供しながら情報交換の場として充実させるものであります。

事業の概要としては、複合商業等全体の高熱水費や清掃など維持管理費をアンバー大曲管理組合へ面積按分により負担金として交付するほか、市が直接管理する市民活動交流拠点センターなどの電気料金や清掃委託金及び市民活動支援による情報機器のリース、印刷機のインク、マスターなどの消耗品費等であります。

利用者については説明書の下段、事務事業の見直し内容に12月末とありますが、最新の2月末までの数字が出ましたので、2月末までの11ヵ月で、述べ27,426人の利用をいただき、月平均では2,493の利用となっております。実質は5月からのグランドオープンですので5月からの月平均としましては2,663人となっております。

ちなみに26年度のオープンスペース利用は、華道展、習字アート作品の展示、ふるさと旅するラジオ生放送、陶芸作品展、民話の語り、写真展、盆景展、N響演奏会、小学生の税に関する習字展など、18件の多種多様なイベント、展示が行われております。

また、会議室では月1回の日曜消費生活相談会と結婚応援相談会を予定通り実施しております。

今後も、中心市街地の核となる人が生き人が集う施設として、市民の作品展示やイベント開催なども含めた管理運営を行ってまいります。

最後に、A3版の平成27年度当初予算概要、企画部の5ページをお開き願います。

男女共同参画・交流推進課所管の全事業ですが、ただいま事業説明書で説明申し上げます。

ました事業を除く当課事業概要について、説明申し上げます。

No.1、2款1項10目1事業、男女共同参画審議会委員報酬22万円であります。

審議会開催にともなう委員報償費（3回分）を計上しております。

最後のNo.10、50事業、企画費負担金は78万4千円を計上しております。

秋田空港利用促進協議会負担金、秋田県日中友好協会負担金、大仙仙北地域外国籍住民等サポート事業費負担金、あきた結婚支援センター負担金であります。

いずれも一般財源となっております。

以上、男女共同参画・交流推進課所管の平成27年度当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、宜しくご審議のうえ、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。

審査の途中であります。ここで、暫時休憩いたしたいと思っております。

再開を3時25分といたします。

午後 3時14分 休 憩

午後 3時24分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 2-12。夫婦間の暴力って結構まだあるんですよ。そういう家庭が非常にあります。なので、できればですね、リーフレットの配布も必要でしょうけれども、全戸配布用の簡単なチラシを配ってもらうとか、そういうことも必要な気がします。今年でなくてもいいし、検討してもらえればありがたいと思っております。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） このページの事業説明書の中で、27年度においては、26年度の25万円の予算を大幅にアップしております。それにつきましては、事業概要の1番のところで掲げておりますけれども、全域をテーマとした講演会というふうに今年はスポットを当てておりますので、議員おっしゃるよう確実にリーフレットを毎戸にいく分は毎年作成しておりません。いろんなかたちで、お店屋さんの前とか、産業祭のときとかということ配っておりますけれども、全戸配布ができるようなことも検討してまいります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 2-13。むすび・サポート事業費、これは前から、事業費を少しアップして、もっと成果があげられるようにして欲しいということが、予算的に見ればかなり増額されたということで、評価に値するというふうに思います。まず、会員の増員ということは、来年度のひとつ課題だというふうに思いますけれども、やっぱり地域的なバランスも当然なければいけないし、そういう面で結婚を支援する会の会員をどのようにして増やしていくのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） 先ほど申し上げましたように、大曲地域が6人、神岡が3人、仙北がゼロということになっております。あと、他の地域におかれましては各1名です。協和とか西仙北、中仙あたりはエリア的に広いわけですので、そちらの方を重点に各1名ずつ、仙北さんの方がゼロですので、最低でも1人を目標にしながら、一応4月すぐ公募する予定でおります。この支援する会というのは、ボランティアでやってもらうということが前提として立ち上がった会でありました。ですので、今まで無報酬で頑張ってきてくれましたけれども、今回まず予算もつきましたということも含めまして、各地域で2人ずつくらいの体制とかで、合計20人ということで活動していただければと思っております。基本、募集かけても出てこないという可能性もありますので、その時は支所と協議しながら推薦みたいなかたちででも、絶対空白を埋めたり、各地域2名ぐらいの体制で取り組んでいければなというふうに考えているところであります。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） 街コンだとかいろいろあるけれども、概ね何歳ぐらいまでを対象にしてるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） 最初、この出会いの場のイベントを企画した時に、制限かけるのはどうなのかということで、そのプロジェクトでいろいろ揉めました。その結果、1回目から4回目あたりまでは制限を設けませんでした。そうすると、やはり震災の時分の時もありまして、60歳代、70歳代という方も、ポチポチとこのイベントに参加したという経緯があります。私どもは基本的には少子化対策としての結婚支援というふうに考えておりまして、できれば男性は42歳、女性が40歳未満、一緒になって子どもを授かれる年代というところに、今回の冬のイベントは、そういう

年齢制限を設けたということもありますので、今後も高齢者、年配の方だけを対象にしたイベントだとか、本当に若い人たちだとか、そういうことも視野に入れながら、イベントを分けていくとか、そういうことも必要なのかなというふうに考えてはおりますが、当課としては少子化対策という観点から、そういうふうにイベントを進めているところであります。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） この前、島根県でしたか、公務員限定の、結構応募者がいたらしいんですけども、ひんしゆくをかって止めたという話ですけども、やっぱり公務員はそういう面では人気で、結婚したいという女性の人が多いというふうには、いろんな面で生活が安定した人を選ぶというのが本音だと思いますけれども、ああいうやり方はやっぱり間違っても大仙市ではやらないようにしていただきたいと思います。そういう中で県の結婚支援センターというのが、まず県にあって、そこに登録、1万円だかの登録をして、そしていろいろこう見てもらうというようなことでありますけれども、大仙市で例えばそういう県の結婚支援センターと、大仙市にもこういうような出会いの場に出てくる人の中で、県の結婚支援センターに登録してる人は把握は出来ないんですか。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） できます。大仙市の方は、前の石川さんという方がセンター長やっていた関係で、全県でも登録者が多いというふうになってます。ただ、男女別がやっぱり男性が多くて、女性が少ないとなっておりますけれども、秋田県全体で1,894人。男女別として、男が1,173人、女が721人。うち大仙市が、全体として142人。男性が101人、女性が41人ということになっております。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） この前もちよっと新聞を見ていたら、県北のある市では、結婚支援センターの登録料、これは1万円で3年間有効だそうですけれども、1万円のお金を出せないぐらいでは、自分で出すのが本当ですけども、登録料を市で負担するというようなあれも載っておりましたけれども、本当にこの人口問題は喫緊の課題でありますので、そういうことも大仙市として考えてもおかしくはないと思いますけれども、その辺りはなんとふうに考えてますか。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木男女共同参画・交流推進課長。

○男女共同参画・交流推進課長（佐々木繁隆） この件につきましては、今おっしゃられ

ましたように1万円で3年間マッチングシステムに入っていける権利というのが与えられることになっております。やはり、その方が本当に見込んであるのか、既婚であるのかということも含めて、最初システムを導入した時に、いたずらで入られれば困るということがありました。それで、大仙市としては今言いましたように1万円で3年間、やっぱり自分の力で見つけにいくんだという考えが大勢を占めるということで、ここ3年間、4年間、毎年、センターの方からこの1万円のサポートはどう考えてますかというアンケートは来ますけれども、うちの方では一貫して、個人の責任で払っていただきたいという考えでおるところです。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、重点政策室所管分について、当局の説明を求めます。小松企画部長。

○企画部長（小松英昭） それでは、私の方から、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計当初予算」のうち、企画部重点政策推進室所管の予算につきまして、ご説明申し上げたいといふふうに思います。

予算書は101ページの中段、事業説明書は、2-31ページとなります。

事業ひとつですので、よろしく願いいたします。

8款3項2目11事業「市街地再開発事業費」は、11億1,140万1千円の予算計上であります。

大曲通町地区第一種市街地再開発事業につきましては、現在、南街区に整備を予定している全4棟とも鉄骨工事を施工中でございます。3月下旬からは園舎部分が木造となります児童福祉棟の木軸工事に着手する予定となっております、5月に入りますと建物の概要が見えてくる見込みであります。

南街区全体の工事進捗率につきましては、2月末時点で31.1%を見込んでおり、工程どおり順調に進捗しております。

平成27年度におきましては、本年9月末の竣工、11月1日のグランドオープンに向け引き続き南街区4棟の建築工事を進めるとともに、事業が予定どおり完了するよう推進するため、市街地再開発組合に対する補助金5億9,498万9千円、市街地再開発事業において市が取得する土地、建物の価格であります従後資産（29億9,879万1千円）から、元々、市が再開発事業区域内に有していた権利相当額となる従前資産

(24億8,852万5千円)を差し引いた増床負担金5億1,026万6千円、及び関係機関との協議等に要する事務費614万6千円の合計11億1,140万1千円を予算措置するものであります。

なお、財源の内訳でありますけれども、国庫支出金として社会資本整備総合交付金が4億5,420万5千円、県支出金として市街地再開発事業費補助金1億127万7千円、市街地再開発事業債として6億70万円、羽後交通から市が賃借する駐車場及び高齢者福祉棟の土地賃借料のうち、JA秋田おぼこが使用する土地分の転貸料として350万円、一般財源が5,299万6千円となっております。

以上、重点政策推進室所管の歳入歳出予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

これで、議案第49号にかかる企画部所管の質疑は終結いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（高橋幸晴） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日10日午前10時より審査を再開いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後 3時41分 散 会

平成 2 7 年 3 月 1 0 日 (火曜日)

(第 2 日)

大仙市議会企画産業常任委員会会議録

日 時 平成27年3月10日（火曜日） 午前10時00分 ～ 午後4時12分

会 場 大仙市役所 3階 互助会館第1会議室

出席議員（7人）

1 番 富 岡 喜 芳	8 番 藤 田 和 久	1 1 番 茂 木 隆
1 3 番 古 谷 武 美	1 4 番 武 田 隆	1 6 番 高 橋 幸 晴
2 0 番 佐 藤 清 吉		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

農 林 商 工 部 長 佐々木誠治	農 林 振 興 課 長 今野功成
農 林 振 興 課 参 事 藤井一博	農 林 振 興 課 参 事 煤賀康典
農 林 振 興 課 主 幹 渡辺重美	農 林 振 興 課 副 主 幹 斎藤秋彦
農 林 振 興 課 主 席 主 査 杉山真矢	農 林 振 興 課 主 査 高橋 勉
農 林 振 興 課 主 査 加藤大作	
商 工 観 光 課 長 五十嵐秀美	商 工 観 光 課 参 事 今 善 雄
商 工 観 光 課 副 主 幹 大沼利樹	商 工 観 光 課 副 主 幹 伊藤 敬
次 長 兼 企 業 対 策 課 長 小野地 洋	企 業 対 策 課 副 主 幹 大野 暁 佳
企 業 対 策 課 主 席 主 査 佐藤正規	
農 業 委 員 会 事 務 局 長 堀江則男	農 業 委 員 会 事 務 局 参 事 佐藤 司
農 業 委 員 会 事 務 局 参 事 工藤明良	農 業 委 員 会 事 務 局 主 幹 進藤一好

議会事務局職員出席者

主 査 佐 藤 和 人

審査案件

- 1 議案第10号 大仙市農業後継者育成修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 議案第20号 大仙市ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止する条例の制定について
- 3 議案第38号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）
- 4 議案第49号 平成27年度大仙市一般会計予算
- 5 議案第69号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第13号）
- 6 請願第5号 農協改革に関する請願書
- 7 請願第6号 TPP交渉に関する請願
- 8 請願第7号 米価対策の意見書を求める請願
- 9 請願第8号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願
- 10 陳情第28号 労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情
- 11 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について

午前10時00分 開 会

○委員長（高橋幸晴） おはようございます。

昨日に引き続いて、2日目の審査を行いたいと思いますけれども、昨日は企画部の関係で、今日は農林商工部関係の審査を行いたいと思います。

昨日お話したんですけれども、いずれ27年度の大変ま、国でも改革など、地方創生などが話し合われておりまして、大変重要な審査になるのではないかなと話をして、職員からも大変いろいろ質疑をいただきました。どうか今日もそういうことで、ひとつ皆さんから質疑をお願いしたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

只今から、企画産業常任委員会を開会いたします。

本日の審査は、農林商工部・農業委員会事務局所管の議案審査を行い、最後に予算案の討論・表決を行います。

○委員長（高橋幸晴） それでは、日程表に従って順次審査してまいります。

はじめに、佐々木農林商工部長からごあいさつがあります。佐々木農林商工部長。

○農林商工部長（佐々木誠治） ご審査をお願いする前に、一言ごあいさつ申し上げます。

まずは、平成26年度も20日余りとなりましたが、企画産業常任委員会の皆様には、当農林商工部の業務遂行に際しましては、格別なるご指導、ご教示方を賜りまして、改めまして、厚く御礼申し上げます。

さて、去年は国の農業政策の大転換の報道に始まり、そして米価の下落という最悪のシナリオで終わりましたが、まさに農家の皆様をはじめ、農業関係団体の皆様にとりましては、生産意欲の減退はもとより、将来の営農への不安は計り知れないものがあったものと強く感じております。

市としまして、新年度におきまして、これまで制度的に支援が薄かった「稲作」を主体とする法人、個人経営者に対しましての田植機、コンバインの購入助成をはじめ、特別栽培米の取り組みへの支援、ナラシ対策への積立金に対する助成などを新たに構築し、生産意欲の高揚につなげることであります。

また、これらの支援と並行して、園芸作物の振興と複合化、広範な水田を有効活用する大豆生産への支援、そして平地と中山間地の生産基盤の整備なども引き続き実施していくこととしております。

一方、商工業においては、工業団地への優良企業の進出がほぼ確実になっており、プレス発表がなされることを心待ちにしているところであります。今後においても、情報の収集はもちろんですが、あらゆる人脈をフルに活用し、新たな企業誘致に向けて取り組んでいくこととしております。

また、花火産業構想に基づく各種事業につきましても、「地方創生先行型」の交付金を活用するため、今期定例会の方に追加の補正予算をお願いしておりますが、そのご承認方をお願い申し上げますとともに、新年度から本格的に取り組む本事業への一層のご理解を重ねてお願い申し上げます。

加えまして、27年度は、28年度からの新しい農業振興計画を策定する年でもあります。お手元に、8回にわたり開催しました「農業活力創造懇話会」における議事録等をお届けしておりますが、この懇話会での意見、提言、要望等につきましては、計画を策定する段階で大いに反映させていくこととしており、併せまして、所管の企画産業常任委員会の皆様からもご意見、ご提言等をお寄せいただくため、6月と9月の2回にわたり、意見交換の場を設けさせていただきたいと考えておりますので、是非ともご了承方をお願い申し上げます。

この後、審査付託になりました条例案、予算案について、各担当課長より縷々ご説明

申し上げますので、よろしくご審査の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） ありがとうございます。

○委員長（高橋幸晴） それでは、議案審議に入ります。

議案第10号「大仙市農業後継者育成修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） それでは、ご説明申し上げます。議案書の11ページをお願いいたします。

議案第10号「大仙市農業後継者育成修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

林業を取り巻く状況は、全国的に林業従事者の高齢化が進み、林業を担う若い人材が不足している厳しい状況であります。

これは、本市においても同様の問題であり、後継者不足が深刻な状況であることに鑑み、本案は、後継者育成のため、農業後継者育成修学資金において、貸与対象者に林業修学者を加えるものであります。

また、県では平成27年4月に、秋田林業大学校を開校することにしておりますので、これに合わせ、本修学資金の修学対象施設に林業大学校を加えるものであります。

また、この修学資金の原資は、大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金でありますので、同基金条例の題名などの改正を合わせて行いまして、平成27年4月1日からの施行を予定しているものであります。

12ページをお願いします。条文の改正内容は、議案書の12ページと13ページになりますが、内容の説明に当たりましては、本日お配りいたしました新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと存じます。

始めに題名ですが、大仙市の次の「農業」を「農林業」に改めるものであります。

次に、第1条中、将来市において農業の次に、又は林業（以下「農林業」という。）を加え、専業の次の（冬季に限り、臨時・季節労働に従事する兼業を含む。以下同じ。）を削り、「農業後継者育成修学資金」を「農林業後継者育成修学資金」に、また「農業知識」を「農林業知識」に、「農業後継者」を「農林業後継者」にそれぞれを改めるも

のであります。

第2条では、第3号中、農業大学の次に「及び林業大学校」を加えるものであります。

第3条では、各号列記の以外の部分を「市長は、大学等で農学を専攻する者であって、次の各号のいずれにも該当するものに対し、修学資金を貸与することができる。」に改め、第1号を「大学等を卒業後直ちに市内に住所を有し、市内において農林業を専業（冬季に限り臨時又は季節労働に就業する場合及び林業にあつては県内において林業関係団体又は企業に就業する場合を含む。以下次号及び第7条から第9条までにおいて同じ。）とすることが確実に見込まれるもの」に改め、第2号を「農業を専業とすることが見込まれる者にあつては市内で農業を営む世帯（米生産調整世帯に限る。）、林業を専業とすることが見込まれる者にあつては市内に住所を有する世帯の子弟であつて、その世帯と生計を一にするものであること。」に改めるものであります。

第3号を削りまして、これまでの第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号中、平仮名書きの「ほか」を漢字の「他」に改め、第4号とするものであります。

次に、第7条第2号中「農業」を「農林業」に改め、「（冬季に限り、臨時・季節労働に従事する兼業を除く。）」を削り、平仮名の「ほか」を漢字の「他」に改めるものであります。

第8条では、第1項中「農業」を「農林業」に改め、

第9条でも同じく「農業」を「農林業」に改めるものであります。

第10条では、第1号中「農作業事故に起因し」を「農林業の作業中の事故に起因して」に、また「農業」を「農林業」に改めるものであります。

附則として、施行期日ですが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、合わせて一部改正を行う「大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

同じくお配りしております、新旧対照表を合わせてご覧いただきたいと思います。

始めに題名ですが、大仙市の次の「農業」を、「農林業」に改めるものでございます。

次に、第1条中、「大仙市農業・ものづくり担い手奨学基金」を「大仙市農林業・ものづくり担い手奨学基金」に改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、

お願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 今日の魁の新聞欄にも県会の方でも奨学金の協議した記事についてまじりけれども、大仙市の場合、免除の制度というのは今のところってないんで、例えば大仙市に戻ってきて、農林業に就く、就いたという人方については、借りた金額の3分の1免除するどが、半分免除するどが、大仙市としてもそういった方策っていいんじゃないかと、そうすることによって、逆に秋田県に帰ってくる、あるいは地元に戻ってくるという大学生が増えるという可能性もあると思うので、そこら辺も一つ検討の課題にしてもらえればなというふうに思ったところでした。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 武田委員のご質問にお答え申し上げます。

市の方でも、そういう農業に就農、または今回追加された林業関係に就業した場合の免除規定でございますが、本条例の第7条、第8条、および第9条において、償還の免除等について規定を設けさせていただいております。大学や、農業大学校、林業大学校を卒業して、直ちに農業に就農、または林業関係の会社に就業した場合は、そして7年間市内に住所を有して、就農または勤めた場合は、奨学金の免除をすることによってさせていただきます。このような方向でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。茂木委員。

○11番（茂木 隆） 実際問題、林業後継者、林業大学校というのを県の方で4月からですか、始めるわけですけれども、農業を含めた農林業としての経営している人はいるかもしれませんけれども、実際問題、林業を生業としている、そういう林家といえますか、そういう方は大仙市にどのくらいいるもんだっしべ。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 林業のみという、今回の条例につきましては、森林組合とか、林業関係の会社に就業ということ为前提にした条例でございます、ひとつはそれでございます。統計上の林家数と林業従事者数というのは統計上出ておりますが、林業のみを生業としているという数値については今現在のところ把握してございません。ただ、今の材料の木材価格の低迷から言って、林業のみで生計を維持するというのは非常

に厳しいと思いますので、專業林家というのは余りいらっしやらないのかなという思いはございます。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 林業後継者育成といえば非常に聞こえはいいんですけれども、今課長が話したように、実際現場では、例えばその森林組合なり、の作業班とか、あるいは林業の作業をする会社というか、そういうところの後継者を育てるための、実際はそういうことなんだっしべ。本来であれば林業をもう少し強くして、林業経営も出来るような体制にこれからしていかなければならないわけで、林業後継者といっても実際はそういう会社とかそういう法人、作業班のそういう、若い従業員というか、社員を育てるためのひとつの就学資金を貸与するというような、そういうふうに理解することなんだと思いますけれども。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。委員ご指摘のとおりでございまして、専門的な機関で修学、勉強された若い方々が市内に帰ってきて、勤め先を確保して、定住を含めたそういう支援をするためということでございまして、就職の支援の部分が確かに大きい条例の改正でございます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。お諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第20号「大仙市ふるさと・水と土保全対策基金を廃止する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） ご説明申し上げます。議案書の39ページをお願いします。

議案第20号「大仙市ふるさと・水と土保全対策基金を廃止する条例の制定について」
をご説明申し上げます。

40ページをお願いします。大仙市ふるさと・水と土保全対策基金条例を廃止し、同
条例を平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

廃止をお願いします大仙市ふるさと・水と土保全対策基金は、本日お手元に配付させ
ていただいているとおりでございます。本条例は、平成17年3月の市町村合併時に、
旧市町村から持ち寄った同様の基金を統合して、設立された基金であります。

基金の目的は、地域の快適な環境を守り、集落活動をもりたて、住みよいふるさとづ
くりを推進することを目的に設置しております。その後、基金の取り崩しを行いながら、
事業に充当してまいりましたが、今年度を実施しております事業の財源として全額を充
当したため、基金の残高が無くなったことから、基金を廃止させていただきたいと考
えてるものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。

本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しまし
た。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第
12号）」を議題といたします。

はじめに、農林振興課所管の説明を求めます。今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第

12号)」のうち、農林振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料No.3、大仙市補正予算(3月補正②)と、資料No.3-1、主な事業の説明書にて説明させていただきます。

なお、歳入予算につきましては、関連する歳出予算の説明の際に、合わせて説明させていただきます。

また、歳出補正と関連する繰越明許費につきましても、歳出予算の説明に合わせて説明させていただきます。

資料No.3、補正予算書の21ページをお願いいたします。主な事業の説明書は、15ページからでございます。

6款 農林水産業費、1項 農業費、2目 農業総務費、62事業 稲作経営安定緊急対策資金保証料補給金は、補正前額681万6千円に272万4千円の補正をお願いし、補正後の額を954万円とするものであります。

事業の概要でございますが、昨年10月の臨時市議会におきまして、平成26年産米の大幅な下落に伴う農家への緊急融資の際に必要な融資保証料を、全額市が負担することで予算をご決定いただきましたが、その後農家からの借入要望額が当初想定しておりました貸付額を超える見込みとなったことから、今回予算の補正をお願いするものであります。

当初の計画では、総額4億5,440万円の貸付を見込んでおりましたが、JA等の金融機関から聞き取りいたしましたところ、実績見込額が約1.4倍の6億3,594万5千円に上る見込みであることから、融資保証料も当初の681万6千円に272万4千円の追加補正をお願いするものであります。

次に、主な事業の説明書16ページをお願いいたします。3目 農業振興費、10事業 担い手支援事業費は、補正前額809万7千円に400万円の補正をお願いし、補正後の額を1,209万7千円とするものであります。

事業の概要ですが、農業法人確保・育成事業費補助金は、県の6月補正予算で新たに予算措置された事業であります。

平成25年1月以降に設立された法人の経営複合化や多角化に関する活動費を県100パーセントで補助するものであります。

対象は大曲地域の農事組合法人大曲、中仙地域の農事組合法人上黒土、下黒土アグリ、長野ライスファーム、南外地域の農事組合法人大輪、太田地域の農事組合法人駒場南、

おた今宿、小神成ファームの8法人で、税理士への委託業務費やパソコン導入費などの費用として、1法人当たり50万円を補助するものであります。

なお、4番補正額の財源内訳ですが、予算書の13ページをお願いいたします。15款 県支出金、2項 県補助金、5目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、農業法人確保・育成事業費補助金400万円を、本事業の財源として歳入予算の補正を合わせてお願いするものであります。

次に、主な事業の説明書の17ページをお願いいたします。同じく3目 農業振興費、47事業 人・農地問題解決加速化支援事業費は、補正前額45万円に200万円の補正をお願いし、補正後額を245万円とするものであります。

補正の内容ですが、農業経営法人化等支援事業といたしまして、集落等を単位として設立する法人が、定款作成・認証代、印紙税・登録免許税など、設立に伴い必要となる書類整備にかかる経費を助成するもので、今般の国の補正予算で交付単価等の引き上げがあったものであります。

対象は、中仙地域の農事組合法人上黒土、下黒土アグリ、長野ライスファーム、及び太田地域の小神成ファームで、それぞれ50万円を補助するものであります。

このうち、小神成ファームにつきましては、法人設立は平成27年1月22日でありましたが、農地の利用権設定は、5月1日の県公告決定のスケジュールで進められております。年度内に交付対象要件を満たさないことから、予算の繰越をお願いするものであります。

予算書につきましては、6ページをお願いいたします。第3表繰越明許費の2項目目でございます。6款 農林水産業費、1項 農業費、人・農地問題解決加速化支援事業費として50万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

なお、財源内訳ですが、予算書の13ページでございます。15款 県支出金、2項 県補助金、5目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、人・農地問題解決加速化支援事業費補助金200万円を本事業の財源として合わせて歳入予算の補正をお願いするものであります。

次に、主な事業の説明書18ページをお願いいたします。同じく3目 農業振興費、61事業 青年就農給付金事業費は、補正前額7,050万円に、3,712万5千円の補正をお願いし、補正後額1億762万5千円とするものであります。

青年就農給付金は、一人当たり年間150万円、夫婦の場合は225万円を半年ごと

に給付することを基本としておりまして、当初予算で既に今年度分の予算をご決定いただいておりますが、今般国の補正予算として、平成27年度の給付分を年度内に前倒しで給付するよう、国の指導がありましたので、今回補正をお願いするものでございます。

前倒しの給付者は、既に青年就農給付金を受給している方が対象で、全期間の150万円を前倒し給付する方が20人、半期分の75万円を前倒し給付する方が27人、合わせて47人に対して、4,725万円を年度内に給付するものでございます。

なお、補正額につきましては、当初予算と実績見込みの差額が生じておりますので、この金額を相殺しまして補正額3,712万5千円としております。

4番補正額の財源内訳ですが、予算書は13ページでございます。15款 県支出金、2項 県補助金、5目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、青年就農給付金3,712万5千円を、本事業の財源として合わせて歳入予算の補正をお願いするものであります。

次に、主な事業説明書の19ページをお願いします。同じく3目 農業振興費、64事業 担い手への農地集積推進事業費は、補正前額5,526万円に1,066万4千円の補正をお願いし、補正後額6,592万4千円とするものであります。

機構集積協力金は、農地中間管理機構への農地の出し手に対して支援を行うものでありますが、その内訳として(1)地域集積協力金は、1,926万円の減額補正をお願いするものであります。

外縁が明確である地域内の全農地面積のうち、機構へ貸し付けた農地面積の割合に応じて協力金を交付するものですが、今年度は制度発足初年度ということもありまして、該当する地区がありませんでしたので、予算を減額させていただくものであります。

(2)経営転換協力金は、2,980万円の補正をお願いするものであります。機構に農地を貸付し、経営転換や離農する農家に対して面積に応じて交付するもので、(4)の内訳に記載させていただいておりますが、0.5ヘクタール以下の方が22人の計画に対して37人の実績見込み、0.5ヘクタールから2.0ヘクタールの方が54人から64人、2.0ヘクタールを超える方が2人から31人へとそれぞれ増加していることから予算の補正をお願いするものであります。

(3)耕作者集積協力金は、機構が借り受けた農地に隣接する農地を機構に貸し付けた場合、10アール当り2万円を交付するもので、当初計画では500アール分を見込んでおりましたが、実績は312アールとなる見込みであることから減額補正をお願い

するものであります。

また、下段に記載させていただいておりますが、農地集積協力金返還金として、50万円の補正も合わせてお願いするものであります。

これにつきましては、平成24年度に交付した農地集積協力金、経営転換協力金について、補助金の対象となった利用権設定を合意解約して農地の売買を行ったため、補助金の要件からはずれることになりましたので、補助金の返還の必要が生じたものであります。

なお、歳入予算として、補正予算書の13ページをお願いします。

15款 県支出金、2項 県補助金、5目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、担い手への農地集積推進事業費補助金1,016万4千円と、15ページでございますが、20款 諸収入、5項 雑入、3目 雑入、28節 雑入のうち、農地集積協力金返還金50万円を本事業の財源として歳入補正をお願いするものであります。

予算書の21ページをお願いいたします。同じく3目 農業振興費、71事業 園芸メガ団地整備事業費は、補正前額3億4,879万円から、6,752万2千円を減額しまして、補正後額を2億8,126万8千円とするものであります。

秋田おぼこ農業協同組合が事業主体となって建設を進めております中仙地域の園芸メガ団地でございますが、今年度予定しておりましたパイプハウス104棟の整備などを終えておりますが、これまでに入札による請負差額などが生じたことから、減額補正をお願いするものであります。

なお、歳入予算として、補正予算書の13ページをお願いします。

15款 県支出金、2項 県補助金、5目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、園芸メガ団地整備事業費補助金4,501万5千円の減額と、15ページをお願いします。21款 市債、1項 市債、5目 農林水産業債、1節 農業債、園芸メガ団地整備事業債2,250万円の減額補正を合わせてお願いするものであります。

予算書21ページをお願いいたします。同じく3目 農業振興費、75事業 強い農業づくり交付金事業費は、補正前額8億5,125万3千円から、9,796万6千円を減額し、7億5,328万7千円とするものであります。

J A秋田おぼこが事業主体となって、大曲地域四ツ屋地区水木田に建設する予定の園芸作物一元集出荷施設につきましては、国の通常予算で採択が見送られましたが、その後農林水産省の調整により、通常予算分として3億円の補助金の内示があり、これによ

り計画分のうち、枝豆、アスパラガス、花きの集出荷施設は、建設の採択をいただきました。

その後、今般の国の補正予算により、残りのトマトを中心とした野菜等の集出荷施設に4億5,328万7千円の予算をいただいたことから、この後説明させていただく繰越明許費のご決定をいただいて翌年度施工させていただきたいと考えております。事業費の減額補正の内訳につきましては、当初野菜等の荷受から、出荷・販売・精算までを行う電算システムの導入を計画しておりましたが、既にインターネットを通じて、物流を管理するシステムが構築されていることから、そのシステムを活用する方法などへの変更によりまして、9,796万6千円の減額となったものであります。

なお、この繰越明許費でございますが、予算書の6ページでございます。3項目目でございますが、6款 農林水産業費、1項 農業費、強い農業づくり交付金事業費7億5,328万7千円につきまして、翌年度に繰り越して工事を実施したいことから、繰越明許費の設定をお願いするものです。なお、施設につきましては、枝豆・アスパラガス・花き等の施設は、4月に着工して10月頃の完成を見込んでおります。また、トマトを中心とした施設につきましては、8月に着工して来年3月頃の完成を見込んでおります。

なお、歳入予算として、補正予算書の13ページをお願いします。

15款 県支出金、2項 県補助金、5目 農林水産業費県補助金、1節 農業費補助金のうち、強い農業づくり交付金事業費補助金9,796万6千円の減額補正を合わせてお願いするものであります。

次に、予算書21ページをお願いします。主な事業の説明書は、20ページになります。同じく3目 農業振興費、82事業 経営体育成支援事業費は、補正前額2,400万円に4,503万3千円の補正をお願いしまして、補正後額6,903万3千円とするものであります。

人・農地プランに位置づけられた中心経営体が、融資を主体として農業用機械を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付する事業でございますが、今般の国の補正予算により、平成27年度事業に挙げていた要望を前倒しするよう国の指導があったものであります。

前倒しで導入する件数は19件で、トラクター・田植え機・コンバイン等の稲作用機械であります。事業費が税込みで1億6,431万8千円、補助金が税抜き事業費の30パーセントで、4,503万3千円であります。

なお、補正額の全額を翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。予算書の6ページをお願いいたします。4項目目でございますが、6款農林水産業費、1項農業費、経営体育成支援事業費として、4,503万3千円につきまして、翌年度に繰り越しをお願いするものでございます。

なお、歳入予算として、補正予算書の12ページでございますが、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 農林水産業費国庫補助金、1節 農業費補助金、経営体育成支援事業費補助金4,503万3千円の補正を合わせてお願いするものであります。

次に、予算書の21ページでございます。

6款 農林水産業費、2項 林業費、6目 県営林道事業費、10事業 県営林道事業費でございますが、700万円の減額補正をお願いするものでございます。

協和地域の林道前沢線は、補正前額2,100万円から、700万円を減額し、補正後額を1,400万円とするものであります。県営林道事業として国の補助を受けて開設事業を実施しておりました協和地域の林道前沢線ですが、国からの事業費配分が当初計画を下回ったことから、これに関連して事業費の25パーセントを負担する市の負担金額を減額補正するものであります。

なお、歳入予算として、補正予算書の15ページをお願いいたします。

21款 市債、1項 市債、5目 農林水産業債、2節 林業債、県営林道整備事業債700万円も合わせて減額補正をお願いするものであります。

次に、予算書の6ページをお願いいたします。

第3表 繰越明許費ですが、5項目目の6款 農林水産業費、1項 農業費、県営土地改良事業費負担金は、854万2千円を翌年度に繰り越して執行するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

県営で行うほ場整備事業のうち、排水路整備などの工事が、降雪により施工が困難となったことから翌年度に繰り越して事業実施することになったため、それに伴う市の負担金も翌年度に繰り越しをお願いするものであります。

次に、6項目目の農業体質強化基盤整備促進事業費は、837万円の繰越をお願いするものであります。

この事業は、農家を実施する水田の区画拡大と暗渠排水への取り組みに対して定額で助成するものですが、工事受注者との調整に時間を要したことなどから、降雪前に着手できなかったため、翌年度に繰り越しをお願いするものであります。

次に、7項目目の6款 農林水産業費、2項 林業費、秋田県水と緑の森づくり税関連事業費は、909万8千円の繰り越しをお願いするものであります。

市内3箇所で開催している、秋田県水と緑の森づくり税を活用した、ふれあいの森整備事業のうち、内小友地区余り目公園で整備中のふれあいの森整備につきましては、年度内完成を目指して計画を進めておりましたが、事業区域の隣接に花火産業構想の一環で、花火工場が設置される計画が示され、このため事業区域の変更や東屋・ベンチ等の設置場所の変更、並びに地元及び県との調整に時間がかかったことから、翌年度に繰り越して事業を実施するため、繰り越しをお願いするものであります。

次に、8項目目の、6款農林水産業費、2項林業費、高能率生産団地路網整備事業費は、244万5千円の繰越明許費の設定をお願いするものであります。

西仙北地域刈和野地区において、県営事業として整備を進めております「林業専用道中沢中長根線」につきましては、昨年12月中旬以降の降雪により、資材運搬や工事の施工に支障をきたしていることから、県において翌年度に繰り越して工事を施工したいと申し出がありました。市におきましても当該事業費の6分の1に当たる負担金244万5千円を翌年度に繰り越して支出したく、予算の繰り越しをお願いするものであります。

次に、11項目目の11款 災害復旧費、2項 農林水産施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業費（補助分）は、2,437万7千円の繰り越しをお願いするものであります。

南外地域の林道松木沢線につきましては、8月の豪雨で被災し、国の補助を受けて実施する公共災害復旧事業として採択を受けましたが、現地の査定及び事業費の決定までに時間を要し、降雪期に入り、資材運搬や工事の施工に支障をきたすことから、県とも協議を行いまして、翌年度に繰り越して工事を実施するため、予算の繰り越しをお願いするものであります。

以上、平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）のうち、農林振興課所管分についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方お願いいたします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 主な事業説明書の19ページ、担い手への農地集積推進事業費の、（1）の地域推進集積金、マイナス1,926万、要するに出し手が少なかったという

ことだと思っただけ、前もこの出し手の件について、出し手を希望する、しそうなのか、要するに高齢になった農家とか、後継者がいないとかっていう農家に、農業委員の人とか農協の人が行って、あんたの家なんとするのだというそういうやつを、きめ細かくやらなければ、出し手というのは意外と確保できないんでねが。要するに中間管理機構の内容というのが、あまり良く理解されていない農家も多いからという話をした経緯あるんだけど、その辺どのようになってるか、ちょっと教えてもらえますか。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

出し手不足だということですが、中間管理機構に該当する、補助に該当になる方というのは、委員ご指摘のとおり、農地の出し手でございます、まず第1には、農業委員会におきまして、あらたに農地を貸したいという方については、この制度の対象になりますので、ぜひこの制度を使っていただいて、それぞれの協力金を受けられるようにという指導はさせていただいております。ただ、契約の更新については残念ながら該当しませんので、そういう方については通常の変更というかたちになります。あと、私どもの方でも、いろんな機会を見つけては紹介しておりますが、議員ご指摘のように農地中間機構の具体的な中身については問い合わせをいただく機会もありますので、この3月から実施します集落座談会やそれぞれのパンフレット等で周知を図っておりますが、また農業委員の方でも周知させていただいておりますが、訪れた方については、そういう場面については、丁寧に説明をさせていただいておりますが、周知が足りないという部分については、今後もそういう周知には努めてまいりたいと考えております。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） こういった農業関係については、農業委員、行政主導でやるというのもひとつ。やっぱり農協を動かすという方法を取らなければ、やっぱり農業関係については行政だけではなんとしてもできね場面が増えてくると思うんで、これからは農協とやっぱり、この前の一般質問で話させてもらったけども、農協主体にものごとを考えて、行政はバックアップするというような方向で物事考えていかなければ、今のこの大仙市の農業を再生というのは中々難しいんでねがなど。農協は農協、行政は行政というような、二元的な方向で行動するというのは、やっぱりおかしいと、農家の人もそういうことを感じてきてるから、やっぱり主導は農協だと。バックアップは行政だというようなかたちで進めていかなければ、なかなか農業の再生というのは、大仙市の場合

出来ねんでねがなという感じするんで、そこら辺やっぱり農協を動かすという、要するに農協と連携を取るというが、どういうわけでこういうふうな農協と行政が解離するというか、そういう現象が起きてるのか分かんないけれども、そこら辺やっぱりもう一回、行政と農協が密接な繋がりを持つような方向で物事考えてもらいたいなというふうに思うんで、農協も動かすような、この件についても農協も動かして、やっぱり周知徹底させなければ、結局その知らねでる人、要するになんとするば手続き、どういうかたちでやればいいのか分からない農家というのがまだまだいると思うんで、そこら辺できれば、座談会みたいに集めて大きくやるのもひとつの、やっぱり農家個々を回って、あんたの家せばなんとするとかっていう方向さもっていかなければ、なかなかこの出し手が定まらなくて、結局最終的に耕作放棄地みたいになって、それこそかヤナギ生えてくるというようなことも考えられなくはないんで、そこら辺やっぱり、きめ細かな、こういう推進活動をやってもらえなというふうに思いますんで、これ返事いりませんけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木農林商工部長。

○農林商工部長（佐々木誠治） 先の委員会、武田委員からそのようなお話ありまして、農業委員会の事務局長にその旨お話したところ、農業委員会の方で将来営農的な調査、アンケートを取るらしいんで、それを見て、こう動き出てきますので、その話はしてまずいので、午後から農業委員会の局長来ますので、その辺りまたお聞きしてもらえれば、いずれ加賀谷局長の方にはこの話しておりますので、農業委員会が地元で詳しいので、あと将来リタイアする農家も把握しているはずですので、その辺りを調査する話もしておりますので、付け加えてお答え申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 去年の話し合いの中で出されたんだけど、農地中間機構に貸し付けたいということですけども、その相手の、耕作してくれるところを見つけてやれば間違いないという、そういう話だったんですけども、ただ貸し付けたいということで申し込む人もいると思うんですよ。その比率はどれくらいになっているのかということ。それともうひとつ、貸付をお願いしたいというのは100%予算をつけられたものでしょうか。どこも受けてなかったとか、そういうことがどれくらいあったのか、なかったのか、その辺ちょっと教えていただければ。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

予算につきましては、今回の補助金、協力金に該当するものについては100%予算措置はさせていただいております。

前段にご質問頂きました、その引き受け手がいるといいますか、いない比率というのは、今ちょっと、すみません。いずれ、委員ご指摘のとおり、原則論では貸出ししたいということで、それを機構が仲立ちして見つけるということが原則でございますが、機構の方でも委員ご承知のとおり、引き受け手がいない農地については、引き受けないということになってますので、必然とその引き受け手がいるような農地が該当して参ります。ですから、あんまり引き受け手がいないだろうという農地の申し出は、そんなに多くはないだろうというイメージはございます。ただ、実際の数値は把握してございません。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 47事業の中で、長野ライスファームの代表者は誰だか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

それからもうひとつ、71事業のメガ団地のことですがけれども、入札請負差額でこれだけのマイナスが出たということですがけれども、3億4千万のうちの5千7百万といえは2割近い額ですがけれども、主にハウスなのか、それともほかの資材なのか、その辺のところ、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

すみません、長野ライスファームにつきましては、後でお答えいたします。

後段の方の園芸メガ団地について、ご答弁申し上げます。

入札にあたりましては、もちろん事業主体がJAおぼこでございますので、おぼこが実施して、パイプハウス、取り付け道路、それから養液システム等々に5つ程度に分けて、入札を実施しております。その中でやっぱり一番大きかったのは議員がご指摘のとおりパイプハウスが、非常に農協が示した予定価格より大幅に大きくて、今回の大半はその部分でございます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、商工観光課所管の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、商工観光課所管分について、ご説明申し上げます。

説明資料は、資料No.3、大仙市補正予算（3月補正②）により説明させていただきますので、よろしくお願い致します。

最初に22ページをお願いいたします。

7款 商工費、1項 商工費、2目 商工振興費、62事業 中小企業振興融資あっせん制度保証料補給金につきましては、予算額6,693万円に対し、627万3千円の減額で予算額が6,065万7千円となるものです。減額理由については、県内の景気がやや回復の兆しが見えることから、需要が見込みより下回ったものと推測しております。

次に、68事業 中小企業振興緊急経営安定資金融資利子補給金につきましては、予算額3,684万2千円に対し、1,000万円の減額で予算額が2,684万2千円となるものです。減額の理由については、補給金同様、景気のやや回復の兆しによる需要見込み減と、例年よりも大口の手形貸し付けが少なかったため、大幅な減額となったところであります。

次に、4目 観光費、17事業 奥羽山荘源泉開発事業費につきましては、この予算は継続費を設定しており、工事契約に伴い予算の変更を行うものであります。平成26年度分予算額7,505万3千円に対し、46万5千円の減額で予算額が7,458万8千円をお願いするものであります。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表、平成26年度同様、工事契約に伴い、平成27年度の継続費も補正をようすることから、補正前の平成27年度予算額5,776万6千円を5,739万円をお願いするものであります。

再度、22ページをお願いいたします。

93事業 全国花火競技大会振興基金積立金につきましては、3千円の補正で、基金預金利息の3千円を補正するものであります。

以上、商工観光課所管の3月補正予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

ここで、10分間の休憩を取りたいと思います。暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

.....
午前11時10分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

つぎに、企業対策課所管の説明を求めます。小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、当課に関わる事項について、説明致します。

資料No.3、3月補正②の22ページをお願いいたします、

7款1項2目26事業、企業新事業展開応援事業費補助金につきまして、450万円減額し、補正後の額を100万円とするものであります。

この事業は、平成24年度から始めた事業でありまして、あきた企業活性化センターの補助制度「あきた企業応援ファンド事業」に採択された市内製造業者に対しまして、市の上乗せ補助により、事業者の負担軽減を図ってまいりました。

今般、県の採択を受けた市内企業が1社に確定いたしましたことから、不用額を減額するものであります。

なお、26年度の採択企業であります。株式会社ゆう幸の「生あんもろこしの販路拡大」1件、100万円となっております。

以上、ご説明致しましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

これで農林商工部所管分、議案第38号についての質疑は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第69号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 議案第69号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」のうち、商工観光課所管分について、ご説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

資料No.5、予算書3月補正③の9ページが商工観光課関係となっておりますが、「補正予算（案）事業説明書」にて、ご説明申し上げますので、資料No.5-1、3月補正③、3ページをお願い申し上げます。

歳入につきましては、歳出予算でご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

7款1項2目31事業、花火産業構想推進事業費（地方創生先行型）につきましては、1億2,611万8千円の補正をお願いするものであります。

市では、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型を活用して、市と大曲商工会議所及び大仙市商工会の3者により平成26年3月に策定した「大仙市花火産業構想」に基づき、『日本の花火の持続的発展と地域経済の活性化』を基本コンセプトとして、本市の強みである「花火」を活かした内発型産業の育成と絡め、日本の花火の文化的価値の継承と花火のまちならではの情報発信や花火の振興を支える人・環境づくりも行いながら、観光・商業・農業等様々な分野における「大曲の花火」ブランドの戦略的活用により、国内外に向けた販路開拓と通年型観光振興を総合的に取り組むため、下記の15番までの事業を実施するものであります。

最初の「花火のまちのまるごとスタンプラリー」開催事業につきましては、市内で毎月打ち上げられる花火大会を巡るスタンプラリーを実施し、最後に景品が当たる内容としております。平成27年度はラリーのみで、カードポスター等の経費111万円であります。

②番の、新規花火大会等の支援事業につきましては、新たな花火大会の開催や特色ある内容と誘客の期待がある大会等や「大曲の花火」ならではの昼花火を打ち上げる事業を支援するものであります。内訳につきましては、既存の大会等を含め、13花火大会を予定しており、実行委員会への補助や委託経費等2,370万円であります。

③番の、まちなか花火デザイン導入事業につきましては、花火通り商店街や大曲通町

地区第一種市街地再開発事業で整備される広場等への花火モニュメント・花火サインの調査及び設置であります。

また、昨年、お披露目いたしました花火玉モニュメントを大曲駅に設置するものを含んだ経費1,113万7千円であります。

④番の、まちなか花火シアター上映事業につきましては、「大曲の花火」をはじめとする、市内開催の各花火大会等の映像を南街区の健康福祉棟壁面を活用して映写を行い、各花火大会当日等への誘客を図るものであります。

花火映像などのコンテンツ制作等の経費320万円であります。

⑤番の、花火の地域情報発信事業につきましては、8月に開局予定のコミュニティFMを通じた花火情報・各種イベント情報等花火のまちならではの情報発信を行い、また、スタジオ周辺でのイベント時にも来場者に情報を発信するものであります。

内訳といたしましては、備品費及び放送使用料の経費500万円であります。

⑥番の、花火学習プログラム展開事業につきましては、花火の振興を支える人材の育成を図るため、市内外の方々を対象に花火の学習プログラムを展開し、学び親しむ機会を提供する取り組みを行うものであり、大曲花火クラブに事業を委託し、講座等の開催経費81万円であります。

⑦番の、「花火のまち」の「ひとくちお土産」開発事業につきましては、「大曲の花火」の観覧客を対象にお土産開発に取り組むものと、大仙のお土産を観覧客のさまざまなニーズに合わせてブラッシュアップするものと、モニター調査や包装等パッケージ制作等の経費666万6千円あります。

⑧番の、「大曲の花・美（はな・び）」開発事業につきましては、花火を模し同心円状に色違いになるように、ダリアの新品種を開発し、市内農家への栽培普及や新規就農者研修施設にて研修者への栽培実施をすることにより産地化を図り、「八重芯」「花火」「大曲」などの名称をつけ、「大曲の花・美」ダリアとしてブランド化をして販売するものであり、ダリア新品種開発・選定396万6千円、栽培普及費167万4千円、合計が564万円あります。

この事業は農林振興課から担当していただくこととなっております。

また、この開発関係では、ダリアの球根を利用して焼酎等の開発に取り組むとし、業者から提案もいただいております。

⑨番の、「花火のまち」のネット・カタログ通販開発事業につきましては、アンテナ

ショップ型のインターネットショップを楽天に入り立ち上げるものと、大曲の花火時のカタログショッピングを行い、地域の特産物の販売促進を図るものであります。

インターネット関係は初年度初期投資を含めて1,074万5千円程、個人出店への補助5件で150万円、年間通じて一定額を購入した方や、ポイント等の特典として発行する、いわゆる宿泊クーポン券150万円、合計が1,374万6千円であります。

また、この事業の次年度以降のランニングコストですが、両商工団体は交付金がなくなった場合でも、三者で負担してでも継続したいとの意見をいただいております。

⑩番の、「花火のまち・大仙」キャラバン隊事業につきましては、「大曲の花火」公式キャラクター「つつどん&たまちゃん・はなちゃん」及び新しい大仙市マスコットキャラクターでキャラバン隊を組織し、首都圏で市独自に開催する物産展、東北六魂祭、東京スカイツリーの「全国観光PRコーナー」で来場者に「花火のまち・大仙」の食や観光地、花火などをPRするものであります。

併せて、地域の魅力創出のため、埋もれている観光資源を調査・発掘し、県外向けに「新たな大仙市の魅力」をPRするため、花火大会を絡めたモニタープランを企画し、実施するものであります。

モニターツアー経費383万2千円、着地型イベント経費2回で450万円、ふるさと物産フェア関係3回で310万円程、合計が1,470万9千円であります。

⑪番の、「はなび」インバウンド推進事業につきましては、メインは2017年の国際花火シンポジウム招致に大仙市商工会議所が立候補をしており、今年フランスのボルドーで開催される同シンポジウムと、韓国・タイ・台湾で開催される旅行商品造成の商談会に参加し、海外に大仙市の売り込みを行うほか、市内で外国人が宿泊しやすい環境を整備するものであります。

フランスのボルドー、韓国・タイ・台湾の旅費のほか、PRブース使用料、他言語版ガイドブック、市内店舗向けの英会話講習会の経費が1,482万円あります。

⑫番の、花火師育成事業につきましては、市内をはじめ全国の花火製造会社の花火師を対象に火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の資格取得とスキルアップを目的とした講座を開設するものと、花火師希望者を対象に火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の資格取得講座を開設する等であります。いずれも足利工業大学(花火大学院)に事業を委託し実施するものであります。

試験対策講座、スキルアップ、高校生特別講座、教材費等の経費145万1千円であ

ります。

⑬番の、花火の共同研究・開発事業につきましては、足利工業大学と大曲の花火協同組合と連携し、新素材の開発や煙火の分析、新作花火の研究開発を行うものであります。

初年度は、色の開発を行うこととしており、研究成果は、市内花火業者に共通する技術として活用を図るほか、新たな花火玉製造会社も汎用玉の製造に利用し、製品出荷と雇用の創出を図るものであります。

大学委託分の調査分析費 303万5千円、大曲の花火共同組合委託分、加工打ち上げ費等 293万5千円、合計が 586万9千円であります。

また、この事業には、県の提案型パワーアップ事業補助金 293万5千円の歳入が予定されております。

⑭番の、「メイド・イン・大仙」の花火玉原料開発事業につきましては、秋田県立大学と連携し、冬期間のハウス園芸用熱源として利用しているもみ殻（くん炭）や間伐材の松をはじめとする地域の農林資源の活用を研究するものと、秋田県産業技術総合研究センターの技術協力を得て市内事業者が開発し第1回「ものづくり日本大賞」で優秀賞を受賞したエコ玉皮の普及促進に努めるものであります。

地場産農林産物調査分析研究費 345万6千円、原料加工打ち上げ試験経費 280万4千円、玉皮普及費 300万円、合計が 926万円であります。

また、この事業は農林振興課から担当していただくこととなっております。

⑮番の、花火産業拠点整備事業につきましては、地域資源である「大曲の花火」を活用し地域活性化を図る新法人の設備投資及び雇用に対し支援するものであります。建物建設費及び備品費に対する補助、補助率 5分の1、上限 500万円と雇用に対する助成金 3分の1、上限額 1人 80万円、5人分を想定し、400万円、合計が 900万円あります。

また、この事業は企業対策課から担当していただくこととなっております。

以上の事業の合計は 1億2,611万8千円となり、国庫支出金に 1億124万8千円、残りが一般財源となっております。

次の4ページをお願い致します。

7款1項2目69事業、プレミアム付き共通チケット発行事業費（地域消費喚起型）につきましては、2億1,500万円の補正をお願いするものであります。

市では、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起型を活用し

て、市内の消費喚起を促すとともに、市内事業者等の販路拡大、地域経済の振興を図ることを目的に、プレミアム付き共通チケット発行事業を行うこととしております。また、この事業実施にあたっては、事前に大曲商工会議所、大仙市商工会の意向をお伺いし、この商品券発行を実施することを確認しております。

このプレミアム付き商品券発行事業については、チケット発行総額は、12億円でうち2億円のプレミアム、プレミアム率20%、1セット12,000円相当のチケット綴りを10,000円で販売するものであります。

セット内容は、チケット事業協議会に加盟する全ての店舗で使用可能な商品券と、加盟店の内、売場面積1,000㎡以下の店舗のみで使用できる商品券の2種類を組み合わせることとしておりますが、枚数はチケット事業協議会で詰めていただくこととしております。

チケット有効期間については、6月頃から6ヶ月間としておりますが、最終的にはチケット事業協議会が決めることとしております。そのほかまだ決まっていない詳細については、今後、事業協議会が決定することとしております。

補助対象経費については、チケットプレミアム分経費2億円と事務的経費及びこの事業の検証等を行う効果測定費1,500万円となっております。

事業協議会への補助金額は、2億1,500万円であります。

事業の概要の一番下には、前回実施しました平成25年の実績を記載しております。

財源については、国庫支出金に2億1,467万9千円、残り32万1千円が一般財源となっております。

また、この交付金を活用した2件の補正については、全額繰越明許費となりますので、予算書4ページ、下の方2段が商工観光課所管となっており、ただいま説明致しました交付金2件、花火産業構想推進事業費1億2,611万8千円、プレミアム付き共通チケット発行事業費2億1,500万円が繰越明許となります。

以上、商工観光課所管の3月補正追加予算2件について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方お願いいたします。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） この事業の目的及び目標、3ページ、花火産業構想事業費の中で、観光入込客数9万6千人という数字出てるんだけど、これってどういう計算で9万6

千人になったが。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） ご質問にお答え申し上げます。

先ほども申し上げた中で、花火を拡大するという内容であります。例えば、昨年秋の国文祭で打ち上げた花火が3万人という発表がされております。13大会の中で、こういった花火を拡大していく中で、大きいのはそういった花火大会で増を見込んでおります。その他、試作打ち上げとか、そういったもので広報、周知すれば、9万6千人ぐらいは多くなるのではないかなというところで積算しております。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 9万6千人というのは、大仙市内のお客さんも含めて、あるいは大仙市外、要するに県外客を含めた数字なんだが。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） お答え申し上げます。

市内を含んだ数になっておりますが、花火大会の中で、推測しかできないんですけれども、県外客がいくらとか、県内がいくらとかというのは中々把握しづらい点でありますので、主催者発表が、例えば、よく大曲の花火では70数万人とかなりますので、そういった発表を基にした数字になろうかと思えます。観光の場合はそういった、カウンターで入込数を積算できるというものではなくて、我々花火大会でいくら、おおよそでいくら増えたのかなというところの推計数値になろうかと思っております。

○委員長（高橋幸晴） 武田委員。

○14番（武田 隆） なんでそれ聞いたかというのは、要するに、この花火産業構想によって、大仙市の経済アップ、活性化に繋げていくということがメインだと思うんで、大仙市内のじえんこを回したって、大仙市の経済って増えていがねのよな。要するに、外貨を獲得するというような方向でいかなければ、絶対、大仙市って上向がねのよ、経済力は。だから、要するに、こういう事業をやるんだとすれば、外国から人を連れてきて、そのじえんこを大仙市さいかに落とすかということがメインにならねば、大仙市内のお客さんをあでにしたったって、大仙市の経済力の活性化にはつながっていがねのよな。そういった意味で聞いたんだけど、やっぱり、こういう大事業、大仙市としての本当にやるんだとすれば、いかに県外客、要するに大仙市以外のお客さんを大仙市さ連れてきて、じえんこ落とすかということがメインにならねば、こういう構想やったっ

たって、なんも意味ねえというのが俺の思いであって、だからいかにこの花火大会13回やってもいいんだけど、その13回のうち、例えば観光客が県外、あるいは市外から来てもらうような策を取らなければ地元じゃえんこ落ちねよということなんだっしょ。して、このお土産の売上増加額というのは、4,720万の増加を見てるんだけど、それだったって、結局大仙市内の人方が来て買っていったって、大仙市のえんこが増えるわけでねんだよな。そういったことを考えてもらわなければ、本当の大仙市の経済力のあれが伝わっていがねという感じするんで、そこら辺、例えばこの9万6千人の半分が少なくとも県外客だとか、市外のお客さんどがってというような、少なくともそういう誘致策を講じるような策とってもらわねば、これそれなら、もう1つ質問なんだけども、これをやるごとに、翌年度以降も事業継続するということなんだけども、この1億2,600万、今回上程した、それって、事業継続、来年もまたこういう事業費というのは上程されて、要するに経費というのは掛かっていくんだが。その2点。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、9万6千人の中には、我々キャラバンなり、海外にも打って出るというところなので、大仙市の花火は日本一の花火というところで、もちろん県外客を対象にしたイベントを組み合わせながらキャラバン隊でもそういったものを実施していきたいという内容です。それと、お土産品の売り上げ増加額は、まるっきり県外客を対象にした、大曲の花火の栈敷の団体利用客がバスにして600台、40人乗ってれば2万4,000人です。そういった方々にカタログショッピングをするという内容と、インターネットショッピングは、このうち、3千万近くなるんですが、初年度の今年は途中の立ち上げになるかと思えます。そういった商品をまるっきり外に出していくという内容です。それを市内の方々の個店の事業者が集まっていたいて、楽天に入り売っていくという考え方ですので、この売上額は、まったく県外の方を対象としたイメージになっております。それと、この1億2,611万8千円の、スライドするかという議論かと思えますけれども、この事業全部をまるっきりスライドするというものでなくて、検証しながら必要であれば来年度途中である程度交付金を活用できるという内容であれば、また事業を実施していきたいという考え方でおります。それと、今年度で必要ないものについては、スライドさせないという考え方でおりますので、何らかの形ではこの事業は継続、総合戦略の中で盛り込んでいきたいというのがありますが、この事業費そのも

のがスライドするという考え方ではないので、ご理解を申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 単純な質問ですけれども、4ページ、プレミアムチケットですけれども、これは大仙市在住でなくても買えるものですか。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） 今のところ、協議会が最終的に決定権あるんですが、我々としてみれば大仙市内の方々、他の市では住所要件を必要としないところも出てくるのではないかなという気がします。国の考え方は地域内の消費喚起ですので、商店の振興という切り口からすれば大仙市内で例えば発行して、例えば美郷の方にも買えるような地域の情報も今はでておりますが、我々は基本的には大仙市内という考え方でおります。

○委員長（高橋幸晴） 藤田委員。

○8番（藤田和久） 3ページ、大曲の花火の⑧番のことで、花火に似たようなダリアの品種改良になるのか、そういう、今年1年でまずできるものなのかどうか。それと、どこでこれやるのか、わかったら教えてください。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） お答え申し上げます。

ダリアはご存じのとおり、秋田市のダリア園が日本の理事長さんが務めておられます。そういったところに今のところ打診しまして、新品種といわれる部分は1000種類くらい出てくるそうです。それを見て、我々が商標登録するとか、ある程度また改良が必要な物は、今後先ほど申し上げました研修施設等にお問い合わせしたり、そういったものをまず心んで看なければできないのかなというところでもあります。それと、昨日あたりでもダリア海外進出とか新聞等々ありますけれども、我々販路拡大については、今のところこういったものを拡大できるというよりも、そういったものを模索しなければ出来ないというところで、ダリアに花火を模したというところで、今後ダリアの普及に努めたいなというところで、我々の課よりも農林振興課さんにお問い合わせしてやっていかなければ出来ないというところでおります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） この4番目の街中花火シアター上映事業というやつ、どこかの壁面に映写するんだと思うけども、これって夜やるの、昼やるの。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） ご質問にお答え申し上げます。

たぶん夜昼問わず、映像ですので、プロジェクトマッピングではなくて、普通のプロジェクターのイメージしておりますので、プロジェクションマッピングはかなり委託費がかかりますので、壁面を利用してできるようであれば、夏の場合には夕方だったり、日中で写るような形態であれば昼中でも写したいと思っております。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 自動的にだまっても、ビデオのあれみたいにグルグルと回って、何回もこう映写なるか。

○委員長（高橋幸晴） 五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長（五十嵐秀美） これ、プロジェクトマッピングって、夜こう皆さんが東京駅なんか、ものすごくあふれたという情報が入っておりますけれども、我々の場合はプロジェクターで、例えば、よく我々がスクリーンに映すというイメージで、そんな高度なものではないと伺っております。

それで、DVDの原板だと思しますので、それが映るようであれば日中でもできるだろうし、夜が必要で花火のイメージとすれば夜がいいのかなというところであります。これはちょっとやってみないとできない、壁面は夜であれば花火、たぶん黒の中で花火が見えると思うし、日中この明かりでも、照明でもプロジェクト内容が良ければ日中でもできるよというところで、高度なものではないというイメージでおります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

つぎに、企業対策課所管の説明を求めます。小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 議案第69号「平成26年度大仙市一般会計予算（第13号）」のうち、当課に関わる事項について、説明致します。

資料No.5、3月補正③の4ページ、第2表繰り越し明許費補正、同じく歳出9ページ、資料No.5-1、事業説明書の2ページをお願いします。

7款1項2目30事業、花火産業構想推進事業費につきましては、495万8千円を補正し、あわせて繰り越し明許の設定をお願いするものであります。

当該事業は、花火産業構想の中核事業であります、花火生産拠点整備に関わる市の支援策として実施するものであります。

具体的には、事業概要にありますとおり、27年4月にお設立されます(株)花火創造企業が新たに建設する花火工場について、市が操業支援として中沢工業団地内の一部を造成し、貸与するための現況測量経費であります。

今後、実施設計、造成工事につきまして準備ができ次第、順次予算計上し、年度内の造成完了に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上ご説明致しましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(高橋幸晴) 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。はい、武田委員。

○14番(武田 隆) 今回の場合は設計のようだども、建物建てるのかっていった場合、また市から何億とかっていうパターンの金がでていぐが。

○委員長(高橋幸晴) 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長(小野地洋) 前に五十嵐商工課長が説明申し上げました3ページの⑮番、花火産業拠点整備事業の一部助成900万のうち、事務所棟の建設に対しまして、5分の1、500万円を補助する予定としております。

これに関しては、国の交付金が採択になりまして、ただ、ソフト事業が主ということでしたので、ハード整備の一部、500万円を補助しようとしております。

○委員長(高橋幸晴) 武田委員。

○14番(武田 隆) ハード、花火工場建てる。当然この花火創造企業が建てることだと思うけれども、事業主体になって、そういった場合にまた市で当然億単位のじえんこがどうぞというパターンになっていくんだが。それともこの花火創造企業がある程度資本金集めて建てるんだが。

○委員長(高橋幸晴) 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長(小野地洋) 先般1月30日議員説明会におきまして、会社の経営内容の説明がありました。その際、市の関わりにつきまして久米副市長が申し上げておりますけれども、市は出資はしないと、中沢の未造成部分を市として造成し、工場の建設に関しては一定の助成をするということです。従いまして、工場建設の資金そのものは新しく作ろうとしております花火会社が自前で、借入れが主となると思っておりますけれども、これによって建設をするという計画であります。

○委員長(高橋幸晴) よろしいですか。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 団地の一部を造成し貸与するということですが、これの貸付料というんですか、それはどれくらい見てるもんですか。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 実は、工場の配置、既に議員の皆様にも説明会の際に、現在の案ということで示しております。造成、山ですので造成が進んで、もちろん火薬の取扱いの工場ですので、一定の広さ、保安距離を取るための要件がありまして、間隔を取らないといけないという法令を守りながら作るわけですが、その広さが確定した際に、市として有償、営利の会社ですので、有償が基本ですが、地元の産業を育成、あるいは起業支援ということで、前例さまざま、空き校舎を一般の企業に貸しております前例など参考にしながら、要件といたしますか、賃貸料を検討してまいりたいと思っております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、これで農林商工部所管分についての質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、最後一括で行います。

○委員長（高橋幸晴） ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

午前11時48分 休 憩

.....

午前12時58分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 午前中に引き続き、審査を再開いたします。

議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。

はじめに、農林振興課所管分について、当局の説明を求めます。今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、農林振興課所管分について、ご説明申し上げます。

本日お手元に「平成27年度当初予算案の概要（農林振興課所管分）」という1枚もののペーパーと、それからあわせて、平成27年度の大仙市農林振興課の施策というA3版3枚ものをお配りさせていただいておりますが、はじめに、そのA4の概要のみご

説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

1番ですが、平成27年度当初予算のうち、農林振興課所管分は、22億1,625万6千円であります。平成26年度に比べ、2億1,138万8千円の減、率にして8.7パーセントの減となっております。

2番で、主な増加又は減少の要因についてご説明申し上げます。(1)の新規事業ですが、①は意欲ある稲作経営体応援事業費として、2,580万8千円を新規に計上しております。水稲用機械の購入費支援、ナラシ対策の加入促進に係わる経費でございます。②は農業法人就農支援事業費として、120万円を新規に計上しております。農業法人への雇用就農の促進を図るための経費でございます。③は農業振興計画策定事業として、123万7千円を計上しております。平成28年度を初年度とする新たな農業振興計画の策定経費でございます。④は美しい森林づくり基盤整備交付金事業費で500万円を計上しております。間伐及び作業道開設の促進のための経費でございます。⑤は、治山局所防災事業費で、507万7千円を計上しております。小規模治山事業の実施経費であります。

次に(2)の増額した事業でございますが、青年就農給付金事業費は2,100万円の増であります。給付対象者数の増加によるものです。②の担い手への農地集積推進事業費は4,918万円の増であります。農地中間管理機構利用者の増加による機構協力の増加によるものであります。③の農業夢プラン事業費は8,932万2千円の増であります。対象事業の拡充などによる増であります。④の多面的機能支払交付金事業費は6億4,031万6千円の増であります。これまで市の予算には、市の負担分のみを計上しておりましたが、平成27年度から予算の取り扱い方法が変更となり、国・県負担分が市予算を経由することになったため大幅に増額となったものであります。⑤の県営土地改良事業費負担金は1億3,321万6千円の増であります。事業実施地区数及び事業費の増加によるものであります。

次に(3)の減少又は廃止した事業でございますが、①の園芸メガ団地整備事業費は、3億981万9千円の減額であります。パイプハウス等の主要工事の完了によるものであります。②の強い農業づくり交付金事業費は8億5,125万3千円の減額であります。JA園芸集出荷施設は平成26年度の繰越事業で実施されることから減額となっております。③のあきた水と緑の森林祭開催経費は、平成26年度限りの事業でありましたので、450万6千円の減額となっております。④の林道整備事業費は800万円の

減であります。市単独林道整備事業として実施した南外地域の林道水沢沢線舗装工事の完了によるものであります。以上が概要であります。

それでは、個々の事業内容について説明させていただきます。資料は、資料No.4、平成27年度大仙市各会計予算、それから主な事業の説明書（農林商工部）、及び平成27年度当初予算概要・企画産業常任委員会でございます。なお、本日の説明に当たりましては、農林振興課が所管する全99事業ございますが、新規事業や拡充した事業を中心に編成しております、主な事業の説明書に登載しました24事業について説明させていただきます。

また、歳入予算につきましては、歳出予算の中の財源説明の際に合わせて説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、事業の目的につきましては、主に継続事業については、割愛の上、説明させていただきますことを、ご了承いただきたいと思います。

それでは、主な事業の説明書5-5ページから順に説明させていただきます。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費、10事業 担い手支援事業費は、1,229万8千円の計上であります。26年度に比べ、597万6千円の増であります。設立間もない農業法人への支援事業費の増などによるものであります。事業の概要でございますが、担い手の支援として、これまで行ってきた事業をさらに推進し、担い手の育成に努めるほか、集落営農組織については、大仙市集落営農・法人化支援センターを中心として法人化を推進してまいります。事業の内容につきましては、(1)担い手が対象となる事業等の周知徹底として、担い手通信の発行、(2)研修会の実施、(3)集落営農組織の運営状況調査、(4)集落営農組織の経理指導に加え、(5)として新規に農業法人確保・育成支援事業費を県100パーセント補助で実施してまいります。この補助金は、設立して間もない農業法人の経営安定化や、複合化・多角化に関する活動費を支援するもので、税理士会計業務委託費やパソコン等財務管理機器整備費などが対象経費となっております。なお、財源内訳でございますが、国県支出金として、農業法人確保・育成事業費補助金400万円を歳入予算に計上して、本事業の財源に充当させていただいております。

次に5-6ページをお願いいたします。3目 農業振興費、11事業 大豆栽培モデル対策事業費は、2,260万円を計上しております。26年度に比べ2万9千円の増であります。事業の概要でございますが、(1)生産技術向上のための実証ほ場設置等に関する

経費として、昨年に引き続きまして市内3箇所に実証ほを設置するための経費191万円、(2)大豆栽培モデル経営体育成支援助成金として、集積・収量・品質の各項目の総合評価に基づき10アールあたり、1千円から6千円を助成するための経費1,198万4千円、(3)高品質大豆出荷奨励助成金として、品質区分が1等又は2等で、その割合が50パーセント以上を占める経営体に対して60キロあたり3千円を助成するための経費836万7千円、(4)大規模団地連坦協力助成金として、団地集積に協力していただいた経営体に対し、10アールあたり3千円を助成するための経費33万9千円を計上しております。なお、今年の研究成果につきましては、3月16日に開催いたします農業研修会におきまして、研究をご指導いただいた農研機構東北研究拠点大仙研究センターの持田先生からご報告いただくことになっております。

次に5-7ページをお願いいたします。3目農業振興費、12事業産地づくり推進事業費は、2,145万円を計上しております。26年度より、270万3千円の減額でございます。事業の概要ですが、(1)酒造好適米生産性向上推進事業は、酒造好適米の生産に対して、10アールあたり1千円を助成してまいります。(2)地域特産品開発米等助成事業とは、主に古代米に対して10アールあたり1千円を助成してまいります。(3)高品質米作付応援助成事業は、新規に特別栽培米及びJGAP等の生産に対し10アールあたり1千円を助成して生産を支援してまいります。(4)土づくり支援事業は、ほ場整備後に地力増進作物を作付けした農業者に対して奨励金を交付するもので、エン麦、ライ麦、イタリアンライグラス等の地力増進作物の作付けに対して、平成25年度までにはほ場整備事業が採択された地区に対して、10アールあたり1万円を交付するものであります。平成26年度の事業実績見込みとして、酒造好適米39.9ヘクタール、古代米23.6ヘクタールが栽培されております。

次に5-8ページをお願いいたします。13事業意欲ある経営体応援事業費は、新規事業として、2,580万8千円を計上しております。米政策の大転換や全国的な米需給の低迷による26年産米の大幅下落などに対応しながらも、本市の主要な作物である水稻の生産に対する支援を行おうとするものであります。事業の概要は、1番の稲作経営体応援事業と、2番の収入減少影響緩和対策、通称ナラシ対策の推進事業に大別しております。

1番の稲作経営体応援事業ですが、(1)補助対象経費及び要件は、水稻用作業機械の購入にかかる経費として、田植機又はコンバインの購入費に対する支援を行ってまいりま

す。稲作経営面積が5ヘクタール以上の認定農業者を対象に、平成26年度又は平成27年度において農地中間管理事業により、1ヘクタール以上の集積が見込まれる方で、高品質米生産等の特色ある米づくりや多様な米需要に取り組む農家を対象としております。②は直播栽培のために導入する田植機等にかかる経費として、低コスト省力化を目指し直播栽培に取り組む集落営農、法人及び個別経営体を対象としております。補助率は10分の1以内で、限度額を田植機30万円、コンバイン50万円としております。2番の収入減少影響緩和対策、通称ナラシ対策推進事業は、平成27年度にナラシ対策に加入する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織に奨励金を交付し、自ら取り組む稲作所得補てん対策を支援するものであります。助成対象者・要件は、水田・畑作経営所得安定対策実施要領による収入減少影響緩和対策加入者で、対象作物は水稻、助成単価は、10アールあたり300円を予定しております。

次に5-9ページをお願いいたします。3目農業振興費、18事業畑作園芸振興事業費は、345万円を計上しております。26年度より186万円の増であります。事業の概要ですが、(1)機械・施設等の整備は、補助対象経費が、施設園芸用の施設及び機械、また新規にいぶりがっこ用大根生産に係わる機械の購入費としております。補助率は12分の3以内、総事業費は100万を上限としております。(2)の大根栽培の振興は、秋田県産いぶりがっこは、首都圏を中心に需要が伸びておりますが、大根の作付量が少ないため需要に応じることができない状況にあります。このことから、大仙市産いぶりがっこの生産量を増やすため、市内農家が生産した大根を秋田いぶりがっこ協同組合と、加工・販売を行っている市内の農業法人へ納入する生産者に対して、生大根1キロあたり5円を補助するものであります。

次に5-10ページをお願いいたします。38事業は、新規就農者研修施設運営費でありまして、4,151万6千円を計上しております。26年度より1,053万7千円の減であります。パイプハウスの増設工事や堆肥盤設置工事などが終了したことによる減額であります。事業の概要ですが、(1)新規就農者研修施設の概要のうち、③の農業専門技術員であります。東部2名、西部2名体制としております。西部については、平成27年度から1名を増員しております。また、⑤の研修奨励金は、通年、冬季ともに月7万5千円であります。⑥これまでの研修生ですが、平成15年度に旧太田町で開所以来、延べ82人が研修しております。(2)平成27年度主な施設整備計画ですが、東部研修施設では、ハウスの保温・遮光カーテン張替えのほか、軽トラック1台の購入を

計画しております。財源内訳ですが、国県支出金として、新規就農総合対策事業費補助金 337万5千円、市債として新規就農者研修施設運営事業債 2,690万円、生産物売払収入 325万円をそれぞれ歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

次に5-11ページをお願いします。39事業農業法人就農支援事業費は、新規事業として、120万円を計上しております。事業の目的でございますが、農業法人が自らの経営発展を目指して、通年雇用を基本とした新たな雇用をする際に、その経費の一部を助成して、雇用就農者においては、法人の営農を通じた実践的な技術指導による農業技術等の習得を、農業法人においては、事業展開に必要な雇用の確保と事業者に求められる社会保障制度導入等労働条件の整備の契機とすることにより、産業としての農業の位置付けの向上と通年農業の実践による農業経営の複合化を推進することとしております。事業の概要でございます、補助対象要件として、(1)農業法人の要件は、通年農業を営む又は営む見込みの農業生産法人で、正社員として雇用し、社会保険及び労働保険の加入を要件としております。(2)雇用就農者の要件としては、採用時の年齢が45歳未満で、就農経験が5年以内のこと、過去に「農の雇用事業」の対象となっていないこと、としております。(3)の補助額及び期間ですが、補助額は、新規学卒者、東部・西部新規就農者研修施設及び県のフロンティア研修修了後、直ちに雇用する場合は、年額60万円、これに該当しない方を雇用した場合には30万円、補助期間は、最長2年間としております。財源としては、全額市債である農業法人就農支援事業債（過疎ソフト）を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

次に5-12ページをお願いいたします。3目農業振興費、61事業青年就農給付金事業費は、9,150万円を計上しております。26年度に比べ2,100万円の増であります。事業の概要ですが、青年就農給付金の経営開始型は、給付額が一人当たり年間150万円、夫婦で受給の場合は年間225万円、給付は6箇月単位で、給付期間は最長5年間であります。給付対象者数は平成24年度の12人から始まり、平成27年度は、全期間分・半期分合わせて65人を見込んでおります。給付金額は9,150万円の予定であります。4番財源内訳ですが、予算額と同額の9,150万円が、国県支出金、青年就農給付金として歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

5-13ページをお願いします。64事業、担い手への農地集積推進事業費は、1億444万円を計上しております。26年度に比べ4,918万円の増であります。農地中間管理機構を通じた経営転換協力金、いわゆる離農給付金が大幅増の見込みでありま

す。事業の概要ですが、農地中間管理機構への農地の出し手などに対する支援として、(1)地域集積協力金は、外縁が明確である地域内の全農地面積のうち、機構へ貸し付けた農地面積の割合に応じて協力金を交付するもので、貸付割合が8割を超える場合、交付単価は10アールあたり3万6千円で、平成27年度予算では2地域を見込んでおります。(2)経営転換協力金は、機構に貸し付ける、経営転換する農業者、リタイアする農業者、農地の相続人に対して貸付面積に応じて協力金を交付するもので、貸付面積に応じて30万円、50万円、70万円が交付されるものであります。平成27年度はそれぞれ50戸分の予算を計上しております。(3)耕作者集積協力金は、機構が借り受けた農地に隣接する農地を、農地の集積を進めるために機構に貸し付けた場合、10アールあたり2万円を交付するもので、対象予定面積500アール分として、100万円分の予算を計上しております。4番財源内訳ですが、予算額と同額の1億444万円を国県支出金、担い手への農地集積推進事業費補助金として歳入予算に計上させていただいております。

5-14ページをお願いします。3目農業振興費、67事業農業夢プラン事業費は、2億1,222万1千円を計上しております。26年度より、8,932万2千円の増であります。増額の要因につきましては、この後説明させていただきますが、事業概要の(6)に記載の「農業経営発展加速化支援事業」が新たに追加されたことによるものです。事業の概要ですが、(1)未来にアタック農業夢プラン応援事業は、認定農業者を対象に、県補助率12分の4で、県指定戦略作物、畜産、果樹、花き、葉たばこ等に係わる機械・施設の導入を支援するものであります。(2)新規就農者経営開始支援事業は、認定就農者、青年就農給付金の対象者を対象に、通常分は県補助率12分の4、非農家出身者は12分の6の補助で、県指定戦略作物、畜産、果樹、花き等に係わる機械・施設の導入を支援するものであります。(3)活気あふれる果樹産地育成事業は、果実を販売する農業者を対象に、県補助率12分の4で、りんご、おうとう、ぶどうなどの苗や機械・施設に対する支援を行うものであります。(4)周年園芸普及拡大対策事業は、認定農業者、認定就農者を対象に、県補助率12分の6で、ハウレンソウ・ダリア・イチゴ・アスパラガスなどを支援するものです。(5)元気な中山間地域農業応援事業は、市内の山間地域などの農業者・農業法人等を対象に、県補助率12分の6で、地域特産物の生産を支援してまいります。(6)農業経営発展加速化支援事業は、認定農業者、集落型農業法人を対象に、県補助率12分の6で、野菜等園芸作物、土地利用型作物、畜産、加工機械・施設、稲

作関連機械施設などに対して助成してまいります。なお、(1)から(6)すべての事業に対し、市では県補助にプラスして、通常分は12分の1を、認定就農者、青年就農給付金の対象者、及び市の新規就農者研修施設研修生が研修終了後5年間で取得する場合は12分の2を、大仙市重点作物のアスパラガス、枝豆、そらまめ用の機械・施設の導入にあつては12分の2を、大仙農業元気賞受賞者が導入する場合は、12分の3を、それぞれ県補助に加算して補助しております。4番財源内訳ですが、国県支出金として、農業夢プラン事業費補助金1億6,475万9千円を歳入予算に計上させていただいております。

5-15ページをお願いします。3目農業振興費、71事業園芸メガ団地整備事業費は、3,897万1千円を計上しております。昨年度中にパイプハウスなどの主要工事が完了したことから、3億981万9千円の減となっております。事業の概要ですが、秋田おぼこ農業協同組合が事業主体となり、中仙地域清水地区に県が2分の1、市とJAがそれぞれ4分の1を負担して施設・機械等を整備し、営農主体となる地域の農業法人がJAから施設をリースして、トマトハウス104棟で年間売り上げ1億円を目標にトマト栽培に取り組むものであります。平成26年度では、税抜き事業費で4億6,506万2千円でパイプハウス104棟、暖房システム5基、取付道路工事、簡易養液栽培システムなどを整備しております。平成27年度は、税抜き事業費5,197万1千円で、簡易養液システム設置工事などを予定しております。補助金は、県2分の1、市4分の1で、平成26年度分として、3億4,879万円、平成27年度分は、県市合わせて3,897万1千円であります。これまでの成果として、平成26年度にはハウス6棟で試験栽培を実施し、栽培技術の習得に努めており、平成27年度から全104棟で栽培が開始されることから、トマトの産地化に加え、周年農業による通年雇用などにより、先進的な営農モデルとして、地域農業への波及効果が期待できるものであります。4番財源内訳ですが、国県支出金、園芸メガ団地整備事業費補助金2,598万3千円、市債は園芸メガ団地整備事業債1,290万円を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

5-16ページをお願いします。3目農業振興費、82事業経営体育成支援事業費は、4,348万円の計上であります。事業の概要ですが、融資主体型補助事業として、中心経営体が、融資を主体とした農業用機械を導入する場合、融資残の自己負担部分に対して補助金を交付することによって、主体的な経営展開を補完的に支援するものであり

ます。平成27年度は、19経営体分でトラクター、田植機、コンバイン等の導入を、補助率30パーセントで支援する事業であります。財源内訳として、国県支出金として、経営体育成支援事業費補助金4,348万円を歳入予算に計上しております。

5-17ページをお願いします。ここからは、土地改良事業に係わる予算であります。

5目農地費、24事業快適居住環境整備事業費は、617万5千円の計上であります。26年度に比べ381万6千円の減であります。これは実施地区数が昨年度の10地区から7地区に減少したことなどによるものです。事業の概要ですが、大曲地域は5地区で406万9千円、中仙地域は1地区で141万4千円、仙北地域は1地区で69万2千円、合計7地区で排水路の側溝整備などを実施してまいります。

5-18ページをお願いします。6目土地改良事業費、17事業小規模集落元気な地域づくり基盤整備事業費は、762万5千円の計上であります。26年度より407万2千円の減であります。これは実施地区数が昨年度の3地区から今年度は2地区へ減少したことによるものです。事業の概要ですが、総事業費から人件費相当を減じた金額の92.5パーセントを補助し、事業範囲内の受益農家で設立した共同施行組合が補助金交付団体となるものであります。平成27年度は、西仙北地域大沢郷布又地区で関係受益6.0ヘクタール、受益者6名により、用水路3箇所を予定しております。また、南外地域土場地区では、関係受益3.5ヘクタール、受益者4名により、農道・水路・ため池等の工事を予定しております。

次に、5-19ページをお願いいたします。6目土地改良事業費、18事業「未来へつなぐ」農村地域サポート事業費は、540万円を計上しております。26年度に比べ、10万円の減であります。事業の概要ですが、多面的機能支払活動に参加した非農業者割合により補助金の基本額、加算額を定めて活動組織に交付し、農村集落コミュニティ向上のための事業を実施するもので、事業内容は、農村資源保全のための活動、集落コミュニティのための活動を対象としております。対象組織及び集落は、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる151組織、262集落が対象であり、中山間地域には、1組織当たり5万円、平野地区では1組織あたり2万円を交付し、さらに集落数や参加割合に応じて加算措置を講じております。4番財源内訳として、市債として農村地域サポート債540万円を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

5-20ページをお願いします。6目土地改良事業費、19事業元気な中山間地域農業応援事業費は、30万円の予算計上であります。事業の概要ですが、(1)中山間水田畑

作化整備事業や、(2)中山間資源を活かす生産体制整備事業を実施するためには、中山間地域資源活用プランを策定する必要があります。平成27年度は、協和地域の船岡地区・荒川地区・峰吉川地区のプラン策定に係わる経費として30万円を計上しております。平成27年度の関連事業としては、中山間水田畑地化整備事業として、土川地区で水田の畑地化、用排水路、区画整理、土層改良などを県営事業として実施してまいります。中山間資源を活かす生産体制整備事業は、土川地区では、リンドウ苗、栽培資材、管理機等を、外小友地区では、予冷库、ハウス、ブドウ苗、栽培資材等の導入を計画しております。なお、これに係わる事業費は、先ほど説明の、農業夢プラン事業費に計上しております。また、この事業は、平成26年度から平成29年度までの4ヶ年事業で、立地的に営農に不利な中山間地域について、本事業を活用し、基盤づくりと農業者の経営基盤づくりを行ってまいります。財源でございますが、国県支出金として、元気な中山間地域農業応援事業費補助金15万円を歳入予算に計上し、本事業に充当しております。

5-21ページをお願いします。同じく6目土地改良事業費、27事業多面的機能支払交付金事業費は、7億4,481万6千円を計上しております。26年度に比べ6億4,031万6千円の大幅な増となっておりますが、事業に係わる国及び県の負担金が、今年度から市の予算を経由することになったことによるものであります。事業の概要ですが、本事業は農業及び農村が持つ多面的機能を農業者だけではなく、地域住民など多様な主体が参画し、農村環境の保全を目的とした事業であり、国で定める要件を満たした組織の活動に対し、支援するものであります。取組組織数は151組織で、支援交付金単価は、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充などを行う農地維持支払が、10アール当たり3千円、水路のひび割れ補修や花の植栽活動などを行う資源向上支払が、継続組織は10アール当たり1,800円、新規組織は2,400円、水路の側溝入れなどによる施設の長寿命化は、4,400円となっております。4番財源内訳ですが、国県支出金として、多面的機能支払推進交付金5億6,164万7千円を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

5-22ページをお願いします。6目土地改良事業費、51事業県営土地改良事業費は、4億6,572万4千円を計上しております。事業実施地区数の増加などにより、26年度に比べ、1億3,321万6千円の増であります。事業の概要ですが、(1)農地集積加速化基盤整備事業は、平成27年度は15地区で実施いたします。市の負担分として事業費の10パーセント分、4億2,325万円を計上しております。(2)は、ほ場

整備事業に向けた県営調査事業に3地区、(3)県営かんがい排水事業、(4)基幹水利施設ストックマネジメント事業、(5)地域用水機能増進事業、(6)中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業、(7)元気な中山間地域農業応援事業が、それぞれ1地区で実施されることになっております。(8)戦略的作物生産拡大基盤整備促進事業は、用排水路の水路工事を6地区で実施いたします。合計31地区で県営土地改良事業を実施するほか、土地改良区が設立されていない地域における県営事業の受益者分担金1件と合わせまして、4億6,572万4千円の負担金としております。4番財源内訳ですが、市債として県営土地改良事業債3億7,290万円、その他として土地改良事業費分担金75万円を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

5-23ページをお願いします。ここからは林業費であります。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、17事業秋田県水と緑の森づくり税関連事業費は、4,116万2千円の計上であります。26年度より658万円の増であります。事業の概要ですが、(1)ふれあいの森整備事業は、森林浴リフレッシュの森として、大曲地域の姫神公園と余目公園で、階段・東屋・遊歩道・案内板整備を実施してまいります。また、森林ボランティアの森として、中仙地域長野山ふれあいの森では、遊歩道・作業小屋・東屋を整備してまいります。(2)マツ林・ナラ林等健全化整備事業では、内小友地内において、枯れたマツ林の伐倒処理を実施してまいります。4番財源内訳ですが、国県支出金として、ふれあいの森整備事業費補助金3,895万1千円、マツ林健全化整備事業費補助金221万1千円を歳入予算に計上しております。

5-24ページをお願いします。

1目林業総務費、65事業美しい森林づくり基盤整備交付金事業費は、新規事業として500万円を計上しております。地球温暖化防止に向けた森林吸収目標達成等、森林の多面的な機能の持続発揮のために行われる事業であります。引き続き、二酸化炭素の吸収作用の保全を図ることを目的としております。事業の概要ですが、(1)美しい森林づくり基盤整備交付金は、市特定間伐等促進計画に定められた施業について支援するもので、切捨間伐、搬出間伐、作業道の開設・改良が事業内容であります。(2)平成27年度事業は、仙北西森林組合で、搬出間伐8ヘクタール、作業道開設2,000メートルを、補助率50パーセントで実施してまいります。財源として、国県支出金として、美しい森林づくり基盤整備交付金500万円を歳入予算に計上しております。

5-25ページをお願いします。5目治山事業費、10事業治山局所防災事業費は、

新規事業として、507万7千円の計上であります。天然現象による林地の崩壊による人家への被害防止のための山地の復旧整備を目的としております。事業の概要ですが、治山・地すべり治山局所防災事業は、県単独補助事業により、天然現象による林地の崩壊により、人家等に被害を与えている場合、及び崩壊を放置すると直接被害を与えることが認められる場合で、復旧にかかる事業費が100万円以上、800万円未満で、人家2戸以上の保全又は、市町村の公共施設等の保全、又は隣家との距離が相当ある場合で安全上放置しがたいと認められる場合は、人家1戸でも対象とする事業であります。平成27年度は、西仙北地域の小戸川地区と、南外地域の湯元地区で法切工、ふとんかご土留工、山腹緑化工を実施してまいります。県の補助金は、工事費の8割となっております。4番財源内訳ですが、国県支出金として、県単局所防災事業費補助金406万円を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

5-26ページをお願いします。6目県営林道事業費、10事業県営林道事業費は、2,750万円の計上であります。26年度に比べ、650万円の増であります。事業の概要ですが、林道前沢線は、協和峰吉川地内で事業費12億8千万円、うち市の負担金は事業費の4分の1で3億2千万円であります。全体延長は、8,540メートル、幅員4メートルで計画されております。平成27年度は事業費1億1千万円、市の負担金2,750万円で、1工区は、法面緑化工事など840メートル分、開設工事280メートル、第2工区は、260メートルの開設工事を予定しております。4番財源内訳ですが、市債として、県営林道整備事業債2,750万円を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

5-27ページをお願いします。6目県営林道事業費、12事業高能率生産団地路網整備事業費は、400万円の計上であります。事業の概要でございますが、県営林業専用道開設事業は、国6分の3、県6分の2、市6分の1の負担割合で進められております。(1)中沢中長根線は、刈和野地内で実施され、全体計画1億7,500万円、市負担金2,920万円で、全体延長3,500メートル、幅員3.5メートルで進められております。平成27年度は、事業費900万円、市負担金150万円で、664メートルの開設工事が予定されております。(2)北田山田ヶ沢線は、平成27年度からの新規路線で、全体計画は7,800万円、市負担金1,300万円、全体延長2,500メートル、幅員3.5メートルであります。平成27年度は、事業費1,500万円で、全体計画と実施測量設計を行う予定となっております。4番財源内訳ですが、市債として

高能率生産団地路網整備事業債400万円を歳入予算に計上し、本事業の財源に充当しております。

5-28ページをお願いします。3項水産業費、1目水産業振興費、12事業鮭資源等確保活用事業費は、1,400万6千円を計上しております。26年度に比べ、13万6千円の増であります。事業の概要ですが、鮭の採捕事業及びふ化放流事業により、鮭の増殖と事業の振興を図ること、サクラマスのか化・養殖の実施、協和蓄養殖施設へのイワナふ化技術指導を事業内容としております。(1)鮭資源等確保活用事業として、ふ化放流業務を大仙市鮭ふ化放流事業組合、採捕業務を雄物川鮭増殖漁業生産組合に、それぞれ委託するものであります。当事業の財源として、秋田県と秋田県さけます増殖協議会による稚魚の買い上げ、雄物川水系サクラマス協議会等の団体への稚魚売り払い分を、歳入予算の稚魚売払収入に計上し、事業の財源に充当しております。

以上、農林振興課所管分の平成27年度予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 5-14で、認定就農者って出てきますけれども、これはどういう人を指して、何人ぐらいいるもんだっしか。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） お答え申し上げます。

認定就農者につきましては、若手農家で、これから農業に就農するという方々が計画を立てて、立てた計画を県知事に認可された方々でありまして、新規に就農する方々が立てる計画、計画を立てて就農する方々が対象になっております。人数でございますが、平成26年度では2名でございます、年間そんなに多くの方はいらっしゃいませんが、5年間の計画を立てて新規に就農する方々を対象とさせていただいています。

○委員長（高橋幸晴） はい、富岡委員。

○1番（富岡喜芳） 県の知事に許可という話になるんですか。

○委員長（高橋幸晴） 今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 認定就農者につきましては、県知事からの承認ということになります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) なければ質疑を終結いたします。

つぎに、商工観光課所管分について、当局の説明を求めます。五十嵐商工観光課長。

○商工観光課長(五十嵐秀美) 議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、商工観光課及び支所市民サービス課、商工観光に係る歳入予算・歳出予算について、ご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

資料No.3 予算書の92ページから97ページが商工費となっておりますが、主な事業の説明書、農林商工部にて、ご説明申し上げます。

最初に、5-29ページをお願いします。

7款1項2目12事業「中心市街地賑わい創出事業費」409万4千円につきましては、花火通り商店街にあります「花火庵」の管理運営委託費であります。大曲の花火を紹介するスペースや市民団体の活動スペースにより賑わいの創出と商業振興を図ることとしております。

事業の概要(2)の②番に記載しておりますが、市民団体などの様々な団体の活動スペースもあり、利用者も多く大変好評を得ております。

今後の方向性については、来場者数の増加及び商業振興を図って行くよう、活動内容等を検討しながら実施してまいります。

財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-30ページをお願いします。

18事業「特産品流通化事業費」219万1千円につきましては、大仙市の特産物の販路拡大を図り、地域経済の活性化に努めるものであります。事業の概要については、

(1)の大仙市特産品開発コンクール委託費であります。大仙市観光物産協会が委託を受け、市内に事業所を有する企業・組合・各種団体等や個人を対象にコンクールを実施し、その入賞者には首都圏でのイベントの活動経費を支援することとしており、その委託費が40万6千円であります。

(2)の特産品PRは、座間市民ふるさとまつり及び大風まつりをはじめ、宮古市産業祭り等で物産展を行う旅費が主な内容となっております。

(3)の宮古産業祭りオープニング時に昼花火を打ち上げる委託は、宮古市との交流促進のため、オープニング時に花火を打ち上げる経費9万9千円となっております。

(4)はB1グランプリ出場者に対する補助金40万円、「大曲の納豆汁」旨めもの

研究会が出場することとなっております。平成27年度は青森県十和田市で開催されることとなっております。

財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-33ページをお願いします。

28事業「中心市街地商業活性化対策推進事業費」277万4千円につきましては、大仙市中心市街地活性化基本計画に基づき、商業活性化事業を推進するため、市が事業者等に対し支援するものであります。

事業の概要については、一つ目として、だいせん「花火」と「食」のおもてなし事業で、花火ウィーク事業に200万円、大曲商工会議所に費用負担するものであります。

二つ目として、まちなか交流施設に係る駐車場を確保するもので、77万4千円を株式会社TMO大曲に補助し、「花火庵」「ペアーレ大仙」の駐車場不足を解消するものであります。

今後の方向性については、事業が円滑に実施され、歩行者の通行量が若干増加しているほか、商業集積地としての求心力の向上等が図られているので、支援を継続することとしております。

財源については、国県支出金に25万円、秋田県街なか商業活性化市町村支援事業費補助金で残りが一般財源となっております。

次に、5-34ページをお願いします。

29事業「買い物空白域解消対策事業費」122万8千円につきましては、昨年、9月補正で可決いただき委託運行いたしました、南外地域外小友地区の買い物弱者の解消のための、移動販売車の運行委託事業であります。

実施期間は、4月から翌年の3月末までの1年間であり、場所は南外地域外小友地区の木曜日・土曜日の週2回の運行となっております。

委託料の内容は、人件費分のほか、燃料費と移動販売車の損料等が積算されております。

今後の方向性については、利用状況や利用者の声を聞きながら、事業内容の検討を重ね、事業を展開することとしております。

また、いわゆる「買い物空白域」は、他の地域で発生する可能性があるものと思われますので、各支所と連携しながら他の地域への展開について検討することとしております。

次に、5-35ページをお願いします。

61事業「商工団体補助金」2,325万円につきましては、両商工団体の経営改善普及事業の実施に対して、補助金を交付するものであります。

事業の概要(2)の②に補助金の額を記載しておりますが、平成25年度から事業に携わる人員に対して補助額を設定したところであります。

③には商工団体への補助金額を記載しており、大曲商工会議所に675万円、大仙市商工会に1,650万円の交付を予定しております。

財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-36ページをお願いします。

62・63・68事業「中小企業振興融資あっせん制度保証料・融資利子補給金」1億666万5千円につきましては、市の融資制度に係る保証料の全額を秋田県信用保証協会に対して補給するものと、融資利子の一部補給により、市内中小企業者等の金利負担の軽減を図り、経営安定及び発展振興に資することを目的に実施しております。

事業の概要については、一つ目の融資あっせん制度は、マル仙及び小口とも保証料を全額補給しております。

二つ目の設備と緊急経営安定資金融資利子補給金ですが、設備は通常1.1%、特例が1.3%の補給率で、新事業展開や新商品開発の設備投資などが対象となります。また、緊急経営安定資金融資利子補給金は、平成26年度までで終了としております。

なお、経済・雇用・生活緊急対策として拡大しているマル仙の融資限度額3,000万円については、1年間延長するものであります。

財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-37ページをお願いします。

64事業「商店街環境整備事業費補助金」143万6千円につきましては、事業の概要に記載しておりますが、①の電気料補助金は、15団体、328基、103万6千円を予定しております。②・③は修繕で、20基、40万円を予定しております。④のLED導入等経費への補助制度は、平成26年度で終了しており、また、⑤の撤去費は相談等がなく、ゼロと見込んでおり、全体事業費は大幅に下がっております。

財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-38ページをお願いします。

67事業「新規開店等応援事業費」600万円につきましては、商店等の新規開店に

対する支援を通じ、商店街等の空き店舗・空き地を解消し、地域の生活者の利便性を高めながら、併せて賑わい創出を図るものであります。

また、この制度については、平成26年度から要件を緩和し、対象区域の拡大を図っております。

事業の概要の(1)の対象区域は、市内各地域の指定街路となっております。

(2)の対象範囲は、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち、①に掲げる産業の店舗等を営む者としております。

②としては、商工業振興に資する場合、市長が認めることがある場合を示しております。

(3)の補助率及び上限額については、昨年と同様となっておりますが、通常分地域100万円、拡充分地域200万円となっております。

また、区域指定にあたっては、両商工団体の意見を踏まえたものであります。

財源については、国県支出金に社会資本整備総合交付金200万円とその他に地域振興基金繰り入れ金400万円となっております。

次に、5-39ページをお願いします。

70事業「がんばる商店等支援事業費補助金」370万円につきましては、各商店の魅力向上や購買力の底上げ、消費拡大を図るため、商店街並びに商店グループが実施するサービス提供事業及び商品券事業に対して、支援するものであります。

事業の概要(2)の実績等欄①に記載しておりますが、イベント事業のみを行う団体が4団体、②のイベントと商品券事業を行う団体を2団体見込んでおります。ただし、平成27年度は、3月補正でご説明した消費喚起型の交付金を活用したプレミアム付き共通チケット発行事業が予定されておりますので、実施時期や事業の内容もだぶり、事業を実施しない団体も出て来る可能性があります。

財源については、国県支出金、社会資本整備総合交付金90万円とその他に地域振興基金の繰り入れ金200万円となっております。

次に、5-40ページをお願いします。

90事業「中小企業融資預託金」8億円につきましては、昨年同様の額となっております。

事業の目的及び目標に記載しておりますが、この制度の要綱及び取り扱い金融機関との申し合わせにより、預託金額の8倍に相当する64億を目標に融資を行う内容となっ

ております。ただし、平成27年度見込みでは、70億の融資残高が積算されておりますが、金融機関は若干の持ち出しが生じても、対応してくれるものと思っているところであります。

今後の方向性については、預託金を積むことにより市融資斡旋制度の融資利率を低くできるなどの利点もありますので、継続していくこととしているほか、預託金額は資金需要に合わせて、毎年見直しを図っていくこととしております。

財源については、全額、中小企業融資預託金元利収入となっております。

次に、5-41ページをお願いします。

7款1項、4目17事業「奥羽山荘源泉開発事業費」5,739万円につきましては、先の3月補正でお願いした内容と重複いたしますが、事業の概要は、実施設計費98万9千円、掘削工事2カ年で1億11万6千円、揚湯設備工事2,741万5千円、総額1億2,852万円となっており、そのうち、実施設計費を除いた、1億2,753万3千円を年度按分したものであります。

供用開始は、平成27年9月末を予定しており、高温の温泉が確保できたとすれば加温等が不要となり、維持管理経費の軽減により経営の安定化が図られ、より一層の利用者増が期待されます。

財源については、全額一般財源となっております。

次に、5-42ページをお願いします。

50事業「観光費負担金」1,774万2千円につきましては、観光関係団体との連携を強化し、観光資源を有効活用した新たな誘客・PRを行うため、各観光促進団体に負担するものであります。

事業の概要については、各観光団体により振興策は若干異なりますが、誘客・物産紹介・イベントの情報提供も多く、今後とも各種団体等との連携を強化し、本市の観光資源を有効活用した観光振興に取り組むこととしております。

また、(2)の②については、真木真昼県立自然公園指定40周年になり、記念事業を行う経費となっております。

なお、財源については、国県支出金に6万4千円、真木真昼県立自然公園清掃活動費補助金、残りが一般財源となっております。

次に、5-43ページをお願いします。

61事業「観光誘客キャンペーン推進事業費」249万9千円につきましては、昨年

まで、DC推進費として事業を実施しておりましたが、名称変更により事業番号が新しくなったため、昨年度と比較できない状況となっております。

事業の目的及び目標にも記載しておりますが、市の認知度向上と観光誘客の拡大を図り、地元経済の活性化に繋げるため、秋田DCに続き、観光誘客イベントを実施するものであります。

事業の概要については、事業の概要①は旧池田氏本家庭園の初夏の公開と、分家庭園の紅葉に合わせた庭園内イベントを観光物産協会へ委託し、実施するものであります。

なお、昨年、分家庭園で紅葉のライトアップを実施しましたが、二日間で3,500人に来場があり、本年は、本家庭園の新緑ライトアップ等を予定しております。

②の大曲駅祭りは、昨年も実施したもので、観光物産協会に委託するものであります。

③・④は、数年継続している事業であります。

⑤は、新規事業で昨年までは秋田DCの負担金として支出し、県全体が観光事業推進に努めておりましたが、県はアフターDCが終わっても、昨年までで成果のあった事業等を推進するため、観光キャンペーン推進協議会を新たに立ち上げ、秋田県全体を見据えた観光事業の推進を図ることとしております。

次の県南周遊バス運行事業負担金は、県南の市町村で実施している広域観光事業にあてる負担金となっております。

以上が、観光誘客キャンペーン推進事業費の予算となりますが、これまで同様自然や景観、文化、歴史などの観光資源を全国に売り込むものと、先の3月補正でお願いいたしました交付金を活用して、観光物産協会とともに通年型観光メニューの開発などを行い、総合的な観光振興に努めることとしております。

財源については、その他に153万円とありますが、地域振興基金からの繰り入れ金となっております。

次に、5-44ページをお願いします。

64事業「温泉入浴券発行支援事業費」255万5千円につきましては、市の温泉施設の利用者数の向上と、市民の健康維持及び交流の促進を図るため、温泉施設が共同で行う、温泉入浴券発行事業を支援するものであります。

事業の概要に記載しておりますが、通常価格8回入浴できるチケット3,200円を平成27度は2,200円で販売し、その差額1,000円の1/2を支援するほか、チケット、ポスター印刷に係る支援を行うこととしており、本年度も利用増を期待してい

るところであります。

なお、昨年の販売額については、1枚あたり2,000円でありましたが、補助率2分の1のため施設側の負担も大きく、販売額を引き上げたところでもあります。

財源内訳については、全額一般財源となっております。

次に、5-45ページをお願いします。

66事業「大仙市首都圏PRイベント事業費」348万8千円につきましては、昨年実施したPRイベントを引き続き、特産品を中心とした東京有楽町でイベント開催のほか、本年は大宮駅でも予定しております。

事業の概要については、有楽町の物産販売は二日間、大宮駅は三日間、また、大宮駅については、JR東日本の配慮により、会場借り上げ等の経費が無料となっております。事業は大仙市観光物産協会に委託するものでありますが、①の旅費は、事前打ち合わせや当日の市役所職員旅費となっております。

この事業は、観光物産協会と連携し、首都圏ふるさと会をはじめとする市出身者との交流を促進するとともに、物産販売やご当地グルメなどで、本市の魅力発信や地名度アップ、地域経済の活性化を目指すものであります。

また、3月補正の交付金を活用してキャラバン隊も入り、誘客に努めることとしております。このキャラバン隊は各支所からも協力をいただき、大仙市全域、いわゆる地域のイベントの誘客や地域をPRする事業にしたいと思っております。

財源については、全額、地域振興基金繰入金となっております。

次に、5-46ページをお願いします。

温泉管理費につきまして、本来各施設毎に事業番号が振られておりますが、温泉施設関係をまとめて説明いたしますので、よろしく申し上げます。

温泉施設関係予算6,664万1千円につきましては、事業の概要で、新しく実施する事業や修繕を説明申し上げます。

嶽の湯は、750万円、右端に浴室トップライト交換のほか、送迎バス購入補助が、2分の1で425万6千円が主なものとなっております。

ユメリアは、1,735万2千円、指定管理料1,685万3千円で主な内容となっております。

さくら荘は、591万8千円、指定管理料568万9千円で主な内容となっております。

四季の湯関係は、693万1千円、協和地区の温泉管理費470万円ほど、残りが四季の湯指定管理料222万5千円となっております。

南外ふるさと館は、1,608万円、指定管理料1,429万3千円と水中ポンプ購入費等が主な内容となっております。

柵の湯は、683万1千円、土地の賃借料114万4千円、予備ポンプ購入380万7千円、レジシステム購入188万円となっております。

中里温泉は、602万9千円、指定管理料551万円が主な内容となっております。

財源については、その他に温泉使用料571万2千円とありますが、協和地域の民間事業者からの温泉使用料と行政財産使用料4万円、残額6,088万9千円が一般財源となっております。

以上、商工観光課所管の歳入及び歳出予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩したいと思います。

午後 2時 4分 休 憩

.....
午後 2時14分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

企業対策課所管分についての当局の説明を求めます。小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」のうち、当課に関わります事業につきまして、新規事業及び歳出予算額300万円以上の事業をご説明致します。

歳入につきましても、合わせてご説明致します。

それでは、労政に関する主な事業予算について、ご説明致します。

予算書の79ページ、A3横の当初予算概要の12ページ、企業対策課分、No.3、地域職業訓練センター費につきましては、予算額1,073万1千円、82万4千円の減であります。

特定財源として、16款1項1目、土地貸付料473万9千円が充当されております。

事業の概要であります。指定管理委託料760万円、駐車場除排雪委託料80万3千円、センター敷地及び駐車場敷地賃借料232万8千円であります。

当センターは、平成4年開館以来、68万人の利用がありまして、技能の向上と産業の振興が図られております。24年度から指定管理者制度により、大曲仙北職業訓練協会に委託、運営しております。27年度から5年間の更新をしております。

次に、予算概要のNo.4、主な事業説明書は5-1ページ、資格取得応援事業費、予算額150万円、新規事業であります。

特定財源として、18款1項1目、地域振興基金繰入金150万円が充当されております。

事業の概要については、これまでの「求職者・在職者スキルアップ事業」に45歳未満の求職者を対象とした資格取得補助金を加え、若年求職者への支援を図るものです。

資格の内容につきましては、5-2ページに主な資格の抜粋一覧を示しております。福祉分野2種類、建設分野139種類、合計141種類の資格を対象としております。これは、いずれも介護保険法、労働安全衛生法、職業能力開発促進法に定める資格であります。いわゆる自動車普通免許、あるいはOA、パソコン関係の資格などは対象としておりません。職業能力の向上という視点から支援策を考えております。

現在、介護及び建設分野につきまして、人材不足が懸念されており、若年求職者がこれらの専門的な分野の資格取得により早期に就職出来るよう支援し、若者の地元定着と企業の人材確保を図ってまいります。

次に、予算概要のNo.7、主な事業説明書は5-3ページ、シルバー人材センター補助金、予算額878万円、150万円の増であります。

事業の概要については、大仙市シルバー人材センターの就業機会確保事業や就労訓練事業に対する補助金であります。シルバー人材センターからの要請に基づきまして、国の補助対応額相当について補助することとしております。今回、国の補助基準額が改訂され、増額になっております。

大仙市シルバー人材センターは、高齢者の就労による社会参加や生きがいを持った生活の促進に寄与して、27年度からは現役世代の育児等の支援事業を予定しております。また、今後も市として支援してまいります。また、ゼロ予算事業として行っている地域窓口業務につきましても、各支所と企業対策課における、業務依頼仮受付及び会員の就

業報告書の取り次ぎ業務など、引き続き協力してまいります。

次に、予算概要のNo.8、主な事業説明書は5－4ページ、大仙市雇用助成金、予算額は、3,785万円、792万5千円の増であります。

特定財源として、21款1項4目、雇用助成事業債3,760万円が充当されております。

事業の概要については、これまで市経済・雇用・生活緊急対策として実施してまいりました。地元雇用の面で効果があったことから、継続してまいります。

内容は、雇用奨励助成金、雇用促進助成金、圏域雇用助成金の三つの制度を運用してまいります。

予算の大部分を占める雇用促進助成金制度につきましては、これまでの名称を「創出」から「促進」に改め運用してまいります。主な変更点は、雇用実績6ヶ月単位で申請を受けておりましたが、事業所の事務負担を軽減するため、雇用実績1年に変更し、併せて社会福祉法人、介護サービス事業所につきましては、平成26年4月から新設された施設の雇用増を対象とするものであります。なお、新卒などの若年者雇用、事業主都合による離職者を対象とした雇用などは、これまでと同様に支援してまいります。

26年度の新規雇用は、雇用奨励助成金制度の新卒者助成額を60万円としております。また、すべての制度において1年間の雇用実績に対する助成としてまいります。若年者雇用と継続雇用支援を充実してまいりたいと思っております。

次に、予算概要のNo.9、勤労者福祉資金預託金、予算額5,000万円であります。

特定財源として、20款3項4目、同預託金元利収入、現年度分が充当されております。

事業の概要については、東北労働金庫大曲支店へ5,000万円を預託し、労働金庫が労働者に対する通常融資のほか、勤労者生活支援特別融資制度、国の職業訓練受講者向けの支援融資などを行っております。

労働者に対する融資の一部資金として市が預託し、貸付環境を整備することによりまして、労働者の生活向上及び福祉増進に寄与しており、労働者に対する融資の円滑化のために継続してまいりたいと思っております。

次に、企業対策に関する主な事業の予算につきましてご説明致します。

予算概要のNo.10、企業誘致対策費、事業費394万4千円、4万8千円の増です。

事業の概要については、企業誘致活動に要する各種経費を計上しており、企業信用調

査のための経費、当常任委員からもご出席して頂いている首都圏企業懇話会の開催経費、また、秋田県企業立地事務所への職員派遣、全県単位での企業動向の把握や県外の企業情報の取得、県と合同による企業訪問など、県と連携を取りながら活動してまいります。

合併以来、18件の新規操業、事業規模拡大があり、設備投資で73億2,025万円、雇用面で延べ199人など、地域経済への効果があったものと思います。

平成26年度の実績としては、刈和野地区の株式会社秋田今野商店が旧大沢郷小学校を活用することとなり、2月1日付で賃貸借契約を締結し、既に使用に際して必要な改修工事を開始しております。

また交渉中の案件が2社でありまして、できるだけ早期に進出していただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、予算概要のNo.12、主な事業説明書は5-31ページをお願いいたします。企業雪対策支援事業費、予算額は、600万円、新規事業であります。

事業の概要については、新規誘致企業や設備投資と雇用の増を行った企業に対し、除雪に係る経費を助成するものです。土地を購入し新たに操業する誘致企業に対しては上限300万円を3年間、設備投資し雇用の増に貢献した企業に対しては上限100万円を1年間助成してまいります。

これまでは企業誘致の実現が難しい状況が続いておりましたために、26年度まではどちらかという、既存企業への支援に注力してまいりましたが、先にご報告いたしましたとおり、新規誘致を含む企業の動きが活発化してきたことから、この企業への支援を誘致企業をはじめとする設備投資と雇用の増を行った企業に向けたものへ方向転換を図ってまいりたいと思っております。

こうした制度を設けることによりまして、積雪地である本市において企業の円滑な操業を支援するとともに、事業のPRにより、更なる企業誘致の促進を図ってまいります。

以上で、平成27年度の企業対策課関係の予算説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方、お願いいたします。藤田委員。

○8番（藤田和久） 農林商工部企業対策課のNo.3、地域職業訓練センター費、田町にある方ですか、隣にある駐車場に対しても、市営だが、これ。センター敷地、駐車場敷地賃借料。

- 委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。
- 次長兼企業対策課長（小野地洋） 建物のあるところにも駐車スペースがございますが、比較的講座といたしますか、職業訓練に様々、人の出入りが多いものですから、東側に砂利程度でございますけれども駐車場を確保しております、センターの敷地の一部と、それから今申し上げました東側の駐車場の敷地を個人から借りております、この賃借料の予算であります。
- 委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。
- 11番（茂木 隆） 5-3のシルバー人材センターの補助金について、国の制度の改定によって150万、前年度より増額になりましたけれども、この補助金というものはどういうところに使われているものですか。
- 委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。
- 次長兼企業対策課長（小野地洋） シルバーの運営費、事務経費、人件費、運営費などです。もちろん国の補助の趣旨に基づいて、活動費といたしますか、会員の仕事をしに行くということ、あるいは仕事を掘り起こすというようなことの活動費に充てられております。
- 委員長（高橋幸晴） はい、茂木員。
- 11番（茂木 隆） これによって、増額されたことによって、例えばこのシルバー人材センターの、臨時でもいいし、職員を増やすとか、そういうこともあるんですか。
- 委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。
- 次長兼企業対策課長（小野地洋） この増額した部分の趣旨で1人職員を雇い入れて、仕事の宣伝といたしますか、確保といたしますか、動くと聞いております。
- 委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。
- 11番（茂木 隆） この事業は、高齢者の働きたい人、そういう雇用の面と、あるいは生きがいとかという面に大変効果があるというか、事業でありますけれども、これを見れば一昨年度、1日8時間として7日、6万1千百人くらいが働いたということだと思っておりますけれども、大体その経済的な効果は、全体でどのくらいの金額になつてもんだっしか。
- 委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。
- 次長兼企業対策課長（小野地洋） 決算が出ておりますので、25年度で申し上げます。契約金が2億5,891万2千円、材料費とか、いわゆる経費がありますので、純然

たる労賃として会員に支払われました配分金が2億2,859万円であります。受注件数が5,472件であります。これらが経済効果といたしますか、上がっております。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 会員は会費を出して、登録をして、仕事を待ってるんだと思いますけれども、そういう面で例えば、仕事がほとんどないという人もいるかと思えますし、またかなり仕事をしてる人もおりますけれども、そのあたりはシルバー人材センターでは、どのように調整というかをしてるものですか。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） これも25年度の確定した数値で申し上げますけれども、会員が779人、このうち年間を通して1度でも働いたといたしますか、仕事をしたという就労会員が658人、率にいたしまして、就業率という言い方ですけれども、84.5%となっております。従いまして、ただ今お尋ねのありました点、15%くらいの方は名前だけ、それは家庭の事情とかですね、体調とか、いろんなこと考えられるわけですが、あるいは、いろいろ筆耕という事務的な仕事で登録していても、なかなか件数がこなかったとか、受注のミスマッチですね、自分の特技と合わないという方も、意欲はあっても巡り会えなかったという方も中にはいるかもしれませんが、いずれ結果として15%の方が名前だけだったという結果になっております。

○委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） どういう職種が多い、ベスト5あたりまで教えていただきたいと思えます。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） すみません、ちょっと順番まで把握しておりませんでしたけれども、やっぱり圧倒的に草むしり、草刈り、庭木の剪定、冬囲い、この辺がやっぱり一番多いことだと思います。先ほど申し上げました事務的な関係では、筆耕、あるいは市の関連の施設にシルバーを通して派遣されたというような関係あたりだと思います。

○委員長（高橋幸晴） 茂木委員。

○11番（茂木 隆） 例えば、要望されたというか、シルバー人材センターの人を頼みたいということで、その人を使って、なんという、こっちからの逆指名というか、なんとかこの人どごまだ、そういうのもやっぱりできる、でざるんだ。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） やっぱり、これ人間ですので、いい人にまた来てほしいというのは人情だと思いますので、あると思います。それから、先ほど申し上げました、特に冬囲いなんかで、見ておりますと木の配置、風向き、それから囲いの材料、場所、この木にはこの長木を使うとかというようなことは、何度か同じ人がやっているうちに手馴れてくるといいますか、いいと思いますので、そういうことがあると思います。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。武田委員。

○14番（武田 隆） 企業誘致についてだけでも、今まで合併して10年、地元の企業の拡張というか、そういうのを含めて18件って、さっき聞いた気がしますけれども、今も来るがこねがという会社があるという話、要するに今まで来てくれた、大仙市に誘致してくれた企業に対して、企業対策室として、どういう推進方法をしたっけ来てけだかと、それちょっと教えてもらえる。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） それぞれのケースがあるわけですがけれども、なんといっても平成20年のリーマンショック以前のケースですと、本社サイドの意向によりまして、こちら大仙の管内の工場を増設しようというような動きが主であったと思っております。残念ながら平成20年の秋にリーマンショックが起きてからは、なかなか企業の生産活動そのものが低迷期といえますか、となりましたこと、それからあわせてこれもご承知のとおり海外、主に中国ですけれども、東南アジア、中国に海外展開、工場を移転させるという動きも平成20年度以降加速いたしまして、なかなか新規の誘致が適わなかったということがあります。ただ、こうした中でありまして、申し上げましたとおり18件につきましては、地元の企業さんが、業種で申し上げますと、縫製業、精密部品、それからリサイクルなどの環境事業所、それからレンズ研磨、それから金属加工に入りますけれども、雨どいの製作工場、それから直近では今年の12月に現場を見ていただきました産業用のインクジェットのヘッドを作る会社、もう1件、東長野に進出した米の低温倉庫、運送業に入りますけれども、こういった会社が地元地盤に根差した会社さんであって、新しく増築あるいは雇用の増を図っていくという決断で対象案件になってきたというケースもあります。従いまして、本当に県外からドンと誘致が適ったというケースがここ数年でいきますと、なかなかカウントできないできた

という実情であります。

○委員長（高橋幸晴） 武田委員。

○14番（武田 隆） いずれ企業対策課つくってることだから、企業誘致を主体とした、実績残すというのが企業対策課の使命だと思いますけれども、要するに俺聞きたいのは、来てくれた、あるいはこれから来ようとするところに対して、市としてどういう当たり方したんだと、どういう推進の方法したんだがということを聞きたいんですよ。よく一般質問すれば、市長はトップセールスだという話するんだけど、俺の場合そのトップセールスというのは、今の世の中流行らねど思ってるんで、企業対策課として情報を全国から集めておいで、その情報に基づいて、企業訪問をして、なんとかうちの方はこういう条件だから、なんとか大仙市さ工場建ててくれどがという、そういうやり方が、俺とすればそういう方法だべがなと思ってらったんだども、一般質問で、そういうやり方で、職員の人方もっと動かした方がいいんでねかと質問すれば、市長はトップセールスでやりますという答えが返ってくるが、そうすれば企業対策課の面々というのは、企業誘致に対してどういう推進の方法をしてるのかなと、そこちょっと教えてもらいたい。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） トップセールスというやり取りとは別にいたしまして、武田委員がおっしゃったとおり、我々動いてるなという感じしております。動く端緒というのは、いわゆる情報ですけれども、ここに既に生産活動している企業の方を通じて、あるいは県の東京事務所を通じて、あるいは金融機関の方の情報、本当に様々あります。とにかく1件でも端緒を捉まえて、それを逃さないように、ただ相手もありますので、時期を見極めながら事前に調べたり、いろいろできる限りのことをしまして、直接企業さんにあたっております。ある程度、本当に会社として、よく聞く話は関東圏ですと、そういうモノづくりの会社に就職してくれない、求人を出しても応募をしてくれないと、要は働き手がないというようなこと、あるいは来てもすぐ辞めてしまうとかということで、質の高い働き手を求めて大仙に行ってみようかというのが大きな動機のひとつであります。ということで、企業さんなりの様々な悩みを解決するために、できるだけ情報を集め、先方さんともし接触ができれば、接触を繰り返して、ある程度の見込みに花が付きまして、副市長なり、市長なり、で市としての誠意といいますか、姿勢を見せるということで、そこをトップセールスと、そういう言い方をすれば、そうなると思いますけれども、前面に立って市長が最初からというのではなくてですね、や

はり我々担当として精一杯動きまして、ということが、通常活動になっております。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 今、情報収集の、地元企業、それから銀行さんとか、そういうの、例えば全国の工業新聞とか、企業情報とかというやつは、当然企業対策課で、パソコンでも、当然収集はしてると思うんだけど、そういう中で、例えばどっかの企業が新たに設備投資したいどがっていう情報が入った時に、すぐに、ま、北上なんかは、あそこすごく先進地みたいなかたちで、東北では、その企業対策課みたいなのがあって、情報が入ったらすぐに新幹線に乗ってるというようなパターンをやってるということだったんだっしょ、そういう状況になってるかどうかというのが、ちょっと私の場合、大仙市の場合そこまで行ってねのがなと、だがらちょっと数も少ねのがなという気がしてるんで、そこら辺はどういうふうになってる。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 先ほども申し上げましたとおり、情報、端緒にはできるだけのスピードで対応しようと心掛けております。今、武田委員おっしゃったように、直接バツと行ければいいわけですがけれども、ほとんどの情報が先ほど言った県の東京事務所、あるいは金融機関という、第三者を介しておりますので、そういった人たちの意向といたしますか、相談をしながら出来るだけ早く動くようにしております。今、企業さんも進出にあたっては、北東北3県で比較をしていますとかですね、山形、岩手と比較していますとか、それはどこの市とかというのは向こうも明かしてくれないわけですがけれども、条件を見比べるというようなケースが何回かありまして、こちらとしては既存の施策、すべて考えられる限りの支援策をあげてやるわけですがけれども、企業さんにもしてみても地方都市というのが、やっぱり条件が同じようできて、あるいは立地、水の条件とか、求人の条件とかぐらいの差があるぐらいで、そういう条件を比べて進出の決定の動機にしているようであります。ですから、直接熱意を見せるというところまでいかない場面も多いわけですがけれども、直接訪問して、是非大仙市の意向をとという場面も何回かあります。

○委員長（高橋幸晴） はい、武田委員。

○14番（武田 隆） 要するに、地方創生だどって、政府が大看板掲げて、その中に企業を地方へということも石破大臣なんかは考えてるみたいなんだけど、海外進出を止めて、やっぱり国内さ帰ってくるという企業もでてきてるわけっしょな。そういう情報

を、例えば県なり、その3つから入れるのも結構ですけれども、やっぱり独自に入れて、独自に走る、必ず県を通してそこの企業さいがねばできねというような、そんなシステムにもなってねだっしべ。だから、大仙市として、こういう設備投資やりたい企業あるといえば、すぐに出かけて行って、要するに企業と直接交渉もできることだっしべ。そういったことをもうちょっとやったらいかがかないという感じするもんだがら、なんとなくそうって、県なり、銀行なり、地元企業という、要するに待ちの姿勢になってしまいうんでねがなという、こういうやつっていうのはある程度攻めていがねば、なかなか企業ものってこねべし、やる気の問題にもかかわると思うんで、やっぱり一番先に情報入ったけども、一番先に来たっけというようなことだって、あると思うんだっしよな。そういった面をこれからは企業誘致に向けていったらいかがかない。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） ただいまいただいた意見、十分に肝に銘じまして、活動してまいりたいと思います。特に、一般質問にもありました大田区の関係、あるいはこれまで進出して、この地で操業している関係で、熊谷のものづくりの協同組合さんとも何度も行き来をしている関係がありまして、そういったあらゆる組織とといいますか、団体との情報交換を重ねて、今の日本国内の開企の動きというものを良く捉えていきたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 武田委員。

○14番（武田 隆） 古谷議員が大田区の組合との接触、ちょっとその話、ちょこっと。

○委員長（高橋幸晴） 古谷副委員長。

○副委員長（古谷武美） 考えて、いろんな人に相談しながらやるとこなんですけれども、この前一般質問で武田議員が一般質問した内容なんですけれども、皆さんご存知のとおり、あそこが技術を持ってる中小企業、零細企業がたくさんいる地域でありまして、その地域の人たちも今、先ほどもありましたけれども、就職する人がいないとか、後継者いないとかという問題で悩んでるという話も聞いたことがあります。その関係で、大きい企業じゃなくても、そういう技術を持ってる、2、3人でやってる企業に、多分そういう金額とかなんかあると思うんですけれども、そういうところに行きながら、社長さんは向こうでいいんだけど、そこで技術を習得して、大仙に工場を作ってもらおうとかたちのアプローチというか、大企業ばかりじゃなくて、中小零細企業の技術を持ってる人たちをここに連れて来て、大仙を技術の集団みたいにできればいいかなと

思っている考えなんですけれども、そこら辺を含めて、誘致の推進にお願いできればなど思っています。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） いただきました意見、十分に参考にしながら、あるいはご相談させていただきながら、動いていきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いします。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。武田委員。

○14番（武田 隆） 企業対策の件じゃなくて、全体的な話で、午前中補正やって、午後から27年度当初予算、このまま承認するんだけど、今のこの農林商工部というのは、大仙市の経済を背負ってる部門のひとつなんだっしょな。そういう面で、この予算というのは、あくまでも地元の経済を良くすると、要するに農林商工部の予算というのは、すべてそれさつながってくると思うんだっしょ。という意味で、予算はおそらくみんな承認すると思うけれども、こういう予算っていうのは、経済を活性化するためのひとつの手段なんだっしょな。その手段の予算をいかに上手にを使って、いかに大仙市の経済を活性化させる。ここの部門しかねんだっしょ。ほかの部門は逆なんだよな。使う方なんだよ。そういった面で、部長をはじめ、以下全員が、ここが大仙市の台所を握ってるんだよというような、職員ひとり一人が気持ちなってもらって、いいアイデアあったらバンバン出して、我々議会にでもいいし、かなり沈滞してるっしべった、もう。特に農業なんて、そういった面で、やっぱりなんとかして、もっと元気だすべというようなパターンで、この農林商工部動いてもらいたいというのが、私の思いでして、なんとかそのへん、部長以下よろしくをお願いします。

○委員長（高橋幸晴） 佐々木部長。

○農林商工部長（佐々木誠治） 大変、ご心配をおかけしまして、恐縮でございます。

いずれにしても、一般質問でもお答えしましたけれども、やっぱりこちらの方は、使うほうでなく、収入を得るための産業部門ですので、職員の方々にも縷々新しい視点で、高所大所から見るようにとっていますけれども、それがいろんなアイデア出てますので、今後各課長を通じまして、別の視点で農林商工部という仕事をひとつ見てもらって、あと企業につきまして、農業につきましても、やはり、我々の行政サービスを受ける側の意識改革をしてもらわないと、我々も大変ですので、その辺も含めまして、啓蒙しながら、使えるものは使うべというような感じで進めてまいりますので、今後ともよ

ろしくご教示方お願いします。

○委員長（高橋幸晴） よろしいでしょうか。はい、古谷委員。

○副委員長（古谷武美） すみません、ひとつ聞きたいんですけれども、大仙市雇用助成金、仙北市とか美郷町に市の方から補助してるんですけれども、逆パターンもあるんですか、向こうの市なりが、大仙市に来た人に。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） 結論から申しますと、仙北市、美郷町には、ありません。組織として、仙北郡を一つにした大仙市、仙北市、美郷町の範囲の雇用開発協会、市長が会長を務めておりますけれども、100会員加入の組織団体があります。これは高校生を中心とした地元就職を促進しようという趣旨の団体ですけれども、この会長名で仙北市、美郷町の市長、町長に要望しております。会社さんから見れば、経済活動が郡エリアでやってて、行政によって対応が違うのはという要望も出ておまして、早期に一定の雇用助成金として、一定のラインに揃えばなということでは動いております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、佐藤委員。

○20番（佐藤清吉） 今のと同じような話なんだけれども、5-4の新規の雇用促進助成金ってあるよな、これっていうのは、例えば26年4月1日以降の新規雇用者を対象になってる。何か月以上、あるいは何年以上在職しなければならないのかという、それからもうひとつは、新卒者の扱いっていうのは、これはどうなってるのか、下の方見ると3年以内とかってあるんだけど、その中にも条件あると思うんだよね。そこら辺、ちょっと教えてもらえればと思うんだけど。

○委員長（高橋幸晴） 小野地企業対策課長。

○次長兼企業対策課長（小野地洋） お答えいたします。

要件は、1年の雇用です。ですから、26年4月に採用なった方が1年間継続して働いてくれた場合に、27年4月以降申請ができますということです。それから新卒の扱いにつきましては、市として地元定着を図りたいということ、あるいは新卒の解釈をちょっと広げて雇い入れた事業所さんを応援したいという気持ちで3年、普通新卒という卒業してすぐですので1年ぐらいの話で運用してまいりましたけれども、これを3年に枠を広げまして、ただしその3年の間に、継続して1年以上勤めていない方です。その方を雇い入れた事業所さんには、その方は新卒者として、額をちょっと上げて交付しております。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ここで、農林振興課長から発言の申し出があります。今野農林振興課長。

○農林振興課長（今野功成） 当初予算の中で、富岡委員にご質問いただきました認定就農者の件でございます。先ほど、認定は誰がするのかというご質問で、私県知事というお答えをさせていただきましたが、26年度の年度途中で制度の変更がございまして、これまでは県知事で行っていました、9月30日までの認定分は県知事で行っています。10月1日からは権限移譲を受けまして、市長に認定者が移っております。それから、もう1点、人数でございますが、10月1日以降市長が認定したものが年末まで2名で行いましたので、2名とお答えさせていただきましたが、2月末現在では市長が認定したものが7名いらっしゃいます。それと、これまでの、今年の9月30日までの県知事が認定したものが19名ありまして、2月末現在あわせて26名が認定就農者という方々の人数でございます。訂正してお詫び申し上げたいと思います。

それと、先ほど3月補正の段階で答弁を留保させていただいた、藤田委員の農地中間管理機構を相談したけれども採択できなかった件数につきましてですが、調査しましたところ、市内全域で26年度中、7件の方が利用できなかったと聞いております。理由につきましては、農地が山際にあたり、未整備だったりして、受け手が見つからないということが主な要因でございました。

それと、富岡委員の方に、農事組合法人長野ライスファームの代表者のことでお話いただきまして、住所が大仙市長野字神林102番地、柴田ケイショウさんという方が代表理事を務めてございます。

○委員長（高橋幸晴） これをもちまして、質疑を終結いたします。

これで農林商工部所管分、議案第49号についての質疑は終了いたしました。

なお、討論・表決につきましては、最後に一括で行います。

○委員長（高橋幸晴） 次に、請願第5号「農協改革に関する請願書」を議題といたします。

本件に関して、意見やご質問ございませんか。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 農協関係の請願でてますけれども、今マスコミでも言われていると

おり、農協の改革が次第には個別農協の解体に結びつくというふうに言われています。それは中央会の監督とか監査を除外するだけでなく、全農など新しい体制の話し合いの中で、個別農協の金融保険などが移行など、農協の事業が縮小されますので、そういう展開になる。それから農協にはない、特に山間部で果たしている役割、そういうものを考えますと、農協はやはりきちんと守っていかなければならないと感じ、是非この請願を採択していただきたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、武田委員。

○14番（武田 隆） この請願の事項って、決定したことで、日にちが12月なんだよな。中央会のあれって、ひとつ終わってるっしべ。ここのところちょっとひっかかって。

○委員長（高橋幸晴） 藤田委員。

○8番（藤田和久） 合意したというのは、自民党の中の協議なんですよ。党内の中の協議で、自民党政府と農協との間でやったのでないので、まだ決定したということにはなってないと思います。

○委員長（高橋幸晴） 今、藤田委員が言ったのに関連してですが、この件について、農協の担当者から連絡が来てます。現段階では、あくまでも政府与党との合意であり、法改正が決定されたわけではありません。よって、提出している請願事項（協同組合の基本的性格の維持、准組合員の利用制限は行わないなど）については、現場の要望として政府へ働きかけをしていただきたいというお願いのようでございます。

採択という意見がございますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） お諮りします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました請願第5号について、意見書の案文をご協議いただきたいと思えます。

（事務局が意見書案を配付）

○委員長（高橋幸晴） ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見等ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 特にないようでございますので、この意見書案のとおりといたします。

ただいまご協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

○委員長(高橋幸晴) 次に、請願第6号「TPP交渉に関する請願」を議題といたします。

本件に関して、意見や質疑ありませんか。はい、藤田委員。

○8番(藤田和久) これもさっきのと同じで、さっきの農協改革そのものがTPP絡みと言われてまして、日米財界の要望がそういうふうになってると言われています。TPPについては、今週、日米の1週間ぐらいの最終の政府間交渉が始まりまして、それを基に決めますけれども、アメリカでは自動車部品関係がなかなか認められないと、日本では聖域5品目がなかなか認められないと、そういう状況でまずこれから始まるわけです。けれども、既にそういうのを提案してむりやり締結しようとしている状況であります。ところが、このTPPは農業だけでなく、健康保険だとか雇用関係だとか、そういうのにも全体に影響を及ぼすということで、TPPに関しては、大仙市民もちろんそうですけれども、全国の多くで反対が続いていますので、ぜひこれを採択して政府に要望を届けてもらいたいというふうに思います。TPPについては、8月頃から大統領選挙が動きますので、その前に一定の締結合意がないと進めないという状況ですので、今回非常に良い時間的なタイムリーな請願だと思いますので、是非採択をお願いしたいと思います。

○委員長(高橋幸晴) 採択という意見が出ましたが、ほかにごございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) お諮りします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（高橋幸晴） ご異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました請願第6号について、意見書の案文をご協議いただきたい
と思います。

（事務局が意見書案を配付）

○委員長（高橋幸晴） ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 特にないようでございますので、この意見書案のとおりといたし
ます。

ただいま協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会
として議長に提出したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

○委員長（高橋幸晴） 次に、請願第7号「米価対策の意見書を求める請願」を議題とい
たします。

本件に関して、意見や質疑ありませんか。はい、藤田委員。

○8番（藤田和久） 去年米価が一気に下落したわけですが、去年の夏ごろから米余
り現象が叫ばれまして、過剰米に対する政府の要望を一応いろんな議会陳情などでやっ
てきましたけれども、政府はこういう米価対策や過剰米対策をとってこなかった、その
ために一気に1俵8,500円というかたちになってしまったわけですが、本来
であれば農地法とか農業法の中には、米を主食として国民に提供する義務があつて、そ
れを国が管理することになってるんです。ですから、ただ量を供給するというだけでな
くて、価格や流通やそういうことにも責任をもたなければなりません。ところが、今回
の農政改革でもでたように、いろいろな支援制度を廃止しながら米価への支援は段々縮
小するというかたちでこういうような結果になっています。ですから、この米価対策を
きちっととってもらおうということで、これも大仙市は農家が農業地帯ですので、なん
とか採択して意見書を上げていただきたいと、こういうことをお願いしたいと思いま
す。

○委員長（高橋幸晴） 採択というご意見があります。ほかにございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) お諮りいたします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました請願第7号について、意見書の案文をご協議いただきたいと思ひます。

(事務局が意見書案を配付)

○委員長(高橋幸晴) ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 特にならぬようござひますので、この意見書案のとおりといたします。

ただいま協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

○委員長(高橋幸晴) 次に、請願第8号「農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願」を議題といたします。

本件に関して、意見や質疑ありませんか。藤田委員。

○8番(藤田和久) これも、さっきの5番と同じなんですけれども、それに農業委員会の改革が入っています。これは今回の通常国会に地方選が終わってからののかな、出されるということで、農業委員会も、市長の任命制にして、業務内容にこれまでの権威とか、土地の移動だとか、そういうものを取り外して、土地の移動に関する業務に集中させると、そういうことで企業にも農地を開放すると、そういう方向に今度法案が出されようとしています。そういうことで、これも農協と農業委員会、きちっと守ってもらおうということで採択して、送っていただきたいというふうに思ひます。

○委員長(高橋幸晴) 採択の意見が出ましたが、そのほかになにかございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) お諮りいたします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました請願第8号について、意見書の案文をご協議いただきたいと思ひます。

(事務局が意見書案を配付)

○委員長(高橋幸晴) ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 特にならぬようでございますので、この意見書案のとおりといたします。

ただいま協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

○委員長(高橋幸晴) 次に、陳情第28号「労働時間法制の規制強化と安定雇用の確立を求める陳情」を議題といたします。

本件に関して、意見や質疑ありませんか。藤田委員。

○8番(藤田和久) 今回の通常国会に、この労働法制の規制緩和みたいな法案が出されております。裁量労働制だとか、残業時間規制のない労働制、それから派遣労働を永久化する法案、これ2度廃案になったの今度3度目また出されるわけです。そうしたことで、この今の労働法制がますます悪くされるということで、社会的問題になっております。そういうことで、労働者の権利と安定雇用を支えるということで、なんとか採択して、国に意見書を送っていただきたいと思ひます。

○委員長(高橋幸晴) 採択という意見があがりました。ほかにご異議ありませんか。はい、佐藤委員。

○20番（佐藤清吉） 陳情項目3番の整理解雇の4要件とは何を指しているのか。

○8番（藤田和久） これは、裁判所で判決の時に使うのが4要件ってあるんですよ。私、昔労働組合で役員やってなんぼがわかってて、ひとつは、解雇する理由が明確であるかということ。それから、まわりの労働者、あるいは労働組合の了解をとったかということ。それから、解雇をしなくてもいいような対策をとったかということ。それからもうひとつ、手続きをきちんとしたが、解雇する相手にも、そういう周りにも話をして、了解を取るために手続きをきちんとしたか、その4つを裁判所の判定ということで、いつも出してきてた。それを4要件といわれています。法律に明記はされていないけど、裁判でそれを使われたので、4要件としてみなされるわけっしょな。

○委員長（高橋幸晴） 暫時休憩します。

午後 3時33分 休 憩

午後 3時35分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

採択という意見があがりましたが、ほかにございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） お諮りいたします。本件につきましては、採択と決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただいま採択となりました陳情第28号について、意見書の案文をご協議いただきたいと思ひます。

（事務局が意見書案を配付）

○委員長（高橋幸晴） ただいま配付いたしました意見書案について、ご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） ないようございませんので、この意見書案のとおりといたします。

ただいま協議頂きました意見書案を、会議規則第14条第2項の規定により、委員会として議長に提出したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

これで、農林商工部所管の議案審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。再開時刻は、3時45分といたします。

午後 3時36分 休 憩

.....

午後 3時40分 再 開

○委員長(高橋幸晴) 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。加賀谷農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(加賀谷光秋) 大変ご苦労様です。お疲れのところよろしくお願ひ申し上げます。説明の前に、少し時間をいただき御礼申し上げます。

1月9日に開催されました、農業委員との新春懇談会の際には、委員長はじめ委員の皆様からご出席をいただき誠にありがとうございました。今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、私から、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」農業委員会事務局所管の予算についてご説明申し上げます。座って説明させていただきます。

平成27年度当初予算概要、農業委員会事務局をご覧いただきたいと存じます。当初予算概要の最後のページになります。

ご存じのように農業委員会予算は、事務費や負担金でありますので、この当初予算概要にてご説明申し上げます。

はじめに、6款1項1目1事業、農業委員会委員報酬であります。昨年の委員の改選により、西仙北選挙区に1名の欠員があり、選挙委員定数40名に対し39名と市長が選任した委員7名により、合わせて46名の委員報酬2,751万円あります。

報酬の内訳といたしましては、会長が月額6万1,500円、会長職務代理者が月額5万3,000円、委員が月額4万9,500円の44名分となっております。

次に、6款1項1目10事業、農業委員会費事務費であります。農業委員会の一般事務に係る経費で、594万9千円あります。前年度より126万9千円の減となっ

ております。

減の理由といたしましては、東西の農業委員会を統合した時から委嘱しておりました、農業委員会協力員27名については、任期3年一限りとしておりましたことから、報償費の減が主なものであります。

旅費については、農業委員が総会や農地、農政及び広報専門委員会へ出席した際の費用弁償と職員旅費233万2千円であります。

需用費については、農業委員会だより年2回発行の印刷費、選挙人名簿関連経費が主なもので221万6千円であります。

役務費については、農業委員選挙人名簿関連郵便料が主なもので、138万3千円あります。

この事業には、県からの委託金であります権限移譲事務交付金48万4千円が充当されます。

次に、6款1項1目11事業、会長交際費であります。予算額は、11万3千円で、前年度より2万円の減であります。主な支出は、慶弔費であります。

次に、6款1項1目12事業、農業者年金事務経費であります。予算額は、218万円で前年度と同額となっております。農業者年金基金からの委託事業であります。

旅費については、年金加入推進にかかる委員の先進地研修費が主なもので、153万4千円あります。

需用費については、年金加入推進のリーフレット及び消耗品等の購入で、55万3千円あります。

この事業には、財源として、農業者年金基金からの業務委託費218万円の充当されます。

次に、6款1項1目13事業、機構集積支援事業費であります。この事業は、昨年度までの農地制度実施円滑化事業において実施してきた、農地法に基づく事務の適正実施、農地の有効利用促進、広域的農地利用調整の活動を引き継ぎつつ、新たに遊休農地の所有者の農地利用の意思確認、権利調査支援が補助対象に加えられて、組み替えられ機構集積支援事業となったもので、国からの100%補助事業であります。

予算額は、496万1千円で前年度比較では、388万4千円の増額となっております。予算の増額の理由といたしましては、農地台帳が法定化されたことにより、国より示された法定項目等について、農地の一筆毎の確認及びその農地の農家の意向調査を実

施するための経費が増額となったものであります。

内訳といたしましては、旅費については、農地利用状況調査及び全国担い手サミット等の旅費94万2千円であります。

需用費については、農地台帳一筆毎の調査及び農地の利用についての意向調査に係る印刷費及び各種消耗品費等で、70万5千円であります。

役務費については、一筆調査及び意向調査における郵便料等で、218万1千円であります。

委託料については、総会議事録作成委託料及び農地台帳システム保守業務委託料が補助金に該当することにより、予算措置したものであり、112万1千円であります。

この事業には財源として、機構集積支援事業費補助金496万1千円が充当されます。

次に、6款1項1目16事業、農地情報管理システム運用経費であります。農地台帳システムの保守業務委託料は、機構集積支援事業費にも置かれておりますが、こちらの経費は、機構集積支援事業の補助金の決定までの3ヶ月分の保守業務委託料と、南外地域の農地地図情報システムの保守業務委託料で33万8千円あります。前年度比較68万8千円の減については、機構集積支援事業で9ヶ月分について予算措置したことにより減となったものであります。

次に、6款1項1目17事業、農地保有合理化促進事業費であります。予算額は、14万7千円で、前年度比較4万6千円の減であります。

この事業は、秋田県農業公社と農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の効率的、計画的な集積を図るため、利用調整会議の費用弁償や嘱託登記に係る経費であります。

旅費については、農用地利用調整会議出席者への費用弁償9万円あります。

役務費については、郵便料5万7千円あります。

この事業には、秋田県農業公社から農地保有合理化促進事業費等業務委託費として、10万円が充当されます。

次に、6款1項1目50事業、農業委員会費負担金であります。農業委員会関係団体への負担金であります。

予算額は、秋田県農業会議等負担金が132万2千円、秋田県都市農業委員会会長会負担金4万円、県南地区農業委員会会長会負担金7万7千円、合計で、143万9千円で前年度比較11万円の減となっております。

前年度比較11万円の減につきましては、県南地区農業委員会会長会負担金について、

5月の全国農業委員会会長大会にあわせて行われる、県南地区会長会の先進地研修事業の経費と秋田県農業委員大会において決議された要請事項等について、12月及び2月に県選出国會議員に対し要請活動を行う事業の経費が主なものであります。先進地研修、要請活動の際の交通費等及び県南会長会事務局随行員の経費を、県南7市町村が同額の負担をするものとしたことによる減であります。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（高橋幸晴） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。武田委員。

○14番（武田 隆） 前回も話したったども、この農地中間管理機構の出し手の人方への相談役というか、を農業委員会になってけでるっしよな。それをもっとこう、個別にというか、農家個々になんてはできねもんだっしべな。

○委員長（高橋幸晴） 加賀谷農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 前回の会議の際に、要請ありまして、次の次の総会にパンフレットを用意しまして、農業委員に配って個々に周知してくださいとは申し上げました。その次なんですけれども、その予算において、農地の意思確認を全戸にやりますので、その結果に基づいて、機構に貸した人に関しては、それなりの処置をしたいなとは思っておりますので、まず持ってる農地をどうしたいのかという意思を確認したいと思います。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございませんか。はい、茂木委員。

○11番（茂木 隆） 農業者年金の事務経費について、まず最初に農業者年金は今どのぐらいの加入の状況になってるのか、ひとつと、年金の加入推進委員というのは、どうの方が、その辺ちょっと、何人ぐらいいるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（高橋幸晴） 加賀谷農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 農業者年金は、旧制度と新制度がございまして、旧制度に加入している方は、2,390名。新制度に加入している方が82名でございます。加入推進員は、各地域農業委員1名を加入推進部長といたしまして、加入推進しているところでございますが、今年の実績としましては、大仙市農業委員会は8名という目標を立てておりますけれども、現在今のところ4名しか加入していない状況でございます。

- 委員長（高橋幸晴） 茂木委員。
- 11番（茂木 隆） 各地区というのは、旧町村単位を各地区ということだっしな。それから、農業委員会の農業委員会費負担金か、秋田県農業会議の負担金も一番大きい数字になっておりますけれども、これは各県内の各農業委員会、例えば面積だどが、農業委員の数だどが、それによつての負担金だと思うんですけれども、県の方ではどのくらい、秋田県でどのくらい農業委員会に対して負担金を出しているのか。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀谷農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 農業会議拠出金、市町村別負担金として、総額で752万4,140円で、あと各農地割と、そういうので、各市、あるいは町のでておりますけれども、県のまではちょっと、申し訳ございませんけれども。
- 委員長（高橋幸晴） はい、茂木委員。
- 11番（茂木 隆） 例えば、その県の、秋田県農業会議に職員は、例えば大仙市の場合農業委員会は大仙市の職員だっしべつた。県の農業会議の職員は、県職員なんだっしか。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀谷農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 事務局長が県から派遣された職員1人で、あとは農業会議が採用した職員になってます。正職員が2名、臨時が9名くらい、あわせて12名くらい。
- 委員長（高橋幸晴） 茂木委員。
- 11番（茂木 隆） 職員の人件費なりは、どこで持つてるもんだっしか。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀谷農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 市町村全県で、944万6,106円しかならないので、負担金だけではちょっと賄いきれない人数になりますので、国か県からでてるのかなと思います。
- 委員長（高橋幸晴） 茂木委員。
- 11番（茂木 隆） 農業委員会改革でてるがら、今の段階での国の方向性、大仙市の農業委員会に対して、情報がもしあったら合わせて伺いたいと思います。
- 委員長（高橋幸晴） 加賀谷農業委員会事務局長。
- 農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 大まかなことしか申し上げられませんけれども、第1に農業委員会の業務が、農地利用の担い手集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・

解消、新規参入の促進等を明確にされたこと。それから、農業委員会は農地転用違反事案に関し、知事等に原状回復命令を発出することができるようになるとか、あと建議ができることは、今検討されておりますが、それが農地等の利用の最適化の推進業務に関しては答申ができますよと、意見を申し上げることができますよということが書かれております。あと、農業委員の選出方法に関しては、市議会の同意を得て、市長が任命すると、市長はあらかじめ候補者を各地域、例えば大仙市選挙区8つあるんですけど、その地域から出してもらい、若しくは自分で手を挙げてもらう。その推薦なり、公募したものを市長が選任するという事になっています。現行農業委員の任期満了が各市町村で違いますので、当市は平成29年7月30日に任期切れますので、それまでは今の現行の委員で活動することになってございます。あと、人数については、政令基準ありますけれども、その半分程度、なので、今、大仙市40名ですので、20名ぐらいになるのかなど。市長が選任する、要は、農協、土地改良、議会に関しては、廃止になるということになってございます。それから、委員の構成に関しては、認定農業者を必ず半分以上入れる。それから、農業に関係のない学識経験者も必ず入れるということになってます。それから、市長がその委員を任命するにあたっては、委員の年齢とか性別に著しい偏りがないように公平に配慮して選任してもらおうということが書かれております。それから、農業委員を補佐するという意味で、農地利用最適化推進委員なる方を農業委員会が選任しなければならないことになっています。100haに1人程度。大仙市、すごい農地ありますので、かなりの人数を選任しないといけないことになってございます。その農地利用最適化推進委員は、各農地を守って、農地の有効利用を図って、農業委員会に対し、かかった事案に対して意見を述べることもできるとなっております。

○11番（茂木 隆） そうすれば、例えば報酬とか、当然出てくるんですか。

○農業委員会事務局長（加賀谷光秋） 出てきます。

だから、今の農業委員報酬、2,751万円よりもはるかに大きい金額が出る可能性があります。

○委員長（高橋幸晴） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・表決につきましては、一括で行います。

これで、農業委員会所管の議案審査は終了いたしました。

ここで、説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。ご苦勞様でした。

午後 4時 1分 休 憩

.....
午後 4時 7分 再 開

○委員長（高橋幸晴） 休憩前に引き続き、審査を再開いたします。

議案第38号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」をふたたび議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

それではお諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第69号「平成26年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」をふたたび議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高橋幸晴） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（高橋幸晴） つぎに、議案第49号「平成27年度大仙市一般会計予算」をふたたび議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長(高橋幸晴) 次に、閉会中の継続審査および調査の申し出にかかる事件について、お諮りいたします。

お手元に配付しました事件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査および調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された事件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高橋幸晴) ご異議なしと認め、そのように決しました。

これで企画産業常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時12分 閉 会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

企画産業常任委員会委員長 高 橋 幸 晴